2025年9月1日

「ＪＡネットバンク利用規定」等の一部改正について（事前のご案内）

当組合では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止への対応として、2025年10月1日（水）付で以下の利用規定を一部改正いたします。

- JAネットバンク利用規定
- 法人JAネットバンク利用規定
- JAデータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式）利用規定
- ファームバンキング／ホームバンキング利用規定
- 振込規定※

※振込依頼内容の変更（訂正）時に、対応する条項を設けること等に伴う改正を行います。

改正内容の詳細につきましては、添付の新旧対照表をご参照ください。

以　上

ＪＡネットバンク利用規定の制定

Page	改正後	現行	備考	差異
新:表紙-1	ＪＡネットバンク利用規定		(4)その他所要事項の見直し	追加
新:表紙-1 旧:表紙-1				
新:表紙-1	JA バンク		(4)その他所要事項の見直し	追加
新:表紙-1				
旧:本則-1		参考資料	(4)その他所要事項の見直し	削除
旧:本則-2		参考資料目次	(4)その他所要事項の見直し	削除
旧:本則-2				

Page	改正後	現行	備考	差異
旧：本則-2		参考資料番号 / 名称 / ページ 参考資料１ / ＪＡネットバンク利用規定 / 参考資料-3	(4)その他所要事項の見直し	削除
旧：本則-2				
新：本則-1 旧：本則-3	ＪＡネットバンク利用規定	参考資料１　ＪＡネットバンク利用規定	(4)その他所要事項の見直し	削除
新：本則-1 旧：本則-3	1　ＪＡネットバンク	第１条　「ＪＡネットバンク」	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新：本則-1 旧：本則-3	「ＪＡネットバンク」（以下、「本サービス」といいます。）は、パソコンやスマートフォンなど当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下、「払込み」といいます。）を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申込みを行い、かつ当組合が当該申込みを承諾した本邦居住の方のみとします。	「ＪＡネットバンク」（以下「本サービス」といいます。）は、パソコンやスマートフォンなど当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下「払込」といいます。）を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申込みを行い、かつ当組合が当該申込みを承諾した本邦居住の方のみとします。		追加
新：本則-1 旧：本則-3	契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。	契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。		
新：本則-1 旧：本則-3	2　サービス取扱時間	第２条　サービス取扱時間	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新：本則-1 旧：本則-3	本サービスの取扱時間は、当組合所定の時間内とし、取扱時間は利用するサービスにより異なる場合があります。また、回線障害等が発生した場合は、取扱時間中であっても予告なしに取扱いを一時停止または中止することがあります。	本サービスの取扱時間は、当組合所定の時間内とし、取扱時間は利用するサービスにより異なる場合があります。また、回線障害等が発生した場合は、取扱時間中であっても予告なしに取扱いを一時停止または中止することがあります。		
新：本則-1 旧：本則-3	3　利用申込み	第３条　利用申込み	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新：本則-1 旧：本則-3	(1)　本サービスの利用申込対象者は、当組合にキャッシュカード（代理人カードは除きます。以下、同じとします。）発行済みの普通貯金口座（総合口座取引の普通貯金口座を含みます。以下、同じとします。）を保有する個人の方とします。利用の申込みに際しては、当組合が定める方法により必要事項の届出および登録を行ってください。	1. 本サービスの利用申込対象者は、当組合にキャッシュカード（代理人カードは除きます。以下同じとします。）発行済みの普通貯金口座（総合口座取引の普通貯金口座を含みます。以下同じとします。）を保有する個人の方とします。利用の申込みに際しては、当組合が定める方法により必要事項の届出および登録を行ってください。		変更
旧：本則-3		2. 本サービスを利用できる口座は、契約者が指定した当組合所定の貯金種類の契約者名義口座（以下「サービス利用対象口座」といいます。）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当組合所定の範囲内とします。		削除
新：本則-1 旧：本則-3	(2)　本サービスを利用できる口座は、契約者が指定した当組合所定の貯金種類の契約者名義口座（以下、「サービス利用対象口座」といいます。）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当組合所定の範囲内とします。なお、本サービスの申込みの際には、サービス利用対象口座のうち一つのキャッシュカード発行済みの普通貯金口座を「サービス利用代表口座」（以下、「代表口座」といいます。）として届け出ていただき、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。	なお、本サービスの申込みの際には、サービス利用対象口座のうち一つのキャッシュカード発行済みの普通貯金口座を「サービス利用代表口座」（以下「代表口座」といいます。）として届け出ていただき、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-1 旧:本則-3	4　本人確認	第4条　本人確認	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-1 旧:本則-3	(1)　本サービスの利用申込みおよび解約では、当組合ホームページ上の受付画面より所定事項を入力・伝達する場合は、当該入力・伝達された代表口座番号、当該口座のキャッシュカード暗証番号等と、当組合に登録されている各項目との一致を確認する方法により契約者本人である旨の確認（以下、「本人確認」といいます。）を行います。	1. 本サービスの利用申込および解約では、当組合ホームページ上の受付画面より所定事項を入力・伝達する場合は、当該入力・伝達された代表口座番号および当該口座のキャッシュカード暗証番号等と、当組合に登録されている各項目との一致を確認する方法により契約者本人である旨の確認（以下「本人確認」といいます。）を行います。		変更
新:本則-1 旧:本則-3	(2)　本サービスの利用では、端末機器から送信された「ログイン ID」、「パスワード」と、当組合に登録されている「ログイン ID」、「パスワード」との一致のほか、当組合が定める方法により本人確認を行います。	2. 本サービスの利用では、端末機器から送信された「ログイン ID」、「パスワード」と、当組合に登録されている「ログイン ID」、「パスワード」との一致の他、当組合が定める方法により本人確認を行います。		変更
新:本則-1 旧:本則-3	(3)　本サービスの本人確認に必要な確認項目、本人確認方法の規格、設定方法、技術的要件等は当組合が定めるものとし、当組合が必要とする場合、変更することができるものとします。	3. 本サービスの本人確認に必要な確認項目および本人確認方法の規格、設定方法、技術的要件等は当組合が定めるものとし、当組合が必要とする場合、変更することができるものとします。		変更
新:本則-1 旧:本則-3	(4)　本サービスの本人確認にて、キャッシュカード暗証番号が当組合の任意に定める回数まで連続して誤って入力された場合、キャッシュカードの利用が制限され、本サービスのほか、ATMや窓口での入出金、残高照会等、キャッシュカードを利用する一切の取引が利用できなくなります。	4. 本サービスの本人確認にて、キャッシュカード暗証番号が当組合の任意に定める回数まで連続して誤って入力された場合、キャッシュカードの利用が制限され、本サービスのほか、ＡＴＭや窓口での入出金、残高照会等、キャッシュカードを利用する一切の取引が利用できなくなります。		変更
新:本則-2 旧:本則-4	5　取引の依頼・依頼内容の確認等	第5条　取引の依頼・依頼内容の確認等	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-2 旧:本則-4	(1)　本サービスの取引（利用申込みや解約を含みます。以下、同じとします。）の依頼は、第4条の本人確認手続を経た後、取引に必要な事項を当組合の指定する操作方法により行ってください。	1. 本サービスの取引（利用申込や解約を含みます。以下同じとします。）の依頼は、第4条の本人確認手続を経た後、取引に必要な事項を当組合の指定する操作方法により行ってください。		変更
新:本則-2 旧:本則-4	(2)　当組合が本サービスの取引の依頼を受けた場合、契約者に依頼内容を端末機器を通じて確認しますので、その内容が正しいときには、当組合の指定する操作方法により、確認した旨を当組合に伝達してください。当組合が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとして、契約者の有効な意思により、かつ依頼内容が真正なものとみなし取り扱います。また、依頼した取引については、本規定において特に定めのない限り、取消し、変更等はできないものとします。なお、払込みにかかる操作手順は第8条でご確認ください。	2. 当組合が本サービスの取引の依頼を受けた場合、契約者に依頼内容を端末機器を通じて確認しますので、その内容が正しい時には、当組合の指定する操作方法により、確認した旨を当組合に伝達してください。当組合が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとして、契約者の有効な意思により、かつ依頼内容が真正なものとみなし取り扱います。また、依頼した取引については、本規定において特に定めのない限り、取消、変更等はできないものとします。		変更
旧:本則-4		なお、払込にかかる操作手順は第8条でご確認ください。		削除
新:本則-2 旧:本則-4	(3)　取引の依頼事項・内容および取引の完了結果については、当組合が指定する方法（受付完了確認画面、依頼内容の照会機能、通帳等）により、契約者の責任において必ず確認してください。なお、内容に不明な点がある場合等は、当組合にご確認ください。ただし、第8条払込みにかかる確認は、収納機関に直接ご確認ください。	3. 取引の依頼事項・内容および取引の完了結果については、当組合が指定する方法（受付完了確認画面、依頼内容の照会機能、通帳等）により、契約者の責任において必ず確認してください。		変更
旧:本則-4		なお、内容に不明な点がある場合等は、当組合にご確認ください。ただし、第8条払込にかかる確認は、収納機関に直接ご確認ください。		削除
新:本則-2 旧:本則-4	(4)　以下の事由等により、契約者から依頼された取引が処理できなかった場合には、当該取引が行われなかったことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。	4. 以下の事由等により、契約者から依頼された取引が処理できなかった場合には、当該取引が行われなかったことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-2 旧:本則-4	a 以下の金額が支払元の貯金口座（以下、「支払指定口座」といいます。）の支払可能残高（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。	(1) 以下の金額が支払元の貯金口座（以下「支払指定口座」といいます。）の支払可能残高（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。	(2)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-2 旧:本則-4	(a) 振込・振替手続の処理時における振込金額と振込手数料の合計金額または振替金額	a 振込・振替手続の処理時における振込金額と振込手数料の合計金額または振替金額		変更
新:本則-2 旧:本則-4	(b) 払込手続の処理時における払込金額	b 払込手続の処理時における払込金額		変更
新:本則-2 旧:本則-4	(c) 定期貯金預入手続の処理時における預入金額	c 定期貯金預入手続の処理時における預入金額		変更
新:本則-2 旧:本則-4	(d) 繰上返済手続の処理時における約定返済元金・利息と繰上返済元金・利息および繰上返済手数料の合計金額	d 繰上返済手続の処理時における約定返済元金・利息と繰上返済元金・利息および繰上返済手数料の合計金額		変更
新:本則-2 旧:本則-4	(e) カードローン返済手続の処理時における返済金額	e カードローン返済手続の処理時における返済金額		変更
新:本則-2 旧:本則-4	b 振替手続において入金先の貯金口座が解約済みのとき。	(2) 振替手続において入金先の貯金口座が解約済みのとき。		変更
新:本則-2 旧:本則-4	c 払込手続において、払込先の収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができないとき。	(3) 払込手続において、払込先の収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができないとき。		変更
新:本則-2 旧:本則-4	d 支払指定口座に対し契約者から支払停止もしくは解約の届出があり、それに基づき当組合が手続を行ったとき。	(4) 支払指定口座に対し契約者から支払停止もしくは解約の届出があり、それに基づき当組合が手続を行ったとき。		変更
新:本則-2 旧:本則-4	e 当組合の任意に定める回数を超えてパスワード（キャッシュカード暗証番号を含みます。以下、同じとします。）を誤って端末機器に入力したとき。	(5) 当組合の任意に定める回数を超えてパスワード（キャッシュカード暗証番号を含みます。以下同じとします。）を誤って端末機器に入力したとき。		変更
新:本則-2 旧:本則-4	f 差押え、その他相当の事由が発生したとき。	(6) 差押その他相当の事由が発生したとき。		変更
新:本則-2 旧:本則-4	(5) サービス利用対象口座について同日に複数の引落し（本サービス以外の引落しを含みます。）をする場合には、その総額が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき、その何れを引き落とすかは当組合の任意とします。また、万一、これにより損害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません。	5. サービス利用対象口座について同日に複数の引き落とし（本サービス以外の引き落としを含みます。）をする場合には、その総額が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき、その何れを引き落とすかは当組合の任意とします。また、万一、これにより損害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません。		変更
新:本則-2 旧:本則-4	6 照会サービス	**第6条 照会サービス**	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-2 旧:本則-4	(1) 照会サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座について、その残高や入出金明細など各種情報を提供するサービスをいいます。	1. 照会サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座について、その残高や入出金明細など各種情報を提供するサービスをいいます。		変更
新:本則-3 旧:本則-5	(2) 照会サービスの利用時間、提供する各種情報の基準・範囲等は、当組合が別途定めた内容に基づくこととします。ただし、当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、これらを変更することができるものとします。	2. 照会サービスの利用時間および提供する各種情報の基準・範囲等は、当組合が別途定めた内容に基づくこととします。ただし、当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、これらを変更することができるものとします。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-3 旧:本則-5	(3) 当組合が提供した情報は、その残高・入出金明細を証明するものではありません。受入証券類の不渡りなど相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、変更または取消しをすることがあります。また、こうした変更・取消しのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	3. 当組合が提供した情報は、その残高・入出金明細を証明するものではありません。受入証券類の不渡など相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、変更または取消をすることがあります。また、こうした変更・取消のために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(2)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-3 旧:本則-5	7 振込・振替サービス	第7条 振込・振替サービス	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-3 旧:本則-5	(1) 振込・振替サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者が指定した日（以下、「振込・振替指定日」といいます。）に、あらかじめ指定された普通貯金・当座貯金・貯蓄貯金のサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額を引き落とし、契約者が指定した当組合または当組合以外の金融機関の国内本支店の貯（預）金口座（以下、「入金指定口座」といいます。）へ入金することができるサービスをいいます。なお、当組合以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取扱いできない場合があります。	1. 振込・振替サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者が指定した日（以下「振込・振替指定日」といいます。）に、あらかじめ指定された普通貯金・当座貯金・貯蓄貯金のサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額を引き落とし、契約者が指定した当組合または当組合以外の金融機関の国内本支店の貯（預）金口座（以下「入金指定口座」といいます。）へ入金することができるサービスをいいます。		変更
旧:本則-5		なお、当組合以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取り扱いできない場合があります。		削除
新:本則-3 旧:本則-5	(2) 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。	2. 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。		変更
新:本則-3 旧:本則-5	a 支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属し、かつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。	(1) 支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属し、かつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。		変更
新:本則-3 旧:本則-5	b 支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属していない場合、または支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属する場合であっても、その名義が異なる場合は、「振込」として取り扱い、当組合所定の振込手数料を支払指定口座からお支払いいただきます。	(2) 支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属していない場合、または支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属する場合であっても、その名義が異なる場合は、「振込」として取り扱い、当組合所定の振込手数料を支払指定口座からお支払いいただきます。		変更
新:本則-3 旧:本則-5	c 振込・振替指定日は、当組合の指定する操作方法により指定してください。この場合、指定日は当組合所定の期間からお選びいただきます。ただし、振込先の金融機関の状況等により、指定日の翌営業日扱いとなることもあります。なお、当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この期間を変更することがあります。	(3) 振込・振替指定日は、当組合の指定する操作方法により指定してください。この場合、指定日は当組合所定の期間からお選びいただきます。ただし、振込先の金融機関の状況等により、指定日の翌営業日扱いとなることもあります。		変更
旧:本則-5		なお、当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この期間を変更することがあります。		削除
新:本則-3 旧:本則-5	d 振込・振替サービスにおける１日あたりの上限金額は当組合所定の金額の範囲内、かつ契約者が指定・登録した金額とします。なお、当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この上限金額を変更することがあります。	(4) 振込・振替サービスにおける１日当たりの上限金額は当組合所定の金額の範囲内、かつ契約者が指定・登録した金額とします。		変更
旧:本則-5		なお、当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この上限金額を変更することがあります。		削除
新:本則-3 旧:本則-5	e 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合の指定する操作方法により、取消しができるものとします。取引実行後の依	(5) 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合の指定する操作方法により、取消ができるものとします。取引実行後の依		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	頼内容の変更（以下、「訂正」といいます。）または取りやめ（以下、「組戻し」といいます。）は、原則として取扱いできません。ただし、当組合がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当組合の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。	頼内容の変更（以下「訂正」といいます。）または取りやめ（以下「組戻し」といいます。）は、原則として取り扱いできません。ただし、当組合がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当組合の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。		
旧：本則-5		なお、組戻しを行う場合には、当組合所定の組戻手数料が別途必要となります。	(3)「振込規定」改正に伴う記載変更	削除
新：本則-3 旧：本則-5	f 前号の組戻手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。	(6) 前号の組戻し手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。	(2)体裁・レイアウト変更	変更
旧：本則-5		なお、組戻しができなかった場合には、組戻手数料は返却します。	(3)「振込規定」改正に伴う記載変更	削除
旧：本則-5		(7) 入金不能により入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、契約者から組戻しの依頼を受けることなく振込金額を当該取引の指定口座に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新：本則-3 旧：本則-6	g 入金不能により入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、契約者から組戻しの依頼を受けることなく振込金額を当該取引の指定口座に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。なお、これにより生じた損害について当組合は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があった際には、当組合は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。	なお、これにより生じた損害について当組合は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があった際には、当組合は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。		追加
新：本則-3 旧：本則-6	8 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」	第8条 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新：本則-3 旧：本則-6	(1) 税金・各種料金払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下、「払込み」といいます。）サービスは、当組合所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下、「料金等」といいます。）の払込みを行うため、当組合が指定する操作方法により、契約者があらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます。）を引き落とすことにより、料金等の払込みを行うサービスをいいます。	1. 税金・各種料金払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下「払込」といいます。）サービスは、当組合所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下「料金等」といいます。）の払込を行うため、当組合が指定する操作方法により、契約者があらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます。）を引き落とすことにより、料金等の払込を行うサービスをいいます。		変更
新：本則-4 旧：本則-6	(2) 料金等払込みをするときは、当組合が定める方法および操作手順に従ってください。	2. 料金等払込をするときは、当組合が定める方法および操作手順に従ってください。		変更
新：本則-4 旧：本則-6	(3) 利用者の端末機器において、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当組合に依頼してください。ただし、利用者が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込みを選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が当組合のＪＡネットバンクに引き継がれます。	3. 利用者の端末機器において、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当組合に依頼してください。ただし、利用者が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込を選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が当組合のＪＡネットバンクに引き継がれます。		変更
新：本則-4 旧：本則-6	(4) 前項本文の照会または前項ただし書の引継ぎの結果として利用者の端末機器の画面に表示される納付情報または請求情報から払込みを希望する料金等を選択してください。	4. 前項本文の照会または前項ただし書の引継ぎの結果として利用者の端末機器の画面に表示される納付情報または請求情報から払込を希望する料金等を選択してください。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-4 旧:本則-6	(5) 利用者の端末機器の画面に払込みを希望した料金等の内容が表示されますので、利用者はその申込内容を確認のうえ、当組合が定める方法で料金等払込みの申込みを行ってください。	5. 利用者の端末機器の画面に払込を希望した料金等の内容が表示されますので、利用者はその申込内容を確認のうえ、当組合が定める方法で料金等払込の申込みを行ってください。	(2)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-4 旧:本則-6	(6) 料金等払込みにかかる契約は、当組合がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して払込資金を貯金口座から引き落とした時に成立するものとします。	6. 料金等払込にかかる契約は、当組合がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して払込資金を貯金口座から引き落とした時に成立するものとします。		変更
新:本則-4 旧:本則-6	(7) 次の場合には料金等払込みを行うことができません。	7. 次の場合には料金等払込を行うことができません。		変更
新:本則-4 旧:本則-6	a 停電、故障等により取扱いできない場合	(1) 停電、故障等により取り扱いできない場合		変更
新:本則-4 旧:本則-6	b 申込内容に基づく払込金額が、手続時点において利用者の口座より払い戻すことができる金額（当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。）を超える場合	(2) 申込内容に基づく払込金額が、手続時点において利用者の口座より払い戻すことができる金額（当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。）を超える場合		変更
新:本則-4 旧:本則-6	c 利用者の口座が解約済みの場合	(3) 利用者の口座が解約済みの場合		変更
新:本則-4 旧:本則-6	d 利用者の口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当組合が当組合の定める手続を行った場合	(4) 利用者の口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当組合が当組合の定める手続を行った場合		変更
新:本則-4 旧:本則-6	e 差押え等やむを得ない事情があり当組合が不適当と認めた場合	(5) 差押等やむを得ない事情があり当組合が不適当と認めた場合		変更
新:本則-4 旧:本則-6	f 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合	(6) 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合		変更
新:本則-4 旧:本則-6	g 当組合の任意に定める回数を超えてパスワード等を誤って利用者の端末機器に入力した場合	(7) 当組合の任意に定める回数を超えてパスワード等を誤って利用者の端末機器に入力した場合		変更
新:本則-4 旧:本則-6	h その他当組合が必要と認めた場合	(8) その他当組合が必要と認めた場合		変更
新:本則-4 旧:本則-6	(8) 料金等払込みにかかるサービスの利用時間は、当組合が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当組合の定める利用時間内でも利用ができないことがあります。	8. 料金等払込にかかるサービスの利用時間は、当組合が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当組合の定める利用時間内でも利用ができないことがあります。		変更
新:本則-4 旧:本則-6	(9) 料金等払込みにかかる契約が成立した後は、料金等払込みの申込みを撤回することができません。	9. 料金等払込にかかる契約が成立した後は、料金等払込の申込みを撤回することができません。		変更
新:本則-4 旧:本則-6	(10) 当組合は、料金等払込みにかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問合せください。	10. 当組合は、料金等払込にかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。		変更
新:本則-4 旧:本則-7	(11) 収納機関の連絡により、料金等払込みが取り消されることがあります。	11. 収納機関の連絡により、料金等払込が取り消されることがあります。		変更
新:本則-4 旧:本則-7	(12) 当組合または収納機関の任意に定める回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込みの利用が停止されることがあります。料金等払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当組合または収納機関が定める手続を行ってください。	12. 当組合または収納機関の任意に定める回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込の利用が停止されることがあります。料金等払込サービスの利用を再開するには、必要に応じて当組合または収納機関が定める手続を行ってください。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-4 旧:本則-7	(13) 国庫金の収納は、歳入代理店である農林中央金庫が収納いたします。	13. 国庫金の収納は、歳入代理店である農林中央金庫が収納いたします。	(2)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-5 旧:本則-7	9 定期貯金サービス	第9条 定期貯金サービス	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-5 旧:本則-7	(1) 定期貯金サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した口座について、定期貯金の口座開設、預入れ、満期解約予約、満期時取扱条件変更（満期解約予約取消、元金継続・元利金継続の変更）、中途解約等を行うことができるサービスをいいます。	1. 定期貯金サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した口座について、定期貯金の口座開設、預入、満期解約予約、満期時取扱条件変更（満期解約予約取消、元金継続・元利金継続の変更）、中途解約等を行うことができるサービスをいいます。		変更
新:本則-5 旧:本則-7	(2) 本サービスによる口座開設を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち定期貯金口座未開設の総合口座とし、開設した定期貯金口座（以下、「開設口座」といいます。）は、自動的にサービス利用対象口座に登録されます。なお、口座開設時に契約者が指定した総合口座の届出印を開設口座の届出印とします。	2. 本サービスによる口座開設を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち定期貯金口座未開設の総合口座とし、開設した定期貯金口座（以下「開設口座」といいます。）は、自動的にサービス利用対象口座に登録されます。なお、口座開設時に契約者が指定した総合口座の届出印を開設口座の届出印とします。		変更
新:本則-5 旧:本則-7	(3) 本サービスによる預入れは、次のとおり取り扱います。	3. 本サービスによる預入は、次のとおり取り扱います。		変更
新:本則-5 旧:本則-7	a 預入れを利用できるのは、サービス利用対象口座のうち証書式定期貯金を除く定期貯金口座とし、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座（納税準備貯金を除きます。）から預入金額を引き落とし、契約者が指定した定期貯金口座に預入れします。	(1) 預入を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち証書式定期貯金を除く定期貯金口座とし、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座（納税準備貯金を除く。）から預入金額を引き落とし、契約者が指定した定期貯金口座に預入します。		変更
新:本則-5 旧:本則-7	b 定期貯金商品は当組合所定のものに限ります。また、預入れの期間が 10 年やマル優等、本サービスによる取扱いができない事項があります。	(2) 定期貯金商品は当組合所定のものに限ります。また、預入の期間が 10 年やマル優等、本サービスによる取扱いができない事項があります。		変更
新:本則-5 旧:本則-7	c 定期貯金の適用利率は、預入日における定期貯金商品の貯金利率とします。	(3) 定期貯金の適用利率は、預入日における定期貯金商品の貯金利率とします。		変更
新:本則-5 旧:本則-7	(4) 本サービスによる満期解約予約および満期解約予約取消を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち総合口座の定期貯金口座とします。また、元金継続・元利金継続の変更を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち証書式定期貯金を除く定期貯金口座とします。	4. 本サービスによる満期解約予約および満期解約予約取消を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち総合口座の定期貯金口座とします。また、元金継続・元利金継続の変更を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち証書式定期貯金を除く定期貯金口座とします。		変更
新:本則-5 旧:本則-7	(5) 本サービスによる中途解約を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち証書式定期貯金を除く定期貯金口座における当組合が定める商品に限ります。また、当組合所定の中途解約利率を適用します。	5. 本サービスによる中途解約を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち証書式定期貯金を除く定期貯金口座における当組合が定める商品に限ります。また、当組合所定の中途解約利率を適用します。		変更
新:本則-5 旧:本則-7	(6) 本サービスを利用できる口座や商品に該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスを利用できない場合があります。	6. 本サービスを利用できる口座や商品に該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスを利用できない場合があります。		変更
新:本則-5 旧:本則-7	10 ローン繰上返済サービス	第10条 ローン繰上返済サービス	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-5 旧:本則-7	(1) ローン繰上返済サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、契約者が当組合で借り入れたローンのうち当組合所定の本サービスの対象とするローンについて、残高照会、一部繰上返済シミュレーション、一部繰上返済予約等を行うことができるサービスをいいます。	1. ローン繰上返済サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、契約者が当組合で借り入れたローンのうち当組合所定の本サービスの対象とするローンについて、残高照会、一部繰上返済シミュレーション、一部繰上返済予約等を行うことができるサービスをいいます。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-5 旧:本則-7	(2) 本サービスの対象となるローンは、当組合が定めるものに限るものとし、また、対象となるローンに該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスが利用できない場合があります。	2. 本サービスの対象となるローンは、当組合が定めるものに限るものとし、また、対象となるローンに該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスが利用できない場合があります。	(2)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-5 旧:本則-7	(3) 本サービスによる一部繰上返済予約は、次のとおり取り扱います。	3. 本サービスによる一部繰上返済予約は、次のとおり取り扱います。		変更
新:本則-5 旧:本則-7	a 本サービスによる一部繰上返済とは、契約者が当組合で借り入れたローンのうち当組合所定の本サービスの対象とするローンについて、当組合が指定する方法で借入残高の一部を最終返済日より前に繰り上げて返済することをいいます。全額繰上返済は取扱いできません。	(1) 本サービスによる一部繰上返済とは、契約者が当組合で借り入れたローンのうち当組合所定の本サービスの対象とするローンについて、当組合が指定する方法で借入残高の一部を最終返済日より前に繰り上げて返済することをいいます。全額繰上返済は取り扱いできません。		変更
新:本則-5 旧:本則-8	b 一部繰上返済の取引実施日は、「次回約定返済日の3営業日前の前日」までの申込みは次回約定返済日、以降の申込みは次々回の約定返済日とします。なお、約定返済日が非営業日の場合は、翌営業日が一部繰上返済の取引実施日となりますが、利息等計算の基準日は約定返済日とします。	(2) 一部繰上返済の取引実施日は、「次回約定返済日の3営業日前の前日」までの申込みは次回約定返済日、以降の申込みは次々回の約定返済日とします。		変更
旧:本則-8		なお、約定返済日が非営業日の場合は、翌営業日が一部繰上返済の取引実施日となりますが、利息等計算の基準日は約定返済日とします。		削除
新:本則-6 旧:本則-8	c 本サービスで表示される繰上返済後の約定返済額等はあくまで申込み時点での試算であり、実際の手続結果とは異なる場合があります。手続後の利率、返済内容等については、別途交付する「返済計画表」等にて確認してください。	(3) 本サービスで表示される繰上返済後の約定返済額等はあくまで申込み時点での試算であり、実際の手続結果とは異なる場合があります。手続後の利率、返済内容等については、別途交付する「返済計画表」等にて確認してください。		変更
新:本則-6 旧:本則-8	d 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合の指定する操作方法により、取消しができるものとします。	(4) 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合の指定する操作方法により、取消ができるものとします。		変更
新:本則-6 旧:本則-8	e 本サービスによる一部繰上返済では、ローンの契約条件等は、契約者が本サービスで依頼した内容および当組合の承諾に基づき変更されます。また、当組合所定の本サービスによる繰上返済手数料を適用します。	(5) 本サービスによる一部繰上返済では、ローンの契約条件等は、契約者が本サービスで依頼した内容および当組合の承諾に基づき変更されます。また、当組合所定の本サービスによる繰上返済手数料を適用します。		変更
新:本則-6 旧:本則-8	f 当組合は、取引実施日の当組合の定める時間に、必要な資金（約定返済額・利息額、一部繰上返済額・繰上利息額、当組合所定の手数料の合計額）を、ローン契約時に指定した元利金支払口座から引き落とします。当組合は、これらの引落しが完了したことをもって、契約変更を承諾し、当組合の定める方法で処理を行います。	(6) 当組合は、取引実施日の当組合の定める時間に、必要な資金（約定返済額・利息額、一部繰上返済額・繰上利息額、当組合所定の手数料の合計額）を、ローン契約時に指定した元利金支払口座から引き落とします。当組合は、これらの引落しが完了したことをもって、契約変更を承諾し、当組合の定める方法で処理を行います。		変更
新:本則-6 旧:本則-8	g 残高不足等の理由により手続ができなかった場合は、当該返済申込みはなかったものとします。	(7) 残高不足等の理由により手続ができなかった場合は、当該返済申込みはなかったものとします。		変更
新:本則-6 旧:本則-8	11 カードローンサービス	第11条 カードローンサービス	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-6 旧:本則-8	(1) カードローンサービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定したカードローン口座について、契約内容照会、借入れ、返済等を行うことができるサービスをいいます。	1. カードローンサービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定したカードローン口座について、契約内容照会、借入、返済等を行うことができるサービスをいいます。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-6 旧:本則-8	(2) 本サービスの対象となるカードローンは、当組合が定めるものに限るものとし、また、対象となるカードローンに該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスが利用できない場合があります。	2. 本サービスの対象となるカードローンは、当組合が定めるものに限るものとし、また、対象となるカードローンに該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスが利用できない場合があります。	(2)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-6 旧:本則-8	(3) 本サービスによる借入れは、当組合所定の金額範囲内で当座貸越方式により、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した当座貯金または普通貯金口座に貸越金を入金します。	3. 本サービスによる借入は、当組合所定の金額範囲内で当座貸越方式により、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した当座貯金または普通貯金口座に貸越金を入金します。		変更
新:本則-6 旧:本則-8	(4) 本サービスによる返済は、当組合所定の金額範囲内で、サービス利用対象口座のうちカードローン契約時に契約者が指定した口座から、任意の金額を貸越元金の返済に充当します。	4. 本サービスによる返済は、当組合所定の金額範囲内で、サービス利用対象口座のうちカードローン契約時に契約者が指定した口座から、任意の金額を貸越元金の返済に充当します。		変更
新:本則-6 旧:本則-8	12 取引内容の記録等	**第12条 取引内容の記録等**	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-6 旧:本則-8	契約者の依頼内容・取引内容はすべて当組合において記録し、相当期間保存・管理するものとします。また、万一、これらの内容について契約者と当組合との間で疑義が生じたときは、当組合の電磁的記録等の内容を正当なものとして取り扱います。	契約者の依頼内容・取引内容はすべて当組合において記録し、相当期間保存・管理するものとします。また、万一、これらの内容について契約者と当組合との間で疑義が生じたときは、当組合の電磁的記録等の内容を正当なものとして取り扱います。		
新:本則-6 旧:本則-8	13 月額手数料等	**第13条 月額手数料等**	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-6 旧:本則-8	(1) 本サービスの利用にあたっては、当組合所定の月額手数料およびこれに伴う消費税を当組合所定の日に代表口座から引き落とします。なお、本サービスの契約期間中に解約される場合であっても、当組合は既に受け入れた月額手数料を返却しません。	1. 本サービスの利用に当たっては、当組合所定の月額手数料およびこれに伴う消費税を当組合所定の日に代表口座から引き落とします。		変更
旧:本則-8		なお、本サービスの契約期間中に解約される場合であっても、当組合は既に受け入れた月額手数料を返却しません。		削除
新:本則-6 旧:本則-9	(2) 本サービスによる振込にあたっては、第7条における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。	2. 本サービスによる振込に当たっては、第7条における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。		変更
新:本則-6 旧:本則-9	(3) 本サービスにかかる月額手数料、振込・振替金、振込手数料、払込金等の引落しは、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取り扱います。	3. 本サービスにかかる月額手数料、振込・振替金、振込手数料および払込金等の引き落としは、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取り扱います。		変更
新:本則-6 旧:本則-9	(4) 当組合は、本サービスの運営上必要と判断した場合および経済情勢等の変動に応じて、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、月額手数料や本サービスに関する諸手数料を改定あるいは新設する場合があります。	4. 当組合は、本サービスの運営上必要と判断した場合および経済情勢等の変動に応じて、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、月額手数料や本サービスに関する諸手数料を改定あるいは新設する場合があります。		変更
新:本則-7 旧:本則-9	14 パスワードの管理、セキュリティ等	**第14条 パスワードの管理、セキュリティ等**	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-7 旧:本則-9	(1) 「ログインID」、「パスワード」は、重要な情報です。「ログインID」、「パスワード」は、生年月日や電話番号、連続する文字数列の指定を避けたうえで、当組合の定める方法に基づき指定してください。また、「ログインID」、「パスワード」については、第三者に知られないよう契約者の責任において厳重に管理するとともに、契約者以外の方に使用されることがないようにも厳重に管理してください。管理が不十分であっ	1. 「ログインID」、「パスワード」は、重要な情報です。「ログインID」、「パスワード」は、生年月日や電話番号、連続する文字数列の指定を避けたうえで、当組合の定める方法に基づき指定してください。また、「ログインID」、「パスワード」については、第三者に知られないよう契約者の責任において厳重に管理するとともに、契約者以外の方に		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	たことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、当組合から契約者に「ログイン ID」、「パスワード」を直接尋ねることはありません。	使用されることがないようにも厳重に管理してください。管理が不十分であったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。		
旧:本則-9		なお、当組合から契約者に「ログイン ID」、「パスワード」を直接尋ねることはありません。	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-7 旧:本則-9	(2) 契約者は、一定期間毎の当組合所定の方法による「パスワード」変更等により、本サービスの取引の安全性を確保・維持してください。	2. 契約者は、一定期間毎の当組合所定の方法による「パスワード」変更等により、本サービスの取引の安全性を確保・維持してください。		変更
新:本則-7 旧:本則-9	(3) 本サービスの利用について当組合に登録された「パスワード」と異なる「パスワード」が連続して入力され、当組合の任意に定める回数に達した場合には、その「パスワード」は無効となります。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。「パスワード」を再設定する場合には、当組合所定の手続を行ってください。	3. 本サービスの利用について当組合に登録された「パスワード」と異なる「パスワード」が連続して入力され、当組合の任意に定める回数に達した場合には、その「パスワード」は無効となります。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。「パスワード」を再設定する場合には、当組合所定の手続を行ってください。		変更
新:本則-7 旧:本則-9	(4) 盗難・紛失等により、「ログイン ID」、「パスワード」など契約者に関する情報が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当組合の所定の時間内にその旨を届け出てください。当組合は、この届出の受付により本サービスの利用等を停止します。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するため、契約者は本サービスの利用停止前に振込・振替等の依頼を確認のうえ、不正な振込・振替等の依頼は当組合所定の手続により取消処理を行ってください（ただし、当組合が処理済みの振込・振替等の取消しはできません。）。なお、本サービスの利用を再開する場合には、当組合所定の手続を行ってください。	4. 盗難・紛失等により、「ログイン ID」、「パスワード」など契約者に関する情報が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当組合の所定の時間内にその旨を届け出てください。当組合は、この届出の受付により本サービスの利用等を停止します。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するため、契約者は本サービスの利用停止前に振込・振替等の依頼を確認のうえ、不正な振込・振替等の依頼は当組合所定の手続により取消処理を行ってください（ただし、当組合が処理済みの振込・振替等の取消はできません。）。		変更
旧:本則-9		なお、本サービスの利用を再開する場合には、当組合所定の手続を行ってください。		削除
新:本則-7 旧:本則-9	15　解約等	第15条　解約等	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-7 旧:本則-9	(1) この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当組合に対する解約の通知は当組合が定める方法によることとします。また、当組合に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当組合が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。	1. この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当組合に対する解約の通知は当組合が定める方法によることとします。また、当組合に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。		変更
旧:本則-9		なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当組合が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。		削除
新:本則-7 旧:本則-9	(2) 当組合が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合において、その通知が受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。	2. 当組合が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合において、その通知が受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。		変更
新:本則-7 旧:本則-9	(3) 代表口座が解約された場合は、この契約は解約されたものとします。	3. 代表口座が解約された場合は、この契約は解約されたものとします。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-7 旧:本則-10	(4) サービス利用対象口座（代表口座を除きます。）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。	4. サービス利用対象口座（除く、代表口座）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。	(2)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-7 旧:本則-10	(5) 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当組合は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。	5. 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当組合は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。		変更
新:本則-7 旧:本則-10	a 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。	(1) 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。		変更
新:本則-7 旧:本則-10	b 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。	(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。		変更
新:本則-7 旧:本則-10	c 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当組合において契約者の所在が不明となり、当組合の契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。	(3) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当組合において契約者の所在が不明となり、当組合の契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。		変更
新:本則-7 旧:本則-10	d 1年以上の長期にわたり本サービスの利用がなかったとき。	(4) 1年以上の長期にわたり本サービスの利用がなかったとき。		変更
新:本則-7 旧:本則-10	e 相続の開始があったとき。	(5) 相続の開始があったとき。		変更
新:本則-8 旧:本則-10	f 当組合に支払うべき本規定における各種手数料が支払われなかったとき。	(6) 当組合に支払うべき本規定における各種手数料が支払われなかったとき。		変更
新:本則-8 旧:本則-10	g 契約者が本邦の居住者でなくなったとき。	(7) 契約者が本邦の居住者でなくなったとき。		変更
新:本則-8 旧:本則-10	h 本サービスを利用して法令等に反する不正行為を図ったとき。	(8) 本サービスを利用して法令等に反する不正行為を図ったとき。		変更
新:本則-8	i 本規定および取引約定に違反したと当組合が認めたとき。		(1)金融犯罪対応	追加
新:本則-8	j 契約者が次のいずれかに該当したことが判明した場合			追加
新:本則-8	(a) 暴力団			追加
新:本則-8	(b) 暴力団員			追加
新:本則-8	(c) 暴力団準構成員			追加
新:本則-8	(d) 暴力団関係企業			追加
新:本則-8	(e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等			追加
新:本則-8	(f) その他(a)～(e)に準ずる者			追加
新:本則-8	k 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合			追加
新:本則-8	(a) 暴力的な要求			追加

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-8	(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為		(1)金融犯罪対応	追加
新:本則-8	(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為			追加
新:本則-8	(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為			追加
新:本則-8	(e) その他(a)～(d)に準ずる行為			追加
新:本則-8	(f) 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認める行為			追加
新:本則-8	l 法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると判断した場合			追加
新:本則-8	m 契約者が当組合に届け出た事項の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると判断した場合			追加
新:本則-8	n 契約者が当組合に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません。)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると判断した場合			追加
新:本則-8	o 当組合が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合			追加
新:本則-8 旧:本則-10	p その他解約することを必要とする相当の事由が生じたとき。	(9) その他解約することを必要とする相当の事由が生じたとき。	(2)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-8 旧:本則-10	16 移管	第16条 移管	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-8 旧:本則-10	(1) サービス利用対象口座を契約者の都合で移管する場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、別途移管にかかる手続を行っていただく必要があります。	1. サービス利用対象口座を契約者の都合で移管する場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、別途移管にかかる手続を行っていただく必要があります。		変更
新:本則-8 旧:本則-10	(2) サービス利用対象口座が店舗統廃合等、当組合の都合により移管された場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、契約者に連絡のうえ、別途変更等の手続を行っていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。	2. サービス利用対象口座が店舗統廃合等、当組合の都合により移管された場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、契約者に連絡のうえ、別途変更等の手続を行っていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。		変更
新:本則-9 旧:本則-10	17 免責事項	第17条 免責事項	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-9 旧:本則-10	(1) 当組合および金融機関等の共同システムの運営体が相当のシステム安全策を講じたにもかかわらず	1. 当組合および金融機関等の共同システムの運営体が相当のシステム安全策を講じたにもかかわらず		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-9 旧:本則-10	a　システム、端末機器、通信回線等の障害により、本サービスの取扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害	(1)　システム、端末機器、通信回線等の障害により、本サービスの取り扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害	(2)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-9 旧:本則-10	b　公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経過において盗聴・改ざん等がなされたことにより、パスワード等を含む契約者情報や取引情報等が漏洩したために生じた損害	(2)　公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経過において盗聴・改ざん等がなされたことにより、パスワード等を含む契約者情報や取引情報等が漏洩したために生じた損害		変更
新:本則-9 旧:本則-10	については当組合は責任を負いません。当組合からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当組合に受付の有無等を確認してください。	については当組合は責任を負いません。当組合からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取り扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当組合に受付の有無等を確認してください。		変更
新:本則-9 旧:本則-10	(2)　システム変更、災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	2.　システム変更、災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取り扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害については、当組合は責任を負いません。		変更
新:本則-9 旧:本則-10	(3)　当組合が第4条に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、パスワード等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。ただし、損害の発生が盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、契約者は後記第18条による補てんの請求をすることができます。	3.　当組合が第4条に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、パスワード等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。		変更
旧:本則-10		ただし、損害の発生が盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、契約者は後記第18条による補てんの請求をすることができます。		削除
新:本則-9 旧:本則-11	(4)　本サービスに使用する端末機器、通信媒体が正常に稼動する環境については、契約者の責任において確保してください。当組合は、本規定により端末機器が正常に稼動することについて保証・確約するものではありません。万一、端末機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、これにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、契約者は、本サービスの利用にあたり、当組合のシステムまたは本サービスに支障を与えないものとします。	4.　本サービスに使用する端末機器、通信媒体が正常に稼動する環境については、契約者の責任において確保してください。当組合は、本規定により端末機器が正常に稼動することについて保証・確約するものではありません。万一、端末機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、これにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、契約者は、本サービスの利用にあたり、当組合のシステムまたは本サービスに支障を与えないものとします。		変更
新:本則-9 旧:本則-11	(5)　本サービスの利用に関する書類に押印された印鑑の印影と届出の印鑑の印影とを、当組合が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたときは、これらの書類につき偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	5.　本サービスの利用に関する書類に押印された印鑑の印影と届出の印鑑の印影とを、当組合が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いしたときは、これらの書類につき偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。		変更
新:本則-9 旧:本則-11	(6)　当組合の責に帰すべき事由によらず、第三者がパスワード等を知り得たとしても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	6.　当組合の責に帰すべき事由によらず、第三者がパスワード等を知り得たとしても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。		変更
新:本則-9 旧:本則-11	(7)　その他当組合以外の金融機関等の責に帰すべき事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。	7.　その他当組合以外の金融機関等の責に帰すべき事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。		変更
新:本則-9 旧:本則-11	(8)　契約者が本規定により取り扱わなかったことによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	8.　契約者が本規定により取り扱わなかったことによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-9 旧:本則-11	(9) 本サービスは個人の方を対象としているため、契約者が個人以外の方であることによって生じた盗聴等の不正利用等による損害については、当組合は責任を負いません。	9. 本サービスは個人の方を対象としているため、契約者が個人以外の方であることによって生じた盗聴等の不正利用等による損害については、当組合は責任を負いません。	(2)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-9 旧:本則-11	18 本サービスの不正使用による振込等	第18条 本サービスの不正使用による振込等	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-9 旧:本則-11	(1) 盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等（以下、「不正な振込等」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当組合に対して不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。	1. 盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等（以下「不正な振込等」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当組合に対して不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。		変更
新:本則-9 旧:本則-11	a 不正な振込等に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること。	(1) 不正な振込等に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること。		変更
新:本則-10 旧:本則-11	b 当組合の調査に対し、契約者から十分な説明が行われていること。	(2) 当組合の調査に対し、契約者から十分な説明が行われていること。		変更
新:本則-10 旧:本則-11	c 警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを当組合に示していること。	(3) 警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを当組合に示していること。		変更
新:本則-10 旧:本則-11	(2) 前項の請求がなされた場合、不正な振込等が契約者の故意または重過失による場合を除き、当組合は当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額を補てんするものとします。ただし、不正な振込等が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、不正な振込等にかかる損害が契約者の過失に起因する場合は、当組合は被害状況等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。	2. 前項の請求がなされた場合、不正な振込等が契約者の故意または重過失による場合を除き、当組合は当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額を補てんするものとします。ただし、不正な振込等が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、不正な振込等にかかる損害が契約者の過失に起因する場合は、当組合は被害状況等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。		変更
新:本則-10 旧:本則-11	(3) 前記(1)・(2)の規定は前記(1)にかかる当組合への通知が、パスワード等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	3. 前記1・2の規定は前記1にかかる当組合への通知が、パスワード等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日。）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。		変更
新:本則-10 旧:本則-11	(4) 前記(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補てんの責任を負いません。	4. 前記1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補てんの責任を負いません。		変更
新:本則-10 旧:本則-11	a 不正な振込等が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合	(1) 不正な振込等が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合		変更
新:本則-10 旧:本則-11	(a) 不正な振込等にかかる損害が契約者の重大な過失に起因する場合	a 不正な振込等にかかる損害が契約者の重大な過失に起因する場合		変更
新:本則-10 旧:本則-12	(b) 契約者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家政婦等）によって行われた場合	b 契約者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家政婦等）によって行われた場合		変更
新:本則-10 旧:本則-12	(c) 契約者が被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合	c 契約者が被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-10 旧:本則-12	b 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随してパスワード等が盗取された場合	(2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随してパスワード等が盗取された場合	(2)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-10 旧:本則-12	(5) 当組合が前記(2)に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金（以下、「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。	5. 当組合が前記2に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金（以下「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。		変更
新:本則-10 旧:本則-12	(6) 当組合が前記(2)により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。	6. 当組合が前記2により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。		変更
新:本則-10 旧:本則-12	(7) 当組合が前記(2)により補てんを行ったときは、当組合は当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたパスワード等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。	7. 当組合が前記2により補てんを行ったときは、当組合は当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたパスワード等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。		変更
新:本則-10 旧:本則-12	19 届出事項の変更等	**第19条 届出事項の変更等**	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-10 旧:本則-12	(1) 代表口座を含む本サービスに関する印章、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、その他の届出事項に変更があったときは、当組合の定める方法（本規定および各種貯金規定ならびにそれら以外の規定で定める方法）に従い直ちに当組合に届け出てください。この届出は、当組合の変更処理が完了した後に有効となります。	1. 代表口座を含む本サービスに関する印章、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、その他の届出事項に変更があったときは、当組合の定める方法（本規定および各種貯金規定ならびにそれら以外の規定で定める方法）に従い直ちに当組合に届け出てください。この届出は、当組合の変更処理が完了した後に有効となります。		変更
新:本則-10 旧:本則-12	(2) 前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からその必要に応じて通知する書類や電子メール等が不着または延着の場合であっても、通常到達すべき時に到達したものとします。	2. 前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からその必要に応じて通知する書類や電子メール等が不着または延着の場合であっても、通常到達すべきときに到達したものとします。		変更
新:本則-11 旧:本則-12	20 通知・告知手段	**第20条 通知・告知手段**	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-11 旧:本則-12	(1) 契約者は、当組合からの通知・告知等の手段として、次の各号に掲げる事項について電子メール、ホームページ掲載その他の方法が利用されることに同意するものとします。	1. 契約者は、当組合からの通知・告知等の手段として、次の各号に掲げる事項について電子メール、ホームページ掲載その他の方法が利用されることに同意するものとします。		変更
新:本則-11 旧:本則-12	a 契約者に対する通知または告知に関する事項	(1) 契約者に対する通知又は告知に関する事項		変更
新:本則-11 旧:本則-12	b 金融商品やサービスに関する各種ご提案	(2) 金融商品やサービスに関する各種ご提案のため		変更
新:本則-11 旧:本則-12	c 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案	(3) 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため		変更
新:本則-11 旧:本則-12	(2) 契約者は、前項b、cのご提案の配信について当組合所定の方法により停止をできるものとします。	2. 契約者は、前項(2)、(3)のご提案の配信について当組合所定の方法により停止をできるものとします。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-11 旧:本則-12	(3) 契約者の電子メールアドレスについては、当組合の指定する操作方法により端末機器から届け出るものとし、この届出がなかったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。	3. 契約者の電子メールアドレスについては、当組合の指定する操作方法により端末機器から届け出るものとし、この届出がなかったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(2)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-11 旧:本則-12	21 海外からの利用	**第21条 海外からの利用**	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-11 旧:本則-12	契約者の海外からの利用については、各国の法令、通信事情、その他事由により本サービスの全部または一部が利用できない場合があります。当該国の法令・制度等については、契約者ご自身で確認してください。	契約者の海外からの利用については、各国の法令、通信事情、その他事由により本サービスの全部または一部が利用できない場合があります。当該国の法令・制度等については、契約者ご自身で確認してください。		
新:本則-11 旧:本則-13	22 サービスの追加	**第22条 サービスの追加**	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-11 旧:本則-13	契約者は、本サービスに今後追加されるサービスを、新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当組合が指定する一部のサービスについては、この限りではありません。また、サービス追加時には、本規定を変更する場合があります。	契約者は、本サービスに今後追加されるサービスを、新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当組合が指定する一部のサービスについては、この限りではありません。また、サービス追加時には、本規定を変更する場合があります。		
新:本則-11 旧:本則-13	23 サービスの休止	**第23条 サービスの休止**	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-11 旧:本則-13	当組合は、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関する契約者への告知については、当組合任意の方法によることとします。	当組合は、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関する契約者への告知については、当組合任意の方法によることとします。		
新:本則-11 旧:本則-13	24 サービスの廃止	**第24条 サービスの廃止**	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-11 旧:本則-13	当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、本サービスで実施しているサービスの一部または全部を廃止する場合があります。また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。	当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、本サービスで実施しているサービスの一部または全部を廃止する場合があります。また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。		
新:本則-11 旧:本則-13	25 本規定の変更	**第25条 本規定の変更**	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-11 旧:本則-13	(1) 当組合は、第22条・第24条に基づくほか、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当組合の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	1. 当組合は、第22条・第24条に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当組合の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		変更
新:本則-11 旧:本則-13	(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	2. 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。		変更
新:本則-12 旧:本則-13	26 業務委託の承諾	**第26条 業務委託の承諾**	(2)体裁・レイアウト変更	削除

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-12 旧:本則-13	(1) 当組合は、当組合が任意に定める第三者（以下、「委託先」といいます。）に業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。	1. 当組合は、当組合が任意に定める第三者（以下「委託先」といいます。）に業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。	(2)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-12 旧:本則-13	(2) 当組合は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意するものとします。	2. 当組合は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意するものとします。		変更
新:本則-12 旧:本則-13	27 関係規定の適用・準用	**第27条 関係規定の適用・準用**	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-12 旧:本則-13	(1) この規定に定めのない事項については、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、カード規定等関係する各規定により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。	1. この規定に定めのない事項については、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、カード規定等関係する各規定により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。		変更
新:本則-12 旧:本則-13	(2) 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。	2. 振込取引に関する振込通知の発信後の取り扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。		変更
新:本則-12 旧:本則-13	28 契約期間	**第28条 契約期間**	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-12 旧:本則-13	この契約の当初契約期間は、契約日（取扱開始日）から１年後の応当日が属する月の月末日までとし、契約期間満了までに契約者または当組合から特段の申出のない限り、この契約は期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。継続後も同様とします。	この契約の当初契約期間は、契約日（取扱開始日）から１年後の応当日が属する月の月末日までとし、契約期間満了までに契約者または当組合から特段の申出のない限り、この契約は期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。継続後も同様とします。		
新:本則-12 旧:本則-13	29 譲渡、質入れ等の禁止	**第29条 譲渡、質入れ等の禁止**	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-12 旧:本則-13	本サービスに基づく契約者の権利は、第三者への貸与を含め譲渡、質入れ等はできません。	本サービスに基づく契約者の権利は、第三者への貸与を含め譲渡、質入れ等はできません。		
新:本則-12 旧:本則-14	30 準拠法・合意管轄	**第30条 準拠法・合意管轄**	(2)体裁・レイアウト変更	削除
新:本則-12 旧:本則-14	本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する管轄裁判所とします。	本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する管轄裁判所とします。		
新:本則-12 旧:本則-14	本規定の当組合所定の内容については、ＪＡネットバンクホームページの掲載内容により確認してください。	本規定の当組合所定の内容については、ＪＡネットバンクホームページの掲載内容により確認してください。		
新:本則-12 旧:本則-14	以上	以上		

附則（2025J 革特発第 573 号）

（実施日）

この規定は、令和７年 10 月１日から実施する。

法人ＪＡネットバンク利用規定の制定

Page	改正後	現行	備考	差異
新:表紙-1	法人ＪＡネットバンク利用規定		(5)その他所要事項の見直し	追加
新:表紙-1 旧:表紙-1				
新:表紙-1	JA バンク			追加
新:表紙-1				
新:本則-1	●●農業協同組合 登録番号：●●			追加
旧:本則-1		参考資料		削除

Page	改正後	現行	備考	差異
旧：本則-2		参考資料目次	(5)その他所要事項の見直し	削除
新：本則-1 旧：本則-2				
旧：本則-2		参考資料番号 / 名称 / ページ 参考資料１ / 法人ＪＡネットバンク利用規定 / 参考資料-3		削除
新：本則-1 旧：本則-2				
旧：本則-3 旧：本則-3		参考資料１　法人ＪＡネットバンク利用規定 ●●農業協同組合 登録番号：●●		削除 削除
旧：本則-3		第１章　　総則	(2)形式・文字表記の標準化 ※以下、省略	削除
新：本則-1 旧：本則-3	法人 JA ネットバンク利用規定	第１条　　法人 JA ネットバンク		変更
新：本則-1	第１章　総則			追加
新：本則-1	１　法人 JA ネットバンク			追加
新：本則-1 旧：本則-3	(1) サービス内容	１ サービス内容		追加
新：本則-1 旧：本則-3	a　法人 JA ネットバンク（以下、「本サービス」といいます。）とは、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）が当組合に対し、インターネットに接続可能なパーソナルコンピューター（以下、「パソコン」といいます。）等の端末機器（以下、「端末」といいます。）により、法人 JA ネットバンク利用規定（以下、「本規定」といいます。）所定の各種サービスについてサービス提供の依頼を行い、当組合がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。 b　契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申し込むことができます。 (a)照会・振込サービス (b)伝送サービス (c)その他当組合所定のサービス なお、照会・振込サービスの申込みは必須となり、伝送サービスのみの申込みはできません。また、照会・振込サービスの申込みにより、収納サービス（税金・各種料金の払込み）を利用できます。 c　各種サービスの詳細については、本規定の各章記載内容および別に定める「法人 JA ネットバンクオンラインマニュアル」によるものとします。	(1)　法人 JA ネットバンク（以下「本サービス」といいます。）とは、本サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）が当組合に対し、インターネットに接続可能なパーソナルコンピューター（以下「パソコン」といいます。）等の端末機器（以下「端末」といいます。）により、法人 JA ネットバンク利用規定（以下「本規定」といいます。）所定の各種サービスについてサービス提供の依頼を行い、当組合がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。 (2)　契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申込むことができます。 ア照会・振込サービス イ伝送サービス ウその他当組合所定のサービス なお、照会・振込サービスの申込は必須となり、伝送サービスのみの申込はできません。また、照会・振込サービスの申込により、収納サービス（税金・各種料金の払込み）を利用できます。 (3)　各種サービスの詳細については、本規定の各章記載内容および別に定める「法人 JA ネットバンクオンラインマニュアル」によるものとします。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	d　本サービスで当組合が提供する各種サービスの内容については、契約者ごとに個別に定めるものとします。 e　契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。	(4)　本サービスで当組合が提供する各種サービスの内容については、契約者ごとに個別に定めるものとします。 (5)　契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。		
新:本則-1 旧:本則-3				
新:本則-1 旧:本則-3	(2)　使用できる機器	2　使用できる機器		追加
新:本則-1 旧:本則-3	本サービスの利用に際して使用できる端末は、当組合所定のものに限ります。本サービスに使用する端末は、契約者の負担および責任において契約者が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。	本サービスの利用に際して使用できる端末は、当組合所定のものに限ります。本サービスに使用する端末は、契約者の負担および責任において契約者が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。		
新:本則-1 旧:本則-3	(3)　利用時間	3　利用時間		追加
新:本則-1 旧:本則-3	本サービスの利用時間は当組合所定の時間内とします。なお、当組合は変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この利用時間を変更することがあります。	本サービスの利用時間は当組合所定の時間内とします。なお、当組合は変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この利用時間を変更することがあります。		
新:本則-1 旧:本則-3	(4)　月額利用料	4　月額利用料		追加
新:本則-1 旧:本則-3	a　契約者は当組合に対し、本サービスについての当組合所定の月額利用料およびその消費税相当額（以下、「月額利用料等」といいます。）を毎月支払うものとします。 b　月額利用料等は、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出を省略のうえ、あらかじめ指定された貯金口座から、毎月当組合所定の日に自動的に引き落すものとします。 c　月中に本サービス利用の契約が解約された場合でも、設定した月額利用料（全額）を徴収します。（日割り計算は行いません。）	(1)　契約者は当組合に対し、本サービスについての当組合所定の月額利用料およびその消費税相当額（以下「月額利用料等」といいます。）を毎月支払うものとします。 (2)　月額利用料等は、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、あらかじめ指定された貯金口座から、毎月当組合所定の日に自動的に引落すものとします。	(4)月額利用料の記載追加	変更
新:本則-2 旧:本則-3				
新:本則-2 旧:本則-3	2　利用資格	第2条　利用資格		削除
新:本則-2 旧:本則-3	(1)　本サービスの利用申込者（以下、「利用申込者」といいます。）は、次の場合に該当する方とします。	1　本サービスの利用申込者（以下「利用申込者」といいます。）は、次の各号全てに該当する方とします。		変更
新:本則-2 旧:本則-4	a　法人、または法人格のない団体、または個人事業主の方 b　本規定の適用に同意した方 c　当組合本支店に普通貯金口座、または当座貯金口座をお持ちの方	(1)　法人、または法人格のない団体、または個人事業主の方 (2)　本規定の適用に同意した方 (3)　当組合本支店に普通貯金口座、または当座貯金口座をお持ちの方		変更
新:本則-2 旧:本則-4				
新:本則-2 旧:本則-4	(2)　本条(1)に該当する方からの利用申込みであっても、当組合は、次の場合には利用申込みを承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。	2　本条1項に該当する方からの利用申込であっても、当組合は、次の場合には利用申込を承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-2 旧:本則-4	a　利用申込み時に虚偽の事項を届け出たことが判明したとき。 b　その他、当組合が利用を不適当と判断したとき。	(1)　利用申込時に虚偽の事項を届出たことが判明したとき (2)　その他、当組合が利用を不適当と判断したとき		変更
新:本則-2 旧:本則-4				
新:本則-2 旧:本則-4	3　反社会勢力との取引拒絶	第3条　反社会勢力との取引拒絶		削除
新:本則-2 旧:本則-4	本サービスは、第12条(3)i(a)から(f)およびj(a)から(e)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条(3)i(a)から(f)およびj(a)から(e)の一つにでも該当する場合には、当組合は本サービスの利用申込みをお断りするものとします。	本サービスは、第12条3(10)アからカおよび(11)アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条3(10)アからカおよび(11)アからオの一つにでも該当する場合には、当組合は本サービスの利用申込をお断りするものとします。		変更
新:本則-2 旧:本則-4	4　リスクの承諾	第4条　リスクの承諾		削除
新:本則-2 旧:本則-4	(1)　当組合は、本規定、法人JAネットバンクオンラインマニュアル、パンフレット、ホームページ等に、本サービスに関するリスクおよび当組合がリスク対策のために採用しているセキュリティ手段を明示します。	1　当組合は、本規定、法人JAネットバンクオンラインマニュアル、パンフレット、ホームページ等に、本サービスに関するリスクおよび当組合がリスク対策のために採用しているセキュリティ手段を明示します。		追加
新:本則-2 旧:本則-4	(2)　利用申込者は、本サービスにリスクが存在することを承諾し、リスクの内容を理解し、当組合のリスク対策の内容をすべて理解したうえで利用申込みを行うものとします。	2　利用申込者は、本サービスにリスクが存在することを承諾し、リスクの内容を理解し、当組合のリスク対策の内容をすべて理解したうえで利用申込を行うものとします。		追加
新:本則-2 旧:本則-4	5　契約口座	第5条　契約口座		削除
新:本則-2 旧:本則-4	(1)　契約者は、あらかじめ、申込書により当組合本支店における契約者名義の口座を契約口座として申し込むことができるものとします。	1　契約者は、あらかじめ、申込書により当組合本支店における契約者名義の口座を契約口座として申込むことができるものとします。		追加
新:本則-2 旧:本則-4	(2)　契約口座として登録できる口座数は最大20口座とし、登録できる口座種目は、当組合所定の口座種目とします。なお、当組合は、契約口座として登録できる口座数および口座の種目の変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで変更する場合があります。	2　契約口座として登録できる口座数は最大20口座とし、登録できる口座種目は、当組合所定の口座種目とします。なお、当組合は、契約口座として登録できる口座数および口座の種目の変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで変更する場合があります。		追加
新:本則-2 旧:本則-4	(3)　契約者は、申込書により届け出た契約口座のうち、月額手数料等を決済する口座を代表口座として必ず申し込むものとします。	3　契約者は、申込書により届け出た契約口座のうち、月額手数料等を決済する口座を代表口座として必ず申込むものとします。		追加
新:本則-2 旧:本則-4	6　マスターユーザ・管理者ユーザおよび一般ユーザ	第6条　マスターユーザ・管理者ユーザおよび一般ユーザ		削除
新:本則-2 旧:本則-4	(1)　契約者は、利用企業内で最初に登録し自らを含む全ユーザの登録・管理を担う利用者（以下、「マスターユーザ」といいます。）として、契約者が契約した本サービスにおける各種サービスについて、利用権限を有するものとします。	1　契約者は、利用企業内で最初に登録し自らを含む全ユーザの登録・管理を担う利用者（以下、「マスターユーザ」といいます。）として、契約者が契約した本サービスにおける各種サービスについて、利用権限を有するものとします。		追加
新:本則-3 旧:本則-4	(2)　契約者は、マスターユーザの利用権限を一定の範囲で代行する利用者（以下、「管理者ユーザ」および「一般ユーザ」といいます。）を、当組合所定の方法により登録できるものとします。	2　契約者は、マスターユーザの利用権限を一定の範囲で代行する利用者（以下「管理者ユーザ」および「一般ユーザ」といいます。）を、当組合所定の方法により登録できるものとします。		追加
新:本則-3 旧:本則-4	(3)　契約者は、マスターユーザ・管理者ユーザおよび一般ユーザに関する登録内容の変更について、当組合所定の方法で、直ちに行うものとします。なお、変更の種類によっては、変更登録の完了までに時間を要することがあり、この場合当組合は、	3　契約者は、マスターユーザ・管理者ユーザおよび一般ユーザに関する登録内容の変更について、当組合所定の方法で、直ちに行うものとします。なお、変更の種類によっては、変更登録の完了までに時間を要することがあり、この場合当組合は、当		追加

Page	改正後	現行	備考	差異
	当組合内で変更登録が完了するまでの間、マスターユーザ・管理者ユーザおよび一般ユーザに関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。	組合内で変更登録が完了するまでの間、マスターユーザ・管理者ユーザおよび一般ユーザに関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。		
新:本則-3 旧:本則-4	7　電子証明書、ログイン ID、パスワード等	第7条　電子証明書、ログイン ID、パスワード等		削除
新:本則-3 旧:本則-5	(1) 本サービスをご利用いただく際の本人確認方法は、電子証明書方式（電子証明書およびログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式）によるものとします。	1　本サービスをご利用いただく際の本人確認方法は、電子証明書方式（電子証明書およびログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式）によるものとします。		追加
新:本則-3 旧:本則-5	(2) マスターユーザは、本人確認のためのログイン ID、ログインパスワードを、当組合所定の方法で登録するものとします。	2　マスターユーザは、本人確認のためのログイン ID、ログインパスワードを、当組合所定の方法で登録するものとします。		追加
新:本則-3 旧:本則-5	(3) 電子証明書方式では、当組合が発行する電子証明書を、当組合所定の方法により、契約者のパソコンにインストールしていただきます。（インストールの際、本条(2)のログイン ID が必要になります。なお、ログイン ID は電子証明書のインストールのためのみに使用されます。）	3　電子証明書方式では、当組合が発行する電子証明書を、当組合所定の方法により、契約者のパソコンにインストールしていただきます。（インストールの際、前項のログイン ID が必要になります。なお、ログイン ID は電子証明書のインストールのためのみに使用されます。）		変更
新:本則-3 旧:本則-5	a　電子証明書は当組合所定の期間（以下、「有効期間」といいます。）に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に当組合所定の方法により電子証明書の更新を行うものとします。なお、当組合は変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。 b　本契約が解約された場合、電子証明書は無効となります。	(1)　電子証明書は当組合所定の期間（以下、「有効期間」といいます。）に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に当組合所定の方法により電子証明書の更新を行うものとします。なお、当組合は変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。 (2)　本契約が解約された場合、電子証明書は無効となります。		変更
新:本則-3 旧:本則-5				
新:本則-3 旧:本則-5	(4) マスターユーザが管理者ユーザおよび一般ユーザを登録する場合、マスターユーザは、管理者ユーザおよび一般ユーザの本人確認のためのログインパスワードを当組合所定の方法で登録するものとします。	4　マスターユーザが管理者ユーザおよび一般ユーザを登録する場合、マスターユーザは、管理者ユーザおよび一般ユーザの本人確認のためのログインパスワードを当組合所定の方法で登録するものとします。		追加
新:本則-3 旧:本則-5	(5) ログインパスワード、確認用パスワード、ワンタイムパスワード（以下、「パスワード等」といいます。）は、マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザの本人確認に使用する大変重要な情報です。パスワード等は契約者および管理者ユーザ・一般ユーザの責任において厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないように十分注意してください。なお、当組合からパスワード等をお聞きすることはありません。	5　ログインパスワード、確認用パスワード、ワンタイムパスワード（以下「パスワード等」といいます。）は、マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザの本人確認に使用する大変重要な情報です。パスワード等は契約者および管理者ユーザ・一般ユーザの責任において厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないように十分注意してください。なお、当組合からパスワード等をお聞きすることはありません。		変更
新:本則-3 旧:本則-5	(6) ログインパスワード、確認用パスワードを、マスターユーザが任意に変更する場合は、当組合所定の方法で登録するものとします。なお、管理者ユーザ・一般ユーザのログインパスワードについては、管理者ユーザ・一般ユーザが当組合所定の方法で任意に変更することができるものとします。	6　ログインパスワード、確認用パスワードを、マスターユーザが任意に変更する場合は、当組合所定の方法で登録するものとします。なお、管理者ユーザ・一般ユーザのログインパスワードについては、管理者ユーザ・一般ユーザが当組合所定の方法で任意に変更することができるものとします。		追加
新:本則-3 旧:本則-5	(7) パスワード等については、契約者のセキュリティ確保のため、当組合所定の有効期限を有するものとします。マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザは、有効期限経過後本サービスをはじめて利用する際に、有効期限を経過したログインパスワード、または確認用パスワードを変更するものとします。	7　パスワード等については、契約者のセキュリティ確保のため、当組合所定の有効期限を有するものとします。マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザは、有効期限経過後本サービスをはじめて利用する際に、有効期限を経過したログインパスワードまたは確認用パスワードを変更するものとします。		追加

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-3 旧:本則-5	(8) マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザが、パスワード等の入力を当組合所定の回数連続して誤った場合は、当組合は本サービスの取扱いを中止することができるものとします。	8 マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザが、パスワード等の入力を当組合所定の回数連続して誤った場合は、当組合は本サービスの取扱いを中止することができるものとします。		追加
新:本則-3 旧:本則-5	8 本人確認	第8条　本人確認		削除
新:本則-4 旧:本則-5	契約者は取引において、パスワード等を端末より当組合に送信するものとします。当組合は送信された内容と、当組合に登録された内容の一致を確認した場合、当組合は、次の事項を確認したものとして取り扱います。	契約者は取引において、パスワード等を端末より当組合に送信するものとします。当組合は送信された内容と、当組合に登録された内容の一致を確認した場合、当組合は、次の事項を確認したものとして取扱います。		追加
新:本則-4 旧:本則-5	a　契約者の有効な意思による申込みであること。 b　送信者を契約者、または管理者ユーザ・一般ユーザとみなすこと。 c　当組合が受信した依頼内容が真正なものであること。	(1)　契約者の有効な意思による申込であること。 (2)　送信者を契約者または管理者ユーザ・一般ユーザとみなすこと。 (3)　当組合が受信した依頼内容が真正なものであること。		変更
新:本則-4 旧:本則-5				
新:本則-4 旧:本則-5	9 電子メール	第9条　電子メール		削除
新:本則-4 旧:本則-5	(1) マスターユーザは、マスターユーザの電子メールアドレスを、当組合所定の方法により登録するものとします。	1 マスターユーザは、マスターユーザの電子メールアドレスを、当組合所定の方法により登録するものとします。		追加
新:本則-4 旧:本則-6	(2) マスターユーザが管理者ユーザ・一般ユーザを登録する場合、マスターユーザは管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスを、当組合所定の方法で登録するものとします。	2 マスターユーザが管理者ユーザ・一般ユーザを登録する場合、マスターユーザは管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスを、当組合所定の方法で登録するものとします。		追加
新:本則-4 旧:本則-6	(3) 当組合は、振込・振替受付結果やその他の告知を、届出のマスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスに電子メールで送信します。	3 当組合は、振込・振替受付結果やその他の告知を、届出のマスターユーザまたは管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスに電子メールで送信します。		追加
新:本則-4 旧:本則-6	(4) 届出のマスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスを変更する場合は、当組合所定の方法で登録を変更するものとします。	4 届出のマスターユーザまたは管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスを変更する場合は、当組合所定の方法で登録を変更するものとします。		追加
新:本則-4 旧:本則-6	(5) 当組合が、届出のマスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスに、電子メールを送信した場合は、通信障害その他の理由により電子メールが未着・延着したときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。これらの未着・延着によって万一契約者に損害が生じた場合でも、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。	5 当組合が、届出のマスターユーザまたは管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスに、電子メールを送信した場合は、通信障害その他の理由により電子メールが未着・延着したときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。これらの未着・延着によって万一契約者に損害が生じた場合でも、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。		追加
新:本則-4 旧:本則-6	(6) 契約者が届け出たマスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスが、マスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザの責めにより、マスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザ以外の者の電子メールアドレスになっていたとしても、それによって生じた損害について、当組合は責任を負いません。	6 契約者が届出たマスターユーザまたは管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスが、マスターユーザまたは管理者ユーザ・一般ユーザの責めにより、マスターユーザまたは管理者ユーザ・一般ユーザ以外の者の電子メールアドレスになっていたとしても、それによって生じた損害について、当組合は責任を負いません。		追加
新:本則-4 旧:本則-6	10 取引の依頼	第10条　取引の依頼		削除
新:本則-4 旧:本則-6	(1) 取引の依頼方法	1 取引の依頼方法		追加

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-4 旧:本則-6	本サービスによる取引の依頼は、マスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザが、取引に必要な所定の事項を、当組合所定の方法により、正確に当組合に送信することで行うものとします。	本サービスによる取引の依頼は、マスターユーザまたは管理者ユーザ・一般ユーザが、取引に必要な所定の事項を、当組合所定の方法により、正確に当組合に送信することで行うものとします。		追加
新:本則-4 旧:本則-6	(2) 取引依頼の確定	2 取引依頼の確定		追加
新:本則-4 旧:本則-6	当組合は、本サービスによる取引の依頼を受けた場合、一部の依頼内容を除き、マスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザに依頼内容の確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、当組合所定の方法で依頼内容を確認し実行した旨を当組合に送信してください。当組合がそれを確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、当組合所定の方法で各取引の手続を行います。受付完了画面で受付完了を確認できなかった場合は、依頼内容の照会機能で確認してください。	当組合は、本サービスによる取引の依頼を受けた場合、一部の依頼内容を除き、マスターユーザまたは管理者ユーザ・一般ユーザに依頼内容の確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、当組合所定の方法で依頼内容を確認し実行した旨を当組合に送信してください。当組合がそれを確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、当組合所定の方法で各取引の手続を行います。受付完了画面で受付完了を確認できなかった場合は、依頼内容の照会機能で確認してください。		追加
新:本則-4 旧:本則-6	(3) 依頼内容の変更・取消し	3 依頼内容の変更・取消		追加
新:本則-4 旧:本則-6	依頼内容の変更、または取消しは、マスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザが、当組合所定の方法により行うものとします。なお、当組合への連絡の時期、依頼内容等によっては、変更、または取消しができないことがあります。	依頼内容の変更または取消は、マスターユーザまたは管理者ユーザ・一般ユーザが、当組合所定の方法により行うものとします。なお、当組合への連絡の時期、依頼内容等によっては、変更または取消ができないことがあります。		追加
新:本則-4 旧:本則-6	11 契約者からの解約	第11条　契約者からの解約		削除
新:本則-5 旧:本則-6	(1) 契約者は、当組合に通知することにより、本サービスをいつでも解約できるものとします。	1 契約者は、当組合に通知することにより、本サービスをいつでも解約できるものとします。		追加
新:本則-5 旧:本則-6	(2) 契約者から当組合に対する解約通知は、当組合所定の申込書により行うものとします。なお、解約の効力は、お届けいただいた後、当組合の解約手続が完了した時点から発生するものとし、解約手続完了前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。当組合に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。	2 契約者から当組合に対する解約通知は、当組合所定の申込書により行なうものとします。なお、解約の効力は、お届けいただいた後、当組合の解約手続が完了した時点から発生するものとし、解約手続完了前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。当組合に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。		変更
新:本則-5 旧:本則-6	12 当組合からの解約	第12条　当組合からの解約		削除
新:本則-5 旧:本則-6	(1) 代表口座の解約は、本サービスの解約申込みとみなします。	1 代表口座の解約は、本サービスの解約申込とみなします。		追加
新:本則-5 旧:本則-6	(2) 代表口座以外の契約口座の解約は、その口座にかかる本サービスの解約申込みとみなします。	2 代表口座以外の契約口座の解約は、その口座にかかる本サービスの解約申込とみなします。		追加
新:本則-5 旧:本則-7	(3) 契約者に次の場合の事由が一つでも生じたときは、当組合は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当組合に対する届出住所に対し、当組合が解約通知を発送したときに生じるものとします。	3 契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当組合は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当組合に対する届出住所に対し、当組合が解約通知を発送したときに生じるものとします。		変更
新:本則-5 旧:本則-7	a　破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき。 b　手形交換所、または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。	(1)　破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき (2)　手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき	(1)金融犯罪対応	変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	c　住所変更の届け出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明になったとき。 d　相続の開始があったとき。 e　支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき。 f　1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。 g　解散、その他営業活動を休止したとき。 h　本規定および取引約定に違反したと当組合が認めたとき。 i　契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 (a)暴力団 (b)暴力団員 (c)暴力団準構成員 (d)暴力団関係企業 (e)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団等 (f)その他(a)～(e)に準ずる者 j　契約者が、自ら、または第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合 (a)暴力的な要求 (b)法的な責任を超えた不当な要求行為 (c)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (d)風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 (e)その他(a)～(d)に準ずる行為 (f)契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認める行為 k　本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当組合が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当組合が判断した場合 l　契約者が当組合に届け出た事項の全部、または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合、またはそれらの疑いがあると当組合が判断した場合 m　契約者が当組合に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません。）の全部、または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当組合が判断した場合 n　当組合が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合 o　その他、当組合がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき。	(3)　住所変更の届け出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明になったとき (4)　相続の開始があったとき (5)　支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき (6)　1年以上にわたり本サービスの利用がないとき (7)　解散、その他営業活動を休止したとき (8)　当組合への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき (9)　本利用規定及び取引約定に違反したと当組合が認めたとき (10)　契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 ア暴力団 イ暴力団員 ウ暴力団準構成員 エ暴力団関係企業 オ総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 カその他前各号に準ずる者 (11)　契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 ア暴力的な要求 イ法的な責任を超えた不当な要求行為 ウ取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 エ風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 オその他前各号に準ずる行為 (12)　契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認めたとき (13)　その他、当組合がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき 当組合は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当組合はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。		
新:本則-6 旧:本則-7				
新:本則-6	(4)　当組合は、本条(3)の場合の事由が一つでも生じた場合や、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当組合はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。		(1)金融犯罪対応	追加

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-6 旧:本則-7	13 解約時のその他留意事項	第13条　解約時のその他留意事項		削除
新:本則-6 旧:本則-7	(1) 契約者が当組合に対し本サービスに関する何らかの債務を負っている場合は、解約時に全額を支払うものとします。	1 契約者が当組合に対し本サービスに関する何らかの債務を負っている場合は、解約時に全額を支払うものとします。		追加
新:本則-6 旧:本則-7	(2) 本サービスが解約により終了した場合、その時までに処理が完了していない取引の依頼については、当組合はその処理をする義務を負わないものとします。	2 本サービスが解約により終了した場合、その時までに処理が完了していない取引の依頼については、当組合はその処理をする義務を負わないものとします。		追加
新:本則-6 旧:本則-8	(3) 当組合に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。	3 当組合に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。		追加
新:本則-6 旧:本則-8	14 関係規定の適用・準用	第14条　関係規定の適用・準用		削除
新:本則-6 旧:本則-8	(1) 本規定に定めのない事項については、普通貯金規定、当座勘定規定等関係する規定により取り扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。	1 本規定に定めのない事項については、普通貯金規定、当座勘定規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。		追加
新:本則-6 旧:本則-8	(2) 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。	2 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。		追加
新:本則-6 旧:本則-8	15 規定、または利用方法の変更	第15条　規定または利用方法の変更		変更
新:本則-6 旧:本則-8	(1) 当組合は、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当組合の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定型約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	1 当組合は、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当組合の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定型約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		追加
新:本則-6 旧:本則-8	(2) 本条(1)による本規定の変更は、変更後の規定の内容を第21条の通知手段でお知らせし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。	2 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を第21条の通知手段でお知らせし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。		変更
新:本則-6 旧:本則-8	16 サービスの追加・廃止	第16条　サービスの追加・廃止		削除
新:本則-6 旧:本則-8	(1) 本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当組合所定の一部のサービスについてはこの限りではありません。	1 本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込なしに利用できるものとします。ただし、当組合所定の一部のサービスについてはこの限りではありません。		追加
新:本則-7 旧:本則-8	(2) 当組合は、廃止内容を第21条の通知手段でお知らせのうえ、本サービスで実施しているサービスの全部、または一部を廃止することができるものとします。	2 当組合は、廃止内容を第21条の通知手段でお知らせのうえ、本サービスで実施しているサービスの全部または一部を廃止することができるものとします。		追加
新:本則-7 旧:本則-8	(3) サービスの追加時、全部、または一部廃止時には、変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで本規定を変更する場合があります。	3 サービスの追加時、全部または一部廃止時には、変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで本規定を変更する場合があります。		追加
新:本則-7 旧:本則-8	17 届出事項の変更（電子証明書を含みます。）	第17条　届出事項の変更（電子証明書を含む）		変更
新:本則-7 旧:本則-8	(1) 本サービスおよび貯金口座に関する印章、名称、住所、電話番号、また契約口座その他届出事項に変更があったときには、当組合所定の方法で、直ちに当組合に届	1 本サービス及び貯金口座に関する印章、名称、住所、電話番号、また契約口座その他届出事項に変更があったときには、当組合所定の方法で、直ちに当組合に届け出		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	け出てください。当組合に対する変更手続の通知を受けてから、変更手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。	てください。当組合に対する変更手続の通知を受けてから、変更手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。		
新:本則-7 旧:本則-8	(2) 連絡先電話番号、電子メールアドレス、パスワード、マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザにかかる登録内容の変更については、当組合所定の方法で、直ちに変更登録してください。当組合に対する変更手続の通知を受けてから、変更手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。	2 連絡先電話番号、電子メールアドレス、パスワード、マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザにかかる登録内容の変更については、当組合所定の方法で、直ちに変更登録してください。当組合に対する変更手続の通知を受けてから、変更手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。		追加
新:本則-7 旧:本則-8	(3) 電子証明書をインストールしたパソコンを譲渡、破棄する場合、契約者は事前に当組合所定の方法により電子証明書の失効手続を行うものとします。契約者がこの失効手続を行わなかった場合に、電子証明書の不正使用その他の事故があっても、そのために契約者に生じた損害について、当組合は責任を負いません。	3 電子証明書をインストールしたパソコンを譲渡、破棄する場合、契約者は事前に当組合所定の方法により電子証明書の失効手続を行うものとします。契約者がこの失効手続を行わなかった場合に、電子証明書の不正使用その他の事故があっても、そのために契約者に生じた損害について、当組合は責任を負いません。		追加
新:本則-7 旧:本則-8	またパソコンの譲渡、破棄により新しいパソコンを使用する場合は、当組合所定の方法により電子証明書の再発行手続を行うものとします。	またパソコンの譲渡、破棄により新しいパソコンを使用する場合は、当組合所定の方法により電子証明書の再発行手続を行うものとします。		
新:本則-7 旧:本則-8	18 移管	第18条　移管		削除
新:本則-7 旧:本則-8	契約口座が店舗の統廃合その他当組合の都合で移管された場合、原則として本規定に基づく契約は新しい店舗に移されます。	契約口座が店舗の統廃合その他当組合の都合で移管された場合、原則として本規定に基づく契約は新しい店舗に移されます。		
新:本則-7 旧:本則-8	19 免責条項等	第19条　免責条項等		削除
新:本則-7 旧:本則-9	(1) 当組合および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず次の損害が生じた場合には、当組合は責任を負いません。	1 当組合及び金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず次の損害が生じた場合には、当組合は責任を負いません。		変更
新:本則-7 旧:本則-9	a　電子機器、通信機器、通信回線および端末等の障害により、サービスの取扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害 b　通信経路において盗聴がなされたことにより、パスワード等や取引情報が漏洩したために生じた損害	(1)　電子機器、通信機器、通信回線および端末等の障害により、サービスの取扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害 (2)　通信経路において盗聴がなされたことにより、パスワード等や取引情報が漏洩したために生じた損害		変更
新:本則-7 旧:本則-9				
新:本則-7 旧:本則-9	(2) 災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取扱いに遅延・不能等が生じたことに起因する損害について、当組合は責任を負いません。	2 災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取扱いに遅延・不能等が生じたことに起因する損害について、当組合は責任を負いません。		追加
新:本則-7 旧:本則-9	(3) 本サービスでのサービス提供にあたり、当組合が当組合所定の本人確認手段に従って本人確認を行ったうえで送信者を契約者、または管理者ユーザ・一般ユーザとみなして取扱いを行った場合は、パスワード等につき当組合の責めによらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当組合は責任を負いません。	3 本サービスでのサービス提供にあたり、当組合が当組合所定の本人確認手段に従って本人確認を行ったうえで送信者を契約者または管理者ユーザ・一般ユーザとみなして取扱いを行った場合は、パスワード等につき当組合の責めによらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当組合は責任を負いません。		追加
新:本則-7 旧:本則-9	(4) 本サービスに使用する端末が正常に稼動する環境については、契約者の負担および責任において確保するものとします。当組合は、本契約により端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。端末が正常に稼動しなかったこと	4 本サービスに使用する端末が正常に稼動する環境については、契約者の負担および責任において確保するものとします。当組合は、本契約により端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。端末が正常に稼動しなかったことに		追加

Page	改正後	現行	備考	差異
	により取引が成立しない、または成立し、契約者に損害が生じた場合でも、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。	より取引が成立しない、または成立し、契約者に損害が生じた場合でも、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。		
新:本則-7 旧:本則-9	(5) 当組合が、本規定に基づいて契約者から提出された書類に使用された印影を届出の印章の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	5 当組合が、本規定に基づいて契約者から提出された書類に使用された印影を届出の印章の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。		追加
新:本則-8 旧:本則-9	20 不正な払戻しへの対応	第20条　不正な払戻しへの対応		削除
新:本則-8 旧:本則-9	(1) 盗取されたパスワード等を用いて第三者が契約者になりすまして本サービスを不正使用したことにより行われた取引（以下、「不正な払戻し」といいます。）により生じた損害について、次の場合のすべてに該当する場合、契約者は当組合に対して当組合所定の補償限度額の範囲内で本条(2)に定める補償の請求を申し出ることができます。	1 盗取されたパスワード等を用いて第三者が契約者になりすまして本サービスを不正使用したことにより行われた取引（以下「不正な払戻し」といいます。）により生じた損害について、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当組合に対して当組合所定の補償限度額の範囲内で本条第2項に定める補償の請求を申し出ることができます。		変更
新:本則-8 旧:本則-9	a 当組合の提供するセキュリティ対策を実施していること。 b 当組合の提供するウィルス対策ソフトを利用していること。 c 当組合の指定した正規の手順で電子証明書を利用していること。 d パスワード等の盗用、または不正な払戻しに気づいてから速やかに、当組合への通知が行われていること。 e パスワード等の盗用、または不正な払戻しに気づいてから速やかに、警察に被害を届けて、被害事実等の事情説明が行われていること。 f 当組合の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること。	(1) 当組合の提供するセキュリティ対策を実施していること (2) 当組合の提供するウィルス対策ソフトを利用していること (3) 当組合の指定した正規の手順で電子証明書を利用していること (4) パスワード等の盗用または不正な払戻しに気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること (5) パスワード等の盗用または不正な払戻しに気づいてからすみやかに、警察に被害を届けて、被害事実等の事情説明が行われていること (6) 当組合の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること		変更
新:本則-8 旧:本則-9				
新:本則-8 旧:本則-9	(2) 本条(1)の申し出がなされた場合、不正な払戻しが契約者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日前の日以降になされた不正な払戻しにかかる損害（取引金額および手数料）の額に相当する金額（以下、「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。	2 本条第1項の申し出がなされた場合、不正な払戻しが契約者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日前の日以降になされた不正な払戻しにかかる損害（取引金額および手数料）の額に相当する金額（以下、「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。		変更
新:本則-8 旧:本則-9	(3) 本条(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補償対象額を2分の1に減額した金額の範囲で補償する、あるいは補償しないことができるものとします。	3 本条第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補償対象額を2分の1に減額した金額の範囲で補償する、あるいは補償しないことができるものとします。		変更
新:本則-8 旧:本則-10	a 法人JAネットバンクに使用するパソコンの基本ソフト（OS）やWebブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを、最新の状態に更新していない場合 b 法人JAネットバンクに使用するパソコンの基本ソフト（OS）やWebブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアについて、メーカーのサポート期限が終了した後も使用している場合 c 法人JAネットバンクにかかるパスワードを定期的に変更していない場合 d その他、契約者に上記と同程度の過失が認められる場合	(1) 法人ＪＡネットバンクに使用するパソコンの基本ソフト（ＯＳ）やＷｅｂブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを、最新の状態に更新していない場合 (2) 法人ＪＡネットバンクに使用するパソコンの基本ソフト（ＯＳ）やＷｅｂブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアについて、メーカーのサポート期限が終了したあとも使用している場合 (3) 法人ＪＡネットバンクにかかるパスワードを定期的に変更していない場合 (4) その他、契約者に上記と同程度の過失が認められる場合		変更
新:本則-8 旧:本則-10				

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-8 旧:本則-10	(4) 本条(1)から(3)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は、補償しないことができるものとします。	4 本条第1項から第3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は、補償しないことができるものとします。		変更
新:本則-8 旧:本則-10	a パスワード等の本人確認情報や、本サービスを使用するパソコンを第三者に提供・貸与した場合 b パソコンが盗難に遭った場合において、パスワード等の本人確認情報をパソコンに保存していた場合 c 契約者、または契約者の従業員・使用人・ご家族の故意、または重大な過失による損害であった場合 d 契約者の従業員・使用人・ご家族が加担した不正による損害であった場合 e 直接間接を問わず、指示、または脅迫に起因して生じた損害であった場合 f 契約者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合 g 契約者に本規定違反があると認められた場合 h パスワード等の盗取、または不正払戻しが、地震、噴火等の大規模自然災害、戦争、その他これらに類似の事変、または暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれらに付随して行われた場合 i その他、上記と同程度の重過失が認められた場合	(1) パスワード等の本人確認情報や、本サービスを使用するパソコンを第三者に提供・貸与した場合 (2) パソコンが盗難に遭った場合において、パスワード等の本人確認情報をパソコンに保存していた場合 (3) 契約者、または契約者の従業員・使用人・ご家族の故意または重大な過失による損害であった場合 (4) 契約者の従業員・使用人・ご家族が加担した不正による損害であった場合 (5) 直接間接を問わず、指示または脅迫に起因して生じた損害であった場合 (6) 契約者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合 (7) 契約者に本利用規定違反があると認められた場合 (8) パスワード等の盗取または不正払戻しが、地震、噴火等の大規模自然災害、戦争、その他これらに類似の事変または暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれらに付随して行われた場合 (9) その他、上記と同程度の重過失が認められた場合		変更
新:本則-9 旧:本則-10				
新:本則-9 旧:本則-10	(5) 当組合が本条(2)の規定に基づく補償を行う場合、不正払戻しの支払原資となった貯金（以下、「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本条(1)に基づく補償の請求に応じることはできません。また、契約者が、不正払戻しを行った者から損害賠償、または不当利得返還等の名目の如何を問わず金銭を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。	5 当組合が本条第2項の規定にもとづく補償を行う場合、不正払戻しの支払原資となった貯金（以下、「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本条第1項にもとづく補償の請求に応じることはできません。また、契約者が、不正払戻しを行った者から損害賠償または不当利得返還等の名目の如何を問わず金銭を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。		変更
新:本則-9 旧:本則-10	(6) 当組合が本条(2)の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、対象貯金に関する契約者の当組合に対する払戻請求権は消滅します。	6 当組合が本条第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、対象貯金に関する契約者の当組合に対する払戻請求権は消滅します。		変更
新:本則-9 旧:本則-10	(7) 当組合が本条(2)の規定に基づき補償を行った場合には、当組合は当該補償を行った金額の限度において、不正な振込を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権、または不当利得返還請求権を取得するものとします。	7 当組合が本条第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当組合は当該補償を行った金額の限度において、不正な振込を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。		変更
新:本則-9 旧:本則-10	(8) 当組合が本条(2)の規定に基づき補償を行った後、契約者に本条(3)、または本条(4)に該当する事由が判明した場合、当組合は契約者に補償金の返還を請求する場合があります。補償金の返還請求が行われた場合、契約者は当組合に対して速やかに補償金を返還するものとします。	8 当組合が本条第2項の規定に基づき補償を行った後、契約者に本条第3項または本条第4項に該当する事由が判明した場合、当組合は契約者に補償金の返還を請求する場合があります。補償金の返還請求が行われた場合、契約者は当組合に対して速やかに補償金を返還するものとします。		変更
新:本則-9 旧:本則-10	21 通知手段	第21条　通知手段		削除
新:本則-9 旧:本則-11	契約者は、当組合からの通知・確認・ご案内等の手段として、当組合ホームページへの掲示、電子メール等が利用されることに同意します。	契約者は、当組合からの通知・確認・ご案内等の手段として、当組合ホームページへの掲示、電子メール等が利用されることに同意します。		
新:本則-9 旧:本則-11	22 契約期間	第22条　契約期間		削除

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-9 旧:本則-11	この契約の当初契約期間は、申込書に記載されている申込日から起算して1年間とし、契約者、または当組合からの特段の申し出がない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。以後も同様とします。	この契約の当初契約期間は、申込書に記載されている申込日から起算して1年間とし、契約者または当組合からの特段の申出がない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。以後も同様とします。		追加
新:本則-9 旧:本則-11	23 サービスの休止	第23条　サービスの休止		削除
新:本則-9 旧:本則-11	(1) 当組合は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止の時期および内容について第21条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止、または中止することができるものとします。	1 当組合は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止の時期及び内容について第21条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。		変更
新:本則-9 旧:本則-11	(2) ただし、本条(1)の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当組合は契約者へ事前に通知することなく、本サービスを一時停止、または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期および内容について、第21条の通知手段によりお知らせします。	2 ただし、前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当組合は契約者へ事前に通知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期及び内容について、第21条の通知手段によりお知らせします。		変更
新:本則-9 旧:本則-11	24 海外からの利用	第24条　海外からの利用		削除
新:本則-9 旧:本則-11	本サービスは、原則として、国内からの利用に限るものとし、契約者は、海外からの利用については、各国の法令、事情、その他の事由により本サービスの全部、または一部を利用できない場合があることに同意するものとします。	本サービスは、原則として、国内からの利用に限るものとし、契約者は、海外からの利用については、各国の法令、事情、その他の事由により本サービスの全部または一部を利用できない場合があることに同意するものとします。		追加
新:本則-9 旧:本則-11	25 業務委託の承諾	第25条　業務委託の承諾		削除
新:本則-10 旧:本則-11	(1) 当組合は、当組合が任意に定める第三者（以下、「委託先」といいます。）に業務の全部、または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。	1 当組合は、当組合が任意に定める第三者（以下「委託先」といいます）に業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。		追加
新:本則-10 旧:本則-11	(2) 当組合は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意するものとします。	2 当組合は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意するものとします。		追加
新:本則-10 旧:本則-11	26 譲渡、質入れ等の禁止	第26条　譲渡、質入れ等の禁止		削除
新:本則-10 旧:本則-11	契約者は、本規定に基づく契約者の権利および貯金等を譲渡、質入れ等することはできません。	契約者は、本規定に基づく契約者の権利および貯金等を譲渡、質入れ等することはできません。		
新:本則-10 旧:本則-11	27 準拠法・合意管轄	第27条　準拠法・合意管轄		削除
新:本則-10 旧:本則-11	本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関して万一紛争が生じ、やむを得ず訴訟を必要とする場合には、当組合本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。	本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関して万一紛争が生じ、やむを得ず訴訟を必要とする場合には、当組合本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。		
新:本則-11 旧:本則-11	**第2章　照会・振込サービス**	**第2章　照会・振込サービス**		変更
新:本則-11 旧:本則-11	28 照会機能	第28条　照会機能		削除

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-11 旧:本則-11	(1) 内容	1 内容		追加
新:本則-11 旧:本則-11	照会機能とは、本サービスの契約口座について、当組合所定の時点における残高および当組合所定の期間における取引の口座情報を提供するサービスです。	照会機能とは、本サービスの契約口座について、当組合所定の時点における残高および当組合所定の期間における取引の口座情報を提供するサービスです。		
新:本則-11 旧:本則-11	(2) 提供内容の変更・取消し	2 提供内容の変更・取消		追加
新:本則-11 旧:本則-11	振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合には、当組合は既に提供した口座情報について変更、または取消を行うことがあります。なお、このような変更、または取消しのために生じた損害について、当組合は責任を負いません。	振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合には、当組合は既に提供した口座情報について変更または取消を行うことがあります。なお、このような変更または取消のために生じた損害について、当組合は責任を負いません。		追加
新:本則-11 旧:本則-11	29 振込・振替機能	第 29 条　振込・振替機能		削除
新:本則-11 旧:本則-11	(1) 内容	1 内容		追加
新:本則-11 旧:本則-12	a　振込・振替機能とは、契約口座から、振込資金、または振替資金（以下、「振込・振替資金」といいます。）を引落しのうえ、当組合本支店および全銀内国為替制度に加盟している当組合以外の金融機関の国内本支店の口座（以下、「入金指定口座」といいます。）あてに、振込通知を発信、または振替処理を行うことができるサービスです。 b　振込・振替機能における振込、または振替の取引は、次の区分により取り扱います。 (a)入金指定口座が、契約口座と異なる当組合本支店にある場合、または当組合以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは入金指定口座が契約口座と異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。 (b)入金指定口座が、契約口座と同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。 c　振込・振替機能は、契約者がインターネット画面上で入金指定口座を入力、または選択する方式（都度指定方式）により利用できるものとします。 d　振込・振替内容を記載した「貯金払戻請求書・貯金口座振替による振込受付書」は発行いたしません。	(1)　振込・振替機能とは、契約口座から、振込資金または振替資金（以下、「振込・振替資金」といいます。）を引落しのうえ、当組合本支店および全銀内国為替制度に加盟している当組合以外の金融機関の国内本支店の口座（以下、「入金指定口座」といいます。）あてに、振込通知を発信、または振替処理を行うことができるサービスです。 (2)　振込・振替機能における振込または振替の取引は、次の区分により取扱います。 ア入金指定口座が、契約口座と異なる当組合本支店にある場合、または当組合以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは入金指定口座が契約口座と異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。 イ入金指定口座が、契約口座と同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。 (3)　振込・振替機能は、契約者がインターネット画面上で入金指定口座を入力または選択する方式（都度指定方式）により利用できるものとします。 (4)　振込・振替内容を記載した「貯金払戻請求書・貯金口座振替による振込受付書」は発行いたしません。		変更
新:本則-11 旧:本則-12				
新:本則-11 旧:本則-12	(2) 振込手数料	2 振込手数料		追加
新:本則-11 旧:本則-12	a　契約者は当組合に対し、振込・振替機能についての当組合所定の振込手数料および振込手数料合計額にかかる消費税相当額（以下、「振込手数料等」といいます。）を当組合所定の方法により支払うものとします。 b　振込手数料等は、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出を省略のうえ、契約者の選択により、次のいずれかの方法で引き落すものとします。 (a)契約口座から、振込を行う都度、振込資金と合算で自動的に引落し (b)当組合と後納手数料契約を締結のうえ、契約口座から 1 か月分をまとめて毎月当組合所定の日に自動的に引落し	(1)　契約者は当組合に対し、振込・振替機能についての当組合所定の振込手数料および振込手数料合計額にかかる消費税相当額（以下、「振込手数料等」といいます。）を当組合所定の方法により支払うものとします。 (2)　振込手数料等は、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、契約者の選択により、次のいずれかの方法で引落すものとします。 ア契約口座から、振込を行う都度、振込資金と合算で自動的に引落 イ当組合と後納手数料契約を締結のうえ、契約口座から 1 か月分をまとめて毎月当組合所定の日に自動的に引落		変更
新:本則-11 旧:本則-12				

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-11 旧:本則-12	(3) 1日あたり上限金額の設定	3 1日あたり上限金額の設定		追加
新:本則-12 旧:本則-12	a 振込・振替機能における契約口座合計の依頼日1日あたりの振込上限金額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 b 契約者は、aに定められた金額の範囲内で、振込の上限金額を設定し、当組合所定の方法によりこれを変更することができます。 c 当組合は、変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、当組合所定の上限金額を変更する場合があります。	(1) 振込・振替機能における契約口座合計の依頼日1日あたりの振込上限金額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 (2) 契約者は、前号に定められた金額の範囲内で、振込の上限金額を設定し、当組合所定の方法によりこれを変更することができます。 (3) 当組合は、変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、当組合所定の上限金額を変更する場合があります。		変更
新:本則-12 旧:本則-12				
新:本則-12 旧:本則-12	(4) 処理指定日	4 処理指定日		追加
新:本則-12 旧:本則-12	a 契約者は、振込・振替機能の処理指定日として、依頼日当日を指定することができます。 b 契約者は、振込・振替機能の処理指定日として、依頼日の翌営業日以後の当組合所定の期間における営業日を指定することができます。（以下、「振込・振替予約」といいます。）	(1) 契約者は、振込・振替機能の処理指定日として、依頼日当日を指定することができます。 (2) 契約者は、振込・振替機能の処理指定日として、依頼日の翌営業日以後の当組合所定の期間における営業日を指定することができます。（以下、「振込・振替予約」といいます。）		変更
新:本則-12 旧:本則-12				
新:本則-12 旧:本則-12	(5) 取引の成立	5 取引の成立		追加
新:本則-12 旧:本則-13	a 本規定第10条(1)および(2)による取引依頼の確定時（ただし、振込・振替予約の場合には、処理指定日の当組合所定の時刻）に、振込・振替資金を、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出を省略のうえ、契約口座から自動的に引き落します。 b 振込・振替契約は、振込・振替資金を当組合が引き落した時に成立するものとします。 c 振込・振替契約が成立した場合、当組合は、依頼内容に基づいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。 d 次のいずれかに該当する場合、照会・振込サービスによる振込、または振替の取引はできません。 (a)振込金額、または振替金額が契約口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。 (b)契約口座が解約済みのとき、または振込・振替の取引において、入金指定口座への入金ができないとき。 (c)契約者から契約口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当組合が所定の手続をとったとき。 (d)差押等やむを得ない事情があり、当組合が支払を不適当と認めたとき。 (e)当組合の責めによらない事由により、取引ができなかったとき。	(1) 本規定第10条第1項および第2項による取引依頼の確定時（ただし、振込・振替予約の場合には、処理指定日の当組合所定の時刻）に、振込振替資金を、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、契約口座から自動的に引落します。 (2) 振込・振替契約は、振込振替資金を当組合が引落した時に成立するものとします。 (3) 振込・振替契約が成立した場合、当組合は、依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。 (4) 次のいずれかに該当する場合、照会・振込サービスによる振込または振替の取引はできません。 ア振込金額または振替金額が契約口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。 イ契約口座が解約済のとき、または振込・振替の取引において、入金指定口座への入金ができないとき。 ウ契約者から契約口座についての支払停止の届出があり、それにもとづき当組合が所定の手続をとったとき。 エ差押等やむを得ない事情があり、当組合が支払を不適当と認めたとき。 オ当組合の責によらない事由により、取引ができなかったとき。		変更
新:本則-12 旧:本則-13				
新:本則-12 旧:本則-13	(6) 振込・振替予約における振込・振替資金の引落し不能時の取扱い	6 振込・振替予約における振込振替資金の引落不能時の取扱い		追加

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-12 旧:本則-13	振込・振替予約において、処理指定日の当組合所定の時刻に振込・振替資金の引落しができないときは、その依頼がなかったものとして、振込、または振替の取引はしません。この場合、当組合は、契約者に対し振込・振替資金の引落し不能の旨の通知はしません。	振込・振替予約において、処理指定日の当組合所定の時刻に振込振替資金の引落しができないときは、その依頼がなかったものとして、振込または振替の取引はしません。この場合、当組合は、契約者に対し振込振替資金の引落不能の旨の通知はしません。		追加
新:本則-12 旧:本則-13	なお、契約口座からの支払が複数ある場合で、その払出し総額が契約口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当組合の任意とします。	なお、契約口座からの支払が複数ある場合で、その払出し総額が契約口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当組合の任意とします。		
新:本則-12 旧:本則-13	(7) 取引内容の確認等	7 取引内容の確認等		追加
新:本則-13 旧:本則-13	a 振込、または振替の取引後は、速やかに該当する貯金通帳への記入、当座勘定照合表、または第 28 条に定める照会機能により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。 b 取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当組合の間で疑義が生じたときは、当組合が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。	(1) 振込または振替の取引後は、すみやかに該当する貯金通帳への記入、当座勘定照合表、または第 28 条に定める照会機能により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。 (2) 取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当組合の間で疑義が生じたときは、当組合が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。		変更
新:本則-13 旧:本則-13				
新:本則-13 旧:本則-13	(8) 振込資金の返却	8 振込資金の返却		追加
新:本則-13 旧:本則-13	「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当組合はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、本条(2)の振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当組合は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当組合は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。	「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当組合はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、本条第 2 項の振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当組合は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当組合は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。		変更
新:本則-13 旧:本則-13	(9) 依頼内容の訂正、組戻し	9 依頼内容の訂正、組戻し		追加
新:本則-13 旧:本則-14	a 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の訂正の手続により取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名、または振込金額を変更する場合には、以下に規定する組戻しの手続により取り扱います。 (a) 訂正の依頼にあたっては、当組合所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、当該取引を行った契約口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。 (b) 当組合は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。	(1) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続により取扱います。 ア 訂正の依頼にあたっては、当組合所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、当該取引を行った契約口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。 イ 当組合は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。	(3)「振込規定」改正に伴う記載変更	変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	b　振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、本条(2)の振込手数料等相当額は返却しません。 (a)組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、当該取引を行った契約口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。 (b)当組合は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。 (c)組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 c　a、b の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正、または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。 d　振替の取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更、または依頼の取りやめはできません。	(2)　振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条第2項の振込手数料等相当額は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。 ア組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、当該取引を行った契約口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。 イ当組合は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。 ウ組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。自己宛小切手または現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 (3)　前1号、2号の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。 (4)　振替の取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。		
新:本則-13 旧:本則-14				
新:本則-14 旧:本則-14	**第3章　収納サービス**	**第3章　収納サービス**		変更
新:本則-14 旧:本則-14	30 収納サービス	第30条　収納サービス		削除
新:本則-14 旧:本則-14	(1)　内容	1　内容		追加
新:本則-14 旧:本則-14	a　収納サービスとは、契約者の契約口座から当組合所定の収納機関に対し、税金、手数料、その他各種料金等（以下、「料金等」といいます。）の払込みを行うことができるサービスです。 b　本サービスの契約者は、新たな申込みなしに「収納サービス」を利用することができます。	(1)　収納サービスとは、契約者の契約口座から当組合所定の収納機関に対し、税金、手数料、その他各種料金等（以下、「料金等」といいます。）の払い込みを行うことができるサービスです。 (2)　本サービスの契約者は、新たな申込なしに「収納サービス」を利用することができます。		変更
新:本則-14 旧:本則-14				
新:本則-14 旧:本則-14	(2)　収納機関の選択	2　収納機関の選択		追加
新:本則-14 旧:本則-14	収納機関の選択・廃止の決定は当組合の判断により行えることとし、利用できる収納機関については、法人 JA ネットバンクホームページ上に掲載します。	収納機関の選択・廃止の決定は当組合の判断により行えることとし、利用できる収納機関については、法人 JA ネットバンクホームページ上に掲載します。		
新:本則-14 旧:本則-14	(3)　サービスの利用方法	3　サービスの利用方法		追加
新:本則-14 旧:本則-14	収納サービスを利用する場合は、契約者は当組合所定の利用方法および操作手順により端末を操作することとします。	収納サービスを利用する場合は、契約者は当組合所定の利用方法および操作手順により端末を操作することとします。		
新:本則-14 旧:本則-14	(4)　サービスの利用時間	4　サービスの利用時間		追加

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-14 旧:本則-15	収納サービスの利用可能時間は、当組合所定の利用時間内とします。ただし、収納機関の利用時間の変動等により、当組合所定の利用時間内でも利用できないことがあります。	収納サービスの利用可能時間は、当組合所定の利用時間内とします。ただし、収納機関の利用時間の変動等により、当組合所定の利用時間内でも利用できないことがあります。		
新:本則-14 旧:本則-15	(5) サービスの支払限度額	5 サービスの支払限度額		追加
新:本則-14 旧:本則-15	収納サービスにおける契約口座合計の依頼日1日あたりの支払限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。	収納サービスにおける契約口座合計の依頼日1日あたりの支払限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。		
新:本則-14 旧:本則-15	(6) 払込取引の成立等	6 払込取引の成立等		追加
新:本則-14 旧:本則-15	a **取引の成立** 本規定第10条(1)および(2)による取引依頼の確定時に、料金等の払込金額を、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出を省略のうえ、契約口座から自動的に引き落します。 b **契約の成立** 料金等の払込契約は、料金等の払込金額を当組合が契約口座から引き落した時に成立するものとします。 料金等の払込契約が成立した場合、当組合は、依頼内容に基づいて、契約先へは払込成立結果の通知、収納機関へは成立後払込電文の発信を行います。 c **払込取引の取消し等** 料金等の払込みにかかる契約の成立後は、契約者は料金等の払込みの取引依頼を取消し、または訂正することはできません。 収納機関からの連絡により、処理済みの料金等の払込みが取り消されることがあります。料金等の払込みが取り消された場合、当組合は契約者の承諾なしに、当該払込みにかかる金額を当組合所定の方法により、当該払込みの契約口座に戻し入れます。この場合、払込手数料等相当額は返金いたしません。 d **払込みの不能** 次のいずれかに該当する場合、契約者は収納サービスによる払込みの取引はできません。これに起因して契約者が料金等の払込みを行うことができず、契約者に損害が発生しても、当組合は責任を負いません。 (a)本規定第19条免責条項等に該当するとき。 (b)料金等の払込金額が契約口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。 (c)払込みを行う契約口座が解約済みのとき。 (d)契約者から契約口座について支払停止の届出があり、それに基づき当組合が所定の手続をとったとき。 (e)収納機関から納付情報、または請求情報についての所定の確認ができないとき。 (f)当組合所定の回数を超えて、所定の項目を誤って契約者の端末に入力したとき。 (g)差押等やむを得ない事情があり、当組合が払込みを不適当と認めたとき。 e **取引内容の確認等** 払込みの取引後は、速やかに該当する貯金通帳への記入、当座勘定照合表、または第28条に定める照会機能により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。 取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当組合の間で疑義が生じたときは、当組合が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。	(1) **取引の成立** 本規定第10条第1項および第2項による取引依頼の確定時に、料金等の払込金額を、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、契約口座から自動的に引落します。 (2) **契約の成立** 料金等の払込契約は、料金等の払込金額を当組合が契約口座から引落した時に成立するものとします。 料金等の払込契約が成立した場合、当組合は、依頼内容にもとづいて、契約先へは払込成立結果の通知、収納機関へは成立後払込電文の発信を行います。 (3) **払込取引の取消等** 料金等の払込みにかかる契約の成立後は、契約者は料金等の払込みの取引依頼を取消または訂正することはできません。 収納機関からの連絡により、処理済みの料金等の払込みが取り消されることがあります。料金等の払込みが取り消された場合、当組合は契約者の承諾なしに、当該払込みにかかる金額を当組合所定の方法により、当該払込みの契約口座に戻し入れます。この場合、払込手数料等相当額は返金いたしません。 (4) **払込みの不能** 次のいずれかに該当する場合、契約者は収納サービスによる払込みの取引はできません。これに起因して契約者が料金等の払込みを行うことができず、契約者に損害が発生しても、当組合は責任を負いません。 ア本規定第19条免責条項等に該当するとき。 イ料金等の払込金額が契約口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。 ウ払込みを行う契約口座が解約済みのとき。 エ契約者から契約口座について支払停止の届出があり、それにもとづき当組合が所定の手続をとったとき。 オ収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができないとき。 カ当組合所定の回数を超えて、所定の項目を誤って契約者の端末に入力したとき。 キ差押等やむを得ない事情があり、当組合が払込みを不適当と認めたとき。 (5) **取引内容の確認等** 払込みの取引後は、すみやかに該当する貯金通帳への記入、当座勘定照合表、または第28条に定める照会機能により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。 取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当組合の間で疑義が生じたときは、当組合が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-15 旧:本則-16				
新:本則-15 旧:本則-16	(7) 領収書の取扱い	7 領収書の取扱		追加
新:本則-15 旧:本則-16	当組合は、料金等の払込みにかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。	当組合は、料金等の払込みにかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。		
新:本則-15 旧:本則-16	収納機関の納付情報、または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果やその他収納に関する照会等については、収納機関に直接お問い合わせください。	収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果やその他収納に関する照会等については、収納機関に直接お問い合わせください。		変更
新:本則-15 旧:本則-16	(8) サービスの利用停止	8 サービスの利用停止		追加
新:本則-15 旧:本則-16	当組合、または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、収納サービスの利用を停止することがあります。収納サービスの利用を再開するには、必要に応じて当組合、または収納機関所定の手続を行ってください。	当組合または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、収納サービスの利用を停止することがあります。収納サービスの利用を再開するには、必要に応じて当組合または収納機関所定の手続きを行ってください。		変更
新:本則-15				
新:本則-16 旧:本則-16	**第4章　伝送サービス**	**第4章　伝送サービス**		変更
新:本則-16 旧:本則-16	31 伝送サービス	第31条　伝送サービス		削除
新:本則-16 旧:本則-16	(1) 内容	1 内容		追加
新:本則-16 旧:本則-16	a　伝送サービスとは、第32条に定めるデータ伝送および第33条に定めるファイル伝送を総称したサービスです。 b　データ伝送、またはファイル伝送をご利用いただくには別途申込が必要となります。ただし、ファイル伝送を利用いただくには、データ伝送の申込みが必要となります。	(1)　伝送サービスとは、第32条に定めるデータ伝送および第33条に定めるファイル伝送を総称したサービスです。 (2)　データ伝送またはファイル伝送をご利用いただくには別途お申し込みが必要となります。ただし、ファイル伝送を利用いただくには、データ伝送の申込が必要となります。		変更
新:本則-16 旧:本則-16				
新:本則-16 旧:本則-16	32 データ伝送	第32条　データ伝送		削除
新:本則-16 旧:本則-16	(1) データ伝送を契約した契約者（以下、「データ伝送契約者」といいます。）は、お申込みに順じ、主に次のサービスを利用できるものとします。	1 データ伝送を契約した契約者（以下、「データ伝送契約者」といいます。）は、お申込みに順じ、主に次のサービスを利用できるものとします。		追加
新:本則-16 旧:本則-16	a　総合振込 b　給与振込 c　賞与振込 d　口座振替	(1)　総合振込 (2)　給与振込 (3)　賞与振込 (4)　口座振替		変更
新:本則-16 旧:本則-16				
新:本則-16 旧:本則-16	(2) データ伝送契約者は、当組合に対して、代表口座の口座開設店を取りまとめ店として、データ伝送の事務を委託するものとします。	2 データ伝送契約者は、当組合に対して、代表口座の口座開設店を取りまとめ店として、データ伝送の事務を委託するものとします。		追加

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-16 旧:本則-16	(3) データ伝送契約者、または管理者ユーザ・一般ユーザ（データ伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者）は、本条(1)の各種サービスのデータを、以下の日時までに、当組合所定の方法により、送信を完了するものとします。	3 データ伝送契約者または管理者ユーザ・一般ユーザ（データ伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者）は、本条第1項の各種サービスのデータを、以下の日時までに、当組合所定の方法により、送信を完了するものとします。		変更
新:本則-16 旧:本則-16	a 総合振込　振込指定日の前営業日の15時まで b 給与振込　振込指定日の3営業日前の15時まで c 賞与振込　振込指定日の3営業日前の15時まで d 口座振替　振替日の2営業日前の15時まで	(1) 総合振込　振込指定日の前営業日の15時まで (2) 給与振込　振込指定日の3営業日前の15時まで (3) 賞与振込　振込指定日の3営業日前の15時まで (4) 口座振替　振替日の2営業日前の15時まで		変更
新:本則-16 旧:本則-16				
新:本則-16 旧:本則-16	(4) データ伝送契約者が当組合に送信する本条(1)の各種サービスのデータは、全国銀行協会で定められたフォーマット（シングルヘッダ）および当組合所定のCSV形式とします。	4 データ伝送契約者が当組合に送信する本条第1項の各種サービスのデータは、全国銀行協会で定められたフォーマット（シングルヘッダ）および当組合所定のＣＳＶ形式とします。		変更
新:本則-16 旧:本則-16	33 ファイル伝送	第33条　ファイル伝送		削除
新:本則-16 旧:本則-17	(1) ファイル伝送を契約した契約者（以下、「ファイル伝送契約者」といいます。）は、主に次のサービスを利用できるものとします。なお、各種サービスのデータは、当組合とファイル伝送契約者間で合意いただいたフォーマットにて取り扱います。	1 ファイル伝送を契約した契約者（以下、「ファイル伝送契約者」といいます。）は、主に次のサービスを利用できるものとします。なお、各種サービスのデータは、当組合とファイル伝送契約者間で合意いただいたフォーマットにて取り扱います。		追加
新:本則-16 旧:本則-17	a 総合振込 b 給与振込 c 賞与振込 d 口座振込 e 口座振替 f 口座確認 g 口座番号変更	(1) 総合振込 (2) 給与振込 (3) 賞与振込 (4) 口座振込 (5) 口座振替 (6) 口座確認 (7) 口座番号変更		変更
新:本則-17 旧:本則-17				
新:本則-17 旧:本則-17	(2) ファイル伝送契約者は、当組合に対して、代表口座の口座開設店を取りまとめ店として、ファイル伝送の事務を委託するものとします。	2 ファイル伝送契約者は、当組合に対して、代表口座の口座開設店を取りまとめ店として、ファイル伝送の事務を委託するものとします。		追加
新:本則-17 旧:本則-17	(3) ファイル伝送契約者、または管理者ユーザ・一般ユーザ（ファイル伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者）は、本条(1)のうち、次のサービスのデータを、以下の日時までに、当組合所定の方法により、送信を完了するものとします。	3 ファイル伝送契約者または管理者ユーザ・一般ユーザ（ファイル伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者）は、本条第1項のうち、次のサービスのデータを、以下の日時までに、当組合所定の方法により、送信を完了するものとします。		変更
新:本則-17 旧:本則-17	a 総合振込　振込指定日の前営業日の15時まで b 給与振込　振込指定日の3営業日前の15時まで c 賞与振込　振込指定日の3営業日前の15時まで d 口座振込　振込日の前営業日の15時まで e 口座振替　振替日の2営業日前の15時まで	(1) 総合振込　振込指定日の前営業日の15時まで (2) 給与振込　振込指定日の3営業日前の15時まで (3) 賞与振込　振込指定日の3営業日前の15時まで (4) 口座振込　振込日の前営業日の15時まで (5) 口座振替　振替日の2営業日前の15時まで		変更
新:本則-17				

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:本則-17				
新:本則-17 旧:本則-17	34 総合振込・口座振込	第34条　総合振込・口座振込		削除
新:本則-17 旧:本則-17	データ伝送契約者およびファイル伝送契約者（以下、「伝送契約者」といいます。）は、当組合に対して、伝送サービスを利用した振込事務を委託します。	データ伝送契約者およびファイル伝送契約者（以下、「伝送契約者」といいます。）は、当組合に対して、伝送サービスを利用した振込事務を委託します。		
新:本則-17 旧:本則-17	35 給与振込・賞与振込	第35条　給与振込・賞与振込		削除
新:本則-17 旧:本則-17	(1) 伝送契約者は、伝送契約者の役員ならびに従業員（以下、「受取人」といいます。）に対する報酬・給与・賞与の支給にあたり、当組合に対して、伝送サービスを利用した振込事務を委託します。	1 伝送契約者は、伝送契約者の役員ならびに従業員（以下、「受取人」といいます。）に対する報酬・給与・賞与の支給にあたり、当組合に対して、伝送サービスを利用した振込事務を委託します。		追加
新:本則-17 旧:本則-17	(2) 伝送契約者は、当組合に振込を依頼するにあたって、受取人の振込指定口座の確認を事前に行うものとします。確認に際し必要がある場合は、当組合は伝送契約者に協力するものとします。	2 伝送契約者は、当組合に振込を依頼するにあたって、受取人の振込指定口座の確認を事前に行うものとします。確認に際し必要がある場合は、当組合は伝送契約者に協力するものとします。		追加
新:本則-17 旧:本則-17	(3) 受取人に対する振込金の支払開始時期は、振込指定日の当組合所定の時刻からとします。	3 受取人に対する振込金の支払開始時期は、振込指定日の当組合所定の時刻からとします。		追加
新:本則-17 旧:本則-17	36 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定	第36条　総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定		削除
新:本則-17 旧:本則-17	(1) 伝送契約者は、伝送サービスを利用して、総合振込、または給与振込・口座振込・賞与振込を行う場合、当組合に対して、当組合所定の振込手数料および振込手数料合計額にかかる消費税相当額（以下、「伝送振込手数料等」といいます。）を、当組合所定の方法により支払うものとします。	1 伝送契約者は、伝送サービスを利用して、総合振込または給与振込・口座振込・賞与振込を行う場合、当組合に対して、当組合所定の振込手数料および振込手数料合計額にかかる消費税相当額（以下、「伝送振込手数料等」といいます。）を、当組合所定の方法により支払うものとします。		追加
新:本則-17 旧:本則-17	(2) 伝送契約者は振込指定日として、当組合所定の期間における営業日を指定することができます。	2 伝送契約者は振込指定日として、当組合所定の期間における営業日を指定することができます。		追加
新:本則-17 旧:本則-18	(3) 振込資金、振込手数料等の支払指定口座（以下、「支払指定口座」といいます。）は、契約口座のなかから伝送契約者が指定します。	3 振込資金、振込手数料等の支払指定口座（以下、「支払指定口座」といいます。）は、契約口座のなかから伝送契約者が指定します。		追加
新:本則-17 旧:本則-18	(4) 振込先（口座振込を除きます。）として指定できる取扱店は、原則、当組合本支店および全銀内国為替制度に加盟している当組合以外の金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座（以下、「振込指定口座」といいます。）は当組合所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とします。	4 振込先（口座振込を除く。）として指定できる取扱店は、原則、当組合本支店および全銀内国為替制度に加盟している当組合以外の金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座（以下、「振込指定口座」といいます。）は当組合所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とします。		変更
新:本則-17 旧:本則-18	(5) 当組合は、本規定第10条(1)および(2)により依頼を受けたデータに基づき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続を行います。	5 当組合は、本規定第10条第1項および第2項により依頼を受けたデータにもとづき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続きを行います。		変更
新:本則-17 旧:本則-18	(6) 当組合は、振込指定口座の名義人に対して、入金についての通知は行いません。	6 当組合は、振込指定口座の名義人に対して、入金についての通知は行いません。		追加
新:本則-17 旧:本則-18	(7) 伝送契約者は、振込資金、振込手数料等について、当組合所定の期日までに支払指定口座へ入金するものとします。	7 伝送契約者は、振込資金、振込手数料等について、当組合所定の期日までに支払指定口座へ入金するものとします。		追加

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-18 旧:本則-18	(8) 振込資金、振込手数料等は、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出を省略のうえ、支払指定口座から自動的に引き落します。	8 振込資金、振込手数料等は、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、支払指定口座から自動的に引落します。		追加
新:本則-18 旧:本則-18	(9) 原則、振込内容を記載した「貯金払戻請求書・貯金口座振替による振込受付書」は発行いたしません。	9 原則、振込内容を記載した「貯金払戻請求書・貯金口座振替による振込受付書」は発行いたしません。		追加
新:本則-18 旧:本則-18	(10) 振込の不能事由等	10 振込の不能事由等		追加
新:本則-18 旧:本則-18	次のいずれかに該当する場合、当組合はその振込依頼はなかったものとして取り扱います。	次のいずれかに該当する場合、当組合はその振込依頼はなかったものとして取扱います。		追加
新:本則-18 旧:本則-18	a 振込資金が、支払指定口座から払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超え、当組合所定の時限までに自動引落しできなかったとき。 なお、支払指定口座からの払出しが伝送サービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が支払指定口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当組合の任意とします。 b 伝送契約者から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当組合が所定の手続をとったとき。 c 差押等やむを得ない事情があり、当組合が支払を不適当と認めたとき。	(1) 振込資金が、支払指定口座から払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超え、当組合所定の時限までに自動引落できなかったとき。 なお、支払指定口座からの払出しが伝送サービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が支払指定口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当組合の任意とします。 (2) 伝送契約者から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それにもとづき当組合が所定の手続をとったとき。 (3) 差押等やむを得ない事情があり、当組合が支払を不適当と認めたとき。		変更
新:本則-18 旧:本則-18				
新:本則-18 旧:本則-18	(11) 振込資金の返却	11 振込資金の返却		追加
新:本則-18 旧:本則-18	「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、伝送契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当組合はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、本条(1)の伝送振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当組合は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当組合は依頼内容について伝送契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。	「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、伝送契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当組合はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、本条第1項の伝送振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当組合は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当組合は依頼内容について伝送契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。		変更
新:本則-18 旧:本則-18	(12) 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除きます。）	12 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除く。）		変更
新:本則-18 旧:本則-19	a 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店において次の訂正の手続により取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名、または振込金額を変更する場合には、bに規定する組戻しの手続により取り扱います。 (a) 訂正の依頼にあたっては、当組合所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、当該取引を行った支払指定口座にかかる届出の印章（以下、「支払指定口座の届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。 (b) 当組合は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。	(1) 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続により取扱います。 ア 訂正の依頼にあたっては、当組合所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、当該取引を行った支払指定口座にかかる届出の印章（以下、「支払指定口座の届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。 イ 当組合は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。	(3)「振込規定」改正に伴う記載変更	変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	b　振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、本条(1)の伝送振込手数料等相当額は返却しません。 (a)組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、支払指定口座の届出の印章により記名押印して提出してください。 (b)当組合は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。 (c)組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 c　a、b の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正、または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。	(2)　振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条第1項の伝送振込手数料等相当額は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。 ア組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、支払指定口座の届出の印章により記名押印して提出してください。 イ当組合は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。 ウ組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。自己宛小切手または現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 (3)　前1号、2号の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。		
新:本則-19 旧:本則-19				
新:本則-19 旧:本則-19	37 口座振替	第37条　口座振替		削除
新:本則-19 旧:本則-19	(1) 伝送契約者は、当組合に対して、伝送サービスを利用した口座振替事務を委託します。	1　伝送契約者は、当組合に対して、伝送サービスを利用した口座振替事務を委託します。		追加
新:本則-19 旧:本則-19	(2) 口座振替の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とします。	2　口座振替の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とします。		追加
新:本則-19 旧:本則-19	(3) 口座振替依頼書の受理等	3　口座振替依頼書の受理等		追加
新:本則-19 旧:本則-19	a　当組合の取扱店は、貯金者から貯金口座振替の依頼を受けた時は、貯金口座振替依頼書（以下、「依頼書」といいます。）および貯金口座振替申込書（以下、「申込書」といいます。）を提出させ、これを承諾した時は申込書を伝送契約者に送付します。 b　伝送契約者が貯金者から依頼書および申込書を受理した時は、依頼書を当組合に提出するものとします。当組合は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の不備事項がある時は依頼書にその旨を付記し（または別添資料等により）、伝送契約者に返戻するものとします。 c　●●による貯金口座振替に関する契約書に基づき、伝送契約者が届け出し、当組合が承諾した依頼書および申込書については、伝送契約者および貯金者からの申し出がない限り、伝送サービスを利用した口座振替事務に適用します。 d　伝送契約者は、振替日を変更する時は貯金者に対して周知徹底を図るものとし、当組合はこれに関し特別な通知等は行わないものとします。	(1)　当組合の取扱店は、貯金者から貯金口座振替の依頼を受けた時は、貯金口座振替依頼書（以下、「依頼書」といいます。）および貯金口座振替申込書（以下「申込書」といいます。）を提出させ、これを承諾した時は申込書を伝送契約者に送付します。 (2)　伝送契約者が貯金者から依頼書および申込書を受理した時は、依頼書を当組合に提出するものとします。当組合は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の不備事項がある時は依頼書にその旨を付記し（または別添資料等により）、伝送契約者に返戻するものとします。 (3)　●●による貯金口座振替に関する契約書に基づき、伝送契約者が届け出し、当組合が承諾した依頼書および申込書については、伝送契約者および貯金者からの申し出がない限り、伝送サービスを利用した口座振替事務に適用します。 (4)　伝送契約者は、振替日を変更する時は貯金者に対して周知徹底を図るものとし、当組合はこれに関し特別な通知等は行わないものとします。		変更
新:本則-19 旧:本則-19				
新:本則-19 旧:本則-19	(4) 口座振替の依頼	4　口座振替の依頼		追加
新:本則-19 旧:本則-20	a　伝送契約者は、貯金者から提出を受けた依頼書および申込書に基づいて当該貯金者あての請求明細を記録したデータを作成し、当組合に対し、伝送サービスにより口座振替の依頼を行うものとします。	(1)　伝送契約者は、貯金者から提出を受けた依頼書および申込書に基づいて当該貯金者宛の請求明細を記録したデータを作成し、当組合に対し、伝送サービスにより口座振替の依頼を行うものとします。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	b　当組合は、本規定第10条(1)および(2)によりデータに記録された請求明細に基づき振替処理を行い、振替結果を次のコードにより登録します。 振替済 0 資金不足 1 貯金取引なし 2 貯金者都合による停止 3 口座振替依頼書なし 4 委託者の都合による振替停止 8 その他 9 なお、貯金口座からの引落しは、データに記録された請求明細の口座番号により行うものとします。 c　当組合のオンライン障害等の事情により引落日における振替処理に支障を生じる懸念があるときは、当組合は伝送契約者の協力を得て対策を講じるものとします。	(2)　当組合は、本規定第10条第1項および第2項によりデータに記録された請求明細に基づき振替処理を行い、振替結果を次のコードにより登録します。 振替済 0 資金不足 1 貯金取引なし 2 貯金者都合による停止 3 口座振替依頼書なし 4 委託者の都合による振替停止 8 その他 9 なお、貯金口座からの引落しは、データに記録された請求明細の口座番号により行うものとします。 (3)　当組合のオンライン障害等の事情により引落日における振替処理に支障を生じる懸念があるときは、当組合は伝送契約者の協力を得て対策を講じるものとします。		
新:本則-19 旧:本則-20				
新:本則-20 旧:本則-20	(5)　口座振替結果の登録	5　口座振替結果の登録		追加
新:本則-20 旧:本則-20	当組合は振替結果について、以下の時刻から照会できるよう、登録を行うものとします。	当組合は振替結果について、以下の時刻から照会できるよう、登録を行うものとします。		
新:本則-20 旧:本則-20	a　申込みいただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前…振替日当日の当組合所定の時刻 b　申込みいただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業終了時刻…振替日の翌営業日の当組合所定の時刻	(1)　申込いただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前…振替日当日の当組合所定の時刻 (2)　申込いただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業終了時刻…振替日の翌営業日の当組合所定の時刻		変更
新:本則-20 旧:本則-20				
新:本則-20 旧:本則-20	(6)　取扱手数料	6　取扱手数料		追加
新:本則-20 旧:本則-20	a　伝送契約者は、当組合に対し、次の取扱手数料および取扱手数料合計額にかかる消費税等相当額を支払うものとします。 口座振替手数料…振替依頼件数1件につき当組合所定の手数料 口座確認手数料…口座確認件数1件につき当組合所定の手数料 b　口座振替手数料および当該手数料合計額にかかる消費税等相当額（以下、「口座振替手数料等」といいます。）は、次のいずれかの方法により申し受けるものとします。 (a)振替資金を伝送契約者の貯金口座へ入金する際、振替資金から当組合が差引き (b)振替資金を伝送契約者の貯金口座へ入金のうえ、同口座から引落し (c)所定の日に、契約者が指定する口座から引落し c　口座確認手数料および当該手数料合計額にかかる消費税等相当額（以下、「口座確認手数料等」といいます。）は、口座確認実施結果を当組合で確認次第、当組合所定の方法により申し受けるものとします。 d　口座振替手数料等および口座確認手数料等の引落しにあたっては、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とします。	(1)　伝送契約者は、当組合に対し、次の取扱手数料および取扱手数料合計額にかかる消費税等相当額を支払うものとします。 口座振替手数料…振替依頼件数1件につき当組合所定の手数料 口座確認手数料…口座確認件数1件につき当組合所定の手数料 (2)　口座振替手数料および当該手数料合計額にかかる消費税等相当額（以下「口座振替手数料等」といいます。）は、次のいずれかの方法により申し受けるものとします。 ア振替資金を伝送契約者の貯金口座へ入金する際、振替資金から当組合が差引き イ振替資金を伝送契約者の貯金口座へ入金のうえ、同口座から引落し ウ所定の日に、契約者が指定する口座から引落し (3)　口座確認手数料および当該手数料合計額にかかる消費税等相当額（以下「口座確認手数料等」といいます。）は、口座確認実施結果を当組合で確認次第、当組合所定の方法により申し受けるものとします。 (4)　口座振替手数料等および口座確認手数料等の引落しにあたっては、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書または当座小切手の提出は不要とします。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-20 旧:本則-21				
新:本則-20 旧:本則-21	(7) 振替資金の入金	7 振替資金の入金		追加
新:本則-20 旧:本則-21	当組合は、振替指定日に振替資金を伝送契約者の指定する当組合本支店および全銀内国為替制度に加盟している当組合以外の金融機関の国内本支店の口座に入金するものとします。なお、当組合以外の金融機関の国内本支店の口座に入金する場合は、伝送契約者は当組合所定の振込手数料および振込手数料合計額にかかる消費税相当額を入金額から差し引くことにより支払うものとします。	当組合は、振替指定日に振替資金を伝送契約者の指定する当組合本支店および全銀内国為替制度に加盟している当組合以外の金融機関の国内本支店の口座に入金するものとします。なお、当組合以外の金融機関の国内本支店の口座に入金する場合は、伝送契約者は当組合所定の振込手数料および振込手数料合計額にかかる消費税相当額を入金額から差し引くことにより支払うものとします。		
新:本則-20 旧:本則-21	(8) 領収書の送付	8 領収書の送付		追加
新:本則-20 旧:本則-21	当組合は、領収書・振替済通知書等の発行はいたしません。	当組合は、領収書・振替済通知書等の発行はいたしません。		
新:本則-20 旧:本則-21	(9) 貯金者への通知	9 貯金者への通知		追加
新:本則-20 旧:本則-21	当組合は、貯金口座振替に関して貯金者に対する引落し済みの通知および入金の督促等は行わないものとします。	当組合は、貯金口座振替に関して貯金者に対する引落し済みの通知および入金の督促等は行わないものとします。		
新:本則-20 旧:本則-21	(10) 振替不能分の再請求	10 振替不能分の再請求		追加
新:本則-20 旧:本則-21	伝送契約者は、振替不能分の再請求をする時は、再請求分の請求明細を記録したデータを作成し、次回振替請求の際、伝送サービスにより口座振替の依頼を行うものとします。この場合、再請求分と次回請求分とを同時に請求する時は、その振替について、原則、優先順位をつけないものとします。	伝送契約者は、振替不能分の再請求をする時は、再請求分の請求明細を記録したデータを作成し、次回振替請求の際、伝送サービスにより口座振替の依頼を行うものとします。この場合、再請求分と次回請求分とを同時に請求する時は、その振替について、原則、優先順位をつけないものとします。		
新:本則-20 旧:本則-21	(11) 停止通知	11 停止通知		追加
新:本則-21 旧:本則-21	伝送契約者は、貯金口座振替依頼を停止した時は、その氏名等を当組合に通知するものとします。	伝送契約者は、貯金口座振替依頼を停止した時は、その氏名等を当組合に通知するものとします。		
新:本則-21 旧:本則-21	(12) 解約・変更通知	12 解約・変更通知		追加
新:本則-21 旧:本則-21	当組合は、貯金者の申し出、または当組合の都合により当該貯金者との貯金口座振替を解約、または変更した時はその旨通知するものとします。ただし、貯金者が当該指定口座を解約した時は、当組合は伝送契約者に対する通知は行わないものとします。	当組合は、貯金者の申出または当組合の都合により当該貯金者との貯金口座振替を解約または変更した時はその旨通知するものとします。ただし、貯金者が当該指定口座を解約した時は、当組合は伝送契約者に対する通知は行わないものとします。		追加
新:本則-21 旧:本則-21	38 ファイル伝送にかかる口座確認	第38条　ファイル伝送にかかる口座確認		削除
新:本則-21 旧:本則-21	(1) ファイル伝送にかかる口座確認とは、ファイル伝送契約者が、総合振込/給与・賞与振込データ、口座振替データおよび口座振込データの作成にあたって事前に各種データ等に記録される金融機関コード、店舗コード、貯金種目、口座番号および口座名義人の確認を行うサービスです（ただし、データの内容によって確認を行う範囲が異なる場合があります。）。	1 ファイル伝送にかかる口座確認とは、ファイル伝送契約者が、総合振込/給与・賞与振込データ、口座振替データおよび口座振込データの作成にあたって事前に各種データ等に記録される金融機関コード、店舗コード、貯金種目、口座番号および口座名義人の確認を行うサービスです（ただし、データの内容によって確認を行う範囲が異なる場合があります。）。		追加

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-21 旧:本則-21	(2) 口座確認の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とし（ただし、データの内容によって取扱店の範囲が異なる場合があります。）、貯金種目は、当組合所定の種目とします。	2 口座確認の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とし（ただし、データの内容によって取扱店の範囲が異なる場合があります。）、貯金種目は、当組合所定の種目とします。		追加
新:本則-21 旧:本則-21	(3) 当組合は口座確認結果について、口座確認依頼日の翌営業日の当組合所定の時刻から照会できるよう、登録を行うものとします。	3 当組合は口座確認結果について、口座確認依頼日の翌営業日の当組合所定の時刻から照会できるよう、登録を行うものとします。		追加
新:本則-21 旧:本則-21	(4) 伝送契約者は、当組合に対し、当該機能にかかる当組合所定の専用手数料および専用手数料合計額にかかる消費税等相当額を支払うものとします。	4 伝送契約者は、当組合に対し、当該機能にかかる当組合所定の専用手数料および専用手数料合計額にかかる消費税等相当額を支払うものとします。		追加
新:本則-21 旧:本則-21	39 ファイル伝送にかかる口座番号変更	第39条　ファイル伝送にかかる口座番号変更		削除
新:本則-21 旧:本則-22	(1) ファイル伝送にかかる口座番号変更とは、当組合の合併・店舗統廃合等に伴い、ファイル伝送契約者からの依頼に基づき、金融機関コード、店舗コード、貯金種目、口座番号および口座名義人の一括変更を行うサービスです。	1 ファイル伝送にかかる口座番号変更とは、当組合の合併・店舗統廃合等に伴い、ファイル伝送契約者からの依頼に基づき、金融機関コード、店舗コード、貯金種目、口座番号および口座名義人の一括変更を行うサービスです。		追加
新:本則-21 旧:本則-22	(2) 口座番号変更の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とし、貯金種目は、当組合所定の種目とします。	2 口座番号変更の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とし、貯金種目は、当組合所定の種目とします。		追加
新:本則-21 旧:本則-22	(3) 当組合は口座番号変更結果について、口座番号変更依頼日の翌営業日の当組合所定の時刻から照会できるよう、登録を行うものとします。	3 当組合は口座番号変更結果について、口座番号変更依頼日の翌営業日の当組合所定の時刻から照会できるよう、登録を行うものとします。		追加
新:本則-21 旧:本則-22	以上	以上		

附則（2025Ｊ革特発第366号）

（実施日）

この規定は、令和７年10月１　日から実施する。

ＪＡデータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式）利用規定の一部改正

Page	改正後	現行	備考	差異
新:表紙-1	JA データ伝送サービス （AnserDATAPORT 方式） 利用規定		(2)定型約款の作成・編集に関するガイドラインに則り表紙を新規作成	追加
新:表紙-1 旧:表紙-1				
新:表紙-1				
新:表紙-1				
新:表紙-1				
新:表紙-1	JA バンク			追加

Page	改正後	現行	備考	差異
新:表紙-1				
新:本則-1 旧:本則-1	**JAデータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式）利用規定**	**JA データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）利用規定**		
旧:本則-1				
新:本則-1 旧:本則-1	**第1章　総則**	第1章　総則	(4)体裁・レイアウト変更	変更
旧:本則-1				
新:本則-1 旧:本則-1	1　サービスの内容	**第1条【サービスの内容】**		変更
新:本則-1 旧:本則-1	(1)　JAデータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式）（以下、「本サービス」といいます。）とは、当組合が、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）に対して提供する決済サービスです。	1　JA データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）（以下、「本サービス」といいます。）とは、当組合が、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）に対して提供する決済サービスです。		変更
新:本則-1 旧:本則-1	(2)　契約者は、本サービスにより占有するパソコンやホストコンピュータ等（以下、「パソコン等」といいます。）により、自治体とはLGWAN（行政専用のネットワーク）、企業等とはConnecure（閉域ネットワーク）またはインターネット（回線接続サービスである全銀ファイル伝送（VALUX）を利用）を通じて、JAデータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式）利用規定（以下、「本規定」といいます。）で定める方法を利用して振込依頼・口座振替請求などの処理依頼明細データ（以下、「依頼明細」といいます。）や依頼明細に添付した企業間の商取引に関する情報（以下、「金融EDI情報」といいます。）を当組合に送ったり、振込入金や入出金取引明細などの通知対象取引明細データ（以下、「通知明細」といいます。）や通知明細に添付された金融EDI情報を当組合から受け取ったりすることができます。	2　契約者は、本サービスにより占有するパソコンやホストコンピュータ等（以下、「パソコン等」といいます。）により、自治体とはLGWAN（行政専用のネットワーク）、企業等とはConnecure（閉域ネットワーク）またはインターネット（回線接続サービスである全銀ファイル伝送（VALUX）を利用）を通じて、JA データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）利用規定（以下、「本規定」といいます。）で定める方法を利用して振込依頼・口座振替請求などの処理依頼明細データ（以下、「依頼明細」といいます。）や依頼明細に添付した企業間の商取引に関する情報（以下、「金融ＥＤＩ情報」といいます。）を当組合に送ったり、振込入金や入出金取引明細などの通知対象取引明細データ（以下、「通知明細」といいます。）や通知明細に添付された金融ＥＤＩ情報を当組合から受け取ったりすることができます。		変更
新:本則-1 旧:本則-1				
新:本則-1 旧:本則-1	2　サービスの種類	**第2条【サービスの種類】**		変更
新:本則-1 旧:本則-1	本サービスによる受託業務には、基本サービスと通知サービスの2種類があり、その内容は次のとおりとします。	1　本サービスによる受託業務には、基本サービスと通知サービスの2種類があり、その内容は次のとおりとします。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-1 旧:本則-1	(1) 基本サービス	(1) 基本サービス	(4)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-1 旧:本則-1	契約者が占有するパソコン等から、当組合のコンピュータに外部センター経由で間接的にデータ伝送し、依頼明細の処理を依頼する、または処理結果明細を受け取るサービスをいいます。取り扱うデータの種類は、次のとおりとします。	契約者が占有するパソコン等から、当組合のコンピュータに外部センター経由で間接的にデータ伝送し、依頼明細の処理を依頼する、または処理結果明細を受け取るサービスをいいます。取り扱うデータの種類は、次のとおりとします。		
新:本則-1 旧:本則-1	a 総合振込	① 総合振込		変更
新:本則-1 旧:本則-1	b 給与振込、賞与振込	② 給与振込、賞与振込		変更
新:本則-1 旧:本則-1	c 口座振込	③ 口座振込		変更
新:本則-1 旧:本則-1	d 口座番号確認	④ 口座番号確認		変更
新:本則-1 旧:本則-1	e 口座番号変更	⑤ 口座番号変更		変更
新:本則-1 旧:本則-1	f 口座振替	⑥ 口座振替		変更
新:本則-1 旧:本則-1	契約者は、以下の日時までに、依頼明細のデータ伝送を完了するものとします。	契約者は、以下の日時までに、依頼明細のデータ伝送を完了するものとします。		
新:本則-1 旧:本則-1	a 総合振込、口座振込	① 総合振込、口座振込		変更
新:本則-1 旧:本則-1	振込指定日の前営業日の14時30分まで（照合データは前営業日の15時00分まで）	振込指定日の前営業日の14時30分まで(照合データは前営業日の15時00分まで)		
新:本則-1 旧:本則-1	b 給与振込、賞与振込	② 給与振込、賞与振込		変更
新:本則-1 旧:本則-2	振込指定日の3営業日前の14時30分まで（照合データは3営業日前の15時00分まで）	振込指定日の3営業日前の14時30分まで(照合データは3営業日前の15時00分まで)		変更
新:本則-1 旧:本則-2	c 口座振替	③ 口座振替		変更
新:本則-1 旧:本則-2	振替日の2営業日前の14時30分まで（照合データは2営業日前の15時00分まで）	振替日の2営業日前の 14 時 30 分まで(照合データは2営業日前の 15 時 00 分まで)		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:本則-2				
新:本則-1 旧:本則-2	(2) 通知サービス	（2） 通知サービス		変更
新:本則-1 旧:本則-2	契約者が占有するパソコン等から、当組合のコンピュータに外部センター経由で間接的に接続し、ご指定口座の通知明細データを受け取るサービスをいいます。取り扱うデータの種類は、次のとおりとします。	契約者が占有するパソコン等から、当組合のコンピュータに外部センター経由で間接的に接続し、ご指定口座の通知明細データを受け取るサービスをいいます。取り扱うデータの種類は、次のとおりとします。		
新:本則-2 旧:本則-2	a 振込入金通知	① 振込入金通知		変更
新:本則-2 旧:本則-2	b 入出金取引明細	② 入出金取引明細		変更
新:本則-2 旧:本則-2	(3) その他	（3） その他		変更
新:本則-2 旧:本則-2	本サービスで当組合が提供するサービスの内容については、契約者ごとに個別に定めるものとします。	本サービスで当組合が提供するサービスの内容については、契約者ごとに個別に定めるものとします。		
新:本則-2 旧:本則-2				
新:本則-2 旧:本則-2	3 利用資格	第３条【利用資格】		変更
新:本則-2 旧:本則-2	(1) 本サービスの契約者は、次のaからcすべてに該当する方とします。	1 本サービスの契約者は、次の各号すべてに該当する方とします。		変更
新:本則-2 旧:本則-2	a 法人、または法人格のない団体、自治体または個人事業主の方	（1） 法人、または法人格のない団体、自治体または個人事業主の方		変更
新:本則-2 旧:本則-2	b 本規定の適用に同意した方	（2） 本規定の適用に同意した方		変更
新:本則-2 旧:本則-2	c 当組合本支店に普通貯金口座、または当座貯金口座をお持ちの方	（3） 当組合本支店に普通貯金口座、または当座貯金口座をお持ちの方		変更
新:本則-2 旧:本則-2	(2) 本条(1)に該当する場合でも、当組合は、次の場合には利用申込みを承諾しないことがあります。なお、契約者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。	2 本条1項に該当する場合でも、当組合は、次の場合には利用申込を承諾しないことがあります。なお、契約者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。		変更
新:本則-2 旧:本則-2	a 利用申込み時に虚偽の事項を届け出たことが判明したとき。	（1） 利用申込時に虚偽の事項を届出たことが判明したとき		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-2 旧:本則-2	b　その他、当組合が利用を不適当と判断したとき。	（２）その他、当組合が利用を不適当と判断したとき		変更
新:本則-2 旧:本則-2				
新:本則-2 旧:本則-2	4　反社会勢力との取引拒絶	第４条【反社会勢力との取引拒絶】		変更
新:本則-2 旧:本則-2	本サービスは第17条(2)a(i)①から⑥、および(j)①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第17条(2)a(i)①から⑥、および(j)①から⑤の一つにでも該当する場合は、当組合は本サービスの利用申込みをお断りするものとします。	本サービスは、第１７条２（１０）①から⑥、および（１１）①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１７条２（１０）①から⑥、および（１１）①から⑤の１つにでも該当する場合は、当組合は本サービスの利用申込をお断りするものとします。		変更
新:本則-2 旧:本則-2				
新:本則-2 旧:本則-2	5　サービスの利用開始	第５条【サービスの利用開始】		変更
新:本則-2 旧:本則-2	契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとし、契約者が本サービスを利用開始する場合は、当組合所定の書類等（以下、「利用申込書」といいます。）に必要事項を記入・押印のうえ、届け出るものとします。	契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとし、契約者が本サービスを利用開始する場合は、当組合所定の書類等（以下、「利用申込書」といいます。）に必要事項を記入・押印のうえ、届け出るものとします。		
新:本則-2 旧:本則-3				
新:本則-2 旧:本則-3	6　通知手段	第６条【通知手段】		変更
新:本則-2 旧:本則-3	契約者は、当組合からの通知・確認・ご案内等の手段として、当組合ホームページ等への掲示により行われることに同意します。	契約者は、当組合からの通知・確認・ご案内等の手段として、当組合ホームページ等への掲示により行われることに同意します。		
新:本則-2 旧:本則-3				
新:本則-2 旧:本則-3	7　取扱手数料	第７条【取扱手数料】		変更
新:本則-2 旧:本則-3	(1)　本サービスの利用に際しては、当組合所定の取扱手数料（消費税相当額を含む月額利用料、振込手数料等）について、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、あらかじめ指定された貯金口座から、毎月もしくは処理実施の都	１　本サービスの利用に際しては、当組合所定の取扱手数料（消費税相当額を含む月額利用料、振込手数料等）について、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書または当座小切手の提出を省		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	度支払うものとします。	略のうえ、あらかじめ指定された貯金口座から、毎月もしくは処理実施の都度支払うものとします。		
新:本則-2 旧:本則-3	(2) 基本サービスにかかる各種振込、口座振替、口座番号確認の受付にあたっては、当組合所定の方法により、当組合所定の振込手数料、口座振替手数料、口座番号確認専用手数料等を支払うものとします。なお、口座振替において、当組合以外の金融機関の国内本支店の口座に入金する場合は、契約者は当組合所定の振込手数料および消費税相当額を入金額から差し引くことにより支払うものとします。	2 基本サービスにかかる各種振込、口座振替、口座番号確認の受付にあたっては、当組合所定の方法により、当組合所定の振込手数料、口座振替手数料、口座番号確認専用手数料等を支払うものとします。なお、口座振替において、当組合以外の金融機関の国内本支店の口座に入金する場合は、契約者は当組合所定の振込手数料および消費税相当額を入金額から差し引くことにより支払うものとします。	(4)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-3 旧:本則-3	(3) 当組合は、取扱手数料等の支払いにかかる領収書等の発行はいたしません。	3 当組合は、取扱手数料等の支払いにかかる領収書等の発行はいたしません。		変更
新:本則-3 旧:本則-3				
新:本則-3 旧:本則-3	8 利用時間	第８条【利用時間】		変更
新:本則-3 旧:本則-3	本サービスの利用時間は当組合所定の時間内とします。なお、当組合は、本サービスのホームページ等に表示したうえで、この利用時間を変更することがあります。	本サービスの利用時間は当組合所定の時間内とします。なお、当組合は、本サービスのホームページ等に表示したうえで、この利用時間を変更することがあります。		
新:本則-3 旧:本則-3				
新:本則-3 旧:本則-3	9 データ伝送接続条件	第９条【データ伝送接続条件】		変更
新:本則-3 旧:本則-3	本サービスに関するソフトウェア等の各種接続上の諸条件は、当組合所定のとおりとします。	本サービスに関するソフトウェア等の各種接続上の諸条件は、当組合所定のとおりとします。		
新:本則-3 旧:本則-3				
新:本則-3 旧:本則-3	10 データの仕様	第１０条【データの仕様】		変更
新:本則-3 旧:本則-3	依頼データおよび通知データの仕様は、一般社団法人全国銀行協会における取決めに準拠したもの等、当組合所定のとおりとします。	依頼データおよび通知データの仕様は、一般社団法人全国銀行協会における取決めに準拠したもの等、当組合所定のとおりとします。		
新:本則-3 旧:本則-3				
新:本則-3	11 伝送意思確認	第１１条【伝送意思確認】		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:本則-3				
新:本則-3 旧:本則-3	当組合が契約者から受け付けた依頼明細の伝送意思を確認する方法は、次のとおり照合データにより実施するものとします。なお、契約者が照合データを利用しない場合は、依頼明細の伝送をもって意思確認があったものとします。	当組合が契約者から受け付けた依頼明細の伝送意思を確認する方法は、次のとおり照合データにより実施するものとします。なお、契約者が照合データを利用しない場合は、依頼明細の伝送をもって意思確認があったものとします。		
新:本則-3 旧:本則-3	(1) 契約者は依頼明細を伝送する都度、合計件数等の照合に必要な情報を入力した照合データを作成し伝送を行うものとします。	（1） 契約者は依頼明細を伝送する都度、合計件数等の照合に必要な情報を入力した照合データを作成し伝送を行う。	(4)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-3 旧:本則-3	(2) 当組合は、依頼明細と照合データを突合し一致した場合、依頼明細を受け付けます。	（2） 当組合は、依頼明細と照合データを突合し一致した場合、依頼明細を受け付ける。		変更
新:本則-3 旧:本則-3				
新:本則-3 旧:本則-4	12 サービスの休止	第１２条【サービスの休止】		変更
新:本則-3 旧:本則-4	(1) 当組合は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止の時期および内容についてホームページ等によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。	1 当組合は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止の時期および内容についてホームページ等によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。		変更
新:本則-3 旧:本則-4	(2) ただし、本条(1)の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当組合は契約者へ事前に通知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。	2 ただし、前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当組合は契約者へ事前に通知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。		変更
新:本則-3 旧:本則-4				
新:本則-3 旧:本則-4	13 届出事項の変更	第１３条【届出事項の変更】		変更
新:本則-3 旧:本則-4	本サービスのほか、貯金口座に関する印章、名称、住所、電話番号、または、その他届出事項等に変更があったときは、当組合所定の方法で、直ちに当組合に届け出ることとします。当組合に対する変更手続の通知を受けてから、変更手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。	本サービスのほか、貯金口座に関する印章、名称、住所、電話番号、または、その他届出事項等に変更があったときは、当組合所定の方法で、直ちに当組合に届け出ることとします。当組合に対する変更手続の通知を受けてから、変更手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。		
新:本則-3 旧:本則-4				
新:本則-3 旧:本則-4	14 規定の内容および利用方法の変更	第１４条【規定の内容および利用方法の変更】		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-3 旧:本則-4	(1) 当組合は、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当組合の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定型約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	1 当組合は、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当組合の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定型約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		変更
新:本則-4 旧:本則-4	(2) 本条(1)による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当組合のホームページ等でお知らせし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。なお、本規定等の変更後に契約者が新たに本サービスを利用したときは、変更後の本規定等を承認したものとみなします。	2 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当組合のホームページ等でお知らせし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。なお、本規定等の変更後に契約者が新たに本サービスを利用したときは、変更後の本規定等を承認したものとみなします。		変更
新:本則-4 旧:本則-4				
新:本則-4 旧:本則-4	15 関係規定の適用・準用	**第１５条【関係規定の適用・準用】**	(4)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-4 旧:本則-4	(1) 本規定に定めのない事項については、普通貯金規定、当座勘定規定等関係する規定により取り扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。	1 本規定に定めのない事項については、普通貯金規定、当座勘定規定等関係する規定により取り扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。		変更
新:本則-4 旧:本則-4	(2) 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。	2 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。		変更
新:本則-4 旧:本則-4				
新:本則-4 旧:本則-4	16 契約期間	**第１６条【契約期間】**		変更
新:本則-4 旧:本則-4	契約の当初契約期間は、当組合所定の書類に記載されている申込日から起算して1年間とし、契約者または当組合からの特段の申し出がない限り、 契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとし、以後も同様とします。	契約の当初契約期間は、当組合所定の書類に記載されている申込日から起算して1年間とし、契約者または当組合からの特段の申し出がない限り、 契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとし、以後も同様とします。		変更
新:本則-4 旧:本則-4				
新:本則-4 旧:本則-4	17 サービスの解約	**第１７条【サービスの解約】**		変更
新:本則-4 旧:本則-4	(1) 契約者からの解約	1 契約者からの解約		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-4 旧:本則-5	a　契約者は、当組合に通知することにより、本サービスをいつでも解約できるものとします。	（1）契約者は、当組合に通知することにより、本サービスをいつでも解約できるものとします。		変更
新:本則-4 旧:本則-5	b　契約者から当組合に対する解約通知は、当組合所定の書類等により行うものとします。なお、解約の効力は、お届けいただいた後、当組合の解約手続が完了した時点から発生するものとし、解約手続完了前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。当組合に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。	（2）契約者から当組合に対する解約通知は、当組合所定の書類等により行うものとします。なお、解約の効力は、お届けいただいた後、当組合の解約手続が完了した時点から発生するものとし、解約手続完了前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。当組合に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。		変更
新:本則-4 旧:本則-5	(2) 当組合からの解約	2　当組合からの解約		変更
新:本則-4 旧:本則-5	a　契約者に次の(a)から(o)の事由が一つでも生じたときは、当組合は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当組合に対する届出住所に対し、当組合が解約通知を発送したときに生じるものとします。	契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当組合は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当組合に対する届出住所に対し、当組合が解約通知を発送したときに生じるものとします。		変更
新:本則-4 旧:本則-5	(a) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき。	（1）破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき		変更
新:本則-4 旧:本則-5	(b) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。	（2）手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき		変更
新:本則-4 旧:本則-5	(c) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明になったとき。	（3）住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明になったとき		変更
新:本則-4 旧:本則-5	(d) 相続の開始があったとき。	（4）相続の開始があったとき		変更
新:本則-4 旧:本則-5	(e) 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき。	（5）支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき		変更
新:本則-4 旧:本則-5	(f) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。	（6）1年以上にわたり本サービスの利用がないとき		変更
新:本則-4 旧:本則-5	(g) 解散、その他営業活動を休止したとき。	（7）解散、その他営業活動を休止したとき		変更
旧:本則-5		（8）当組合への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき	(5)その他所要事項の見直し	削除

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-5 旧:本則-5	(h) 本規定および取引約定に違反したと当組合が認めたとき。	（９）本利用規定および取引約定に違反したと当組合が認めたとき	(4)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-5 旧:本則-5	(i) 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合	（１０）契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合		変更
新:本則-5 旧:本則-5	① 暴力団	① 暴力団		
新:本則-5 旧:本則-5	② 暴力団員	② 暴力団員		
新:本則-5 旧:本則-5	③ 暴力団準構成員	③ 暴力団準構成員		
新:本則-5 旧:本則-5	④ 暴力団関係企業	④ 暴力団関係企業		
新:本則-5 旧:本則-5	⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等	⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等		
新:本則-5 旧:本則-5	⑥ その他前①から⑤に準ずる者	⑥ その他前各号に準ずる者		変更
新:本則-5 旧:本則-5	(j) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合	（１１）契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合		変更
新:本則-5 旧:本則-5	① 暴力的な要求	① 暴力的な要求		
新:本則-5 旧:本則-5	② 法的な責任を超えた不当な要求行為	② 法的な責任を超えた不当な要求行為		
新:本則-5 旧:本則-5	③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為	③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為		
新:本則-5 旧:本則-6	④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為	④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為		
新:本則-5 旧:本則-6	⑤ その他前①から④に準ずる行為	⑤ その他前各号に準ずる行為		変更
新:本則-5 旧:本則-6	⑥ 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認める行為	（１２）契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認めたとき	(5)その他所要事項の見直し	変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-5	(k) 本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当組合が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当組合が判断した場合		(1) 金融犯罪対応（強制解約事象の追加）	追加
新:本則-5	(l) 契約者が当組合に届け出た事項（本サービスに関連して届け出た事項に限られません。）の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当組合が判断した場合			追加
新:本則-5	(m) 契約者が当組合に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません。）の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当組合が判断した場合			追加
新:本則-5	(n) 当組合が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合			追加
新:本則-5 旧:本則-6	(o) その他、当組合がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき。	（１３）その他、当組合がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき	(4)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-5 旧:本則-6	b 当組合は、本サービスの利用として不適当であると判断した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当組合はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。	当組合は、本サービスの利用として不適当であると判断した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当組合はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。		追加
新:本則-5 旧:本則-6				
新:本則-5 旧:本則-6	18 解約時のその他留意事項	**第１８条【解約時のその他留意事項】**		変更
新:本則-5 旧:本則-6	(1) 契約者が当組合に対し、本サービスに関する何らかの債務を負っている場合は、解約時に全額を支払うものとします。	1 契約者が当組合に対し、本サービスに関する何らかの債務を負っている場合は、解約時に全額を支払うものとします。		変更
新:本則-5 旧:本則-6	(2) 本サービスが解約により終了した場合、その時までに処理が完了していない取引の依頼については、当組合はその処理をする義務を負わないものとします。	2 本サービスが解約により終了した場合、その時までに処理が完了していない取引の依頼については、当組合はその処理をする義務を負わないものとします。		変更
新:本則-6				

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:本則-6				
新:本則-6 旧:本則-6	19　譲渡、質入れ等の禁止	第１９条【譲渡、質入れ等の禁止】		変更
新:本則-6 旧:本則-6	契約者は、本規定に基づく契約者の権利および貯金等を譲渡、質入れ等することはできません。	契約者は、本規定に基づく契約者の権利および貯金等を譲渡、質入れ等することはできません。		
新:本則-6 旧:本則-6				
新:本則-6	20　移管			追加
旧:本則-6		第２０条【移管】		削除
新:本則-6 旧:本則-6	契約口座が店舗の統廃合その他当組合の都合で移管された場合、原則として本規定に基づく契約は新しい店舗に移されます。	契約口座が店舗の統廃合その他当組合の都合で移管された場合、原則として本規定に基づく契約は新しい店舗に移されます。		
新:本則-6 旧:本則-6				
新:本則-6 旧:本則-6	21　免責事項	第２１条【免責事項】		変更
新:本則-6 旧:本則-6	(1)　当組合および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず次の損害が生じた場合には、当組合は責任を負いません。	1　当組合および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず次の損害が生じた場合には、当組合は責任を負いません。		変更
新:本則-6 旧:本則-6	a　電子機器、通信機器、通信回線および端末等の障害により、サービスの取扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害	（１）電子機器、通信機器、通信回線および端末等の障害により、サービスの取扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害		変更
新:本則-6 旧:本則-6	b　通信経路において盗聴がなされたことにより、コード等（パスワード、ファイルアクセスキー、センタ確認コード、照合識別コード等）や取引情報が漏洩したために生じた損害	（２）通信経路において盗聴がなされたことにより、コード等（パスワード、ファイルアクセスキー、センタ確認コード、照合識別コード等）や取引情報が漏洩したために生じた損害		変更
新:本則-6 旧:本則-6	(2)　災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取扱いに遅延・不能等が生じたことに起因する損害について、当組合は責任を負いません。	2　災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取扱いに遅延・不能等が生じたことに起因する損害について、当組合は責任を負いません。		変更
新:本則-6 旧:本則-6	(3)　本サービスの提供にあたり、当組合が当組合所定の本人確認手段に従って本人確認を行ったうえで、送信者を契約者とみなして取扱いを行った場合は、コード等につき当組合の責めによらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害につい	3　本サービスの提供にあたり、当組合が当組合所定の本人確認手段に従って本人確認を行ったうえで、送信者を契約者とみなして取り扱いを行った場合は、コード等につき当組合の		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	て、当組合は責任を負いません。	責めによらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当組合は責任を負いません。		
新:本則-6 旧:本則-7	(4) 本サービスに使用するパソコン等が正常に稼動する環境については、契約者の負担および責任において確保するものとします。当組合は、本契約によりパソコン等が正常に稼動することについて保証するものではありません。パソコン等が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立し、契約者に損害が生じた場合でも、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。	4 本サービスに使用するパソコン等が正常に稼動する環境については、契約者の負担および責任において確保するものとします。当組合は、本契約によりパソコン等が正常に稼動することについて保証するものではありません。パソコン等が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立し、契約者に損害が生じた場合でも、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。	(4)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-6 旧:本則-7	(5) 当組合が、本規定に基づいて契約者から提出された書類に使用された印影を届出の印章の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	5 当組合が、本規定に基づいて契約者から提出された書類に使用された印影を届出の印章の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。		変更
新:本則-6 旧:本則-7				
新:本則-6 旧:本則-7	22 業務委託の承諾	第２２条【業務委託の承諾】		変更
新:本則-6 旧:本則-7	(1) 当組合は、当組合が任意に定める第三者（以下、「委託先」といいます。）に業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。	1 当組合は、当組合が任意に定める第三者（以下、「委託先」といいます。）に業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。		変更
新:本則-6 旧:本則-7	(2) 当組合は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意するものとします。	2 当組合は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意するものとします。		変更
新:本則-6 旧:本則-7				
新:本則-6 旧:本則-7	23 機密保持	第２３条【機密保持】		変更
新:本則-6 旧:本則-7	契約者は、本サービスの利用契約に伴って知り得た相手方の情報（金融EDI情報を含みます。）については、本規定等に定める場合を除き、第三者に漏洩しないよう万全の措置を取ることとし、この措置は本契約の終了後も継続することとします。	契約者は、本サービスの利用契約に伴って知り得た相手方の情報（金融ＥＤＩ情報を含む。）については、本規定等に定める場合を除き、第三者に漏洩しないよう万全の措置を取ることとし、この措置は本契約の終了後も継続することとします。		変更
新:本則-7 旧:本則-7				

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-7 旧:本則-7	24　協議事項等	第２４条【協議事項等】	(4)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-7 旧:本則-7	(1)　本規定等各条項の解釈について疑義が生じた場合、または本規定等に定めのない事項については、当事者間で協議のうえ決定することとします。	1　本規定等各条項の解釈について疑義を生じた場合、または本規定等に定めのない事項については、当事者間で協議のうえ決定することとします。		変更
新:本則-7 旧:本則-7	(2)　本サービスの利用に関し当事者間で問題が生じた場合は、双方の信頼関係に基づき誠意をもって協議し解決することとします。	2　本サービスの利用に関し当事者間で問題が生じた場合は、双方の信頼関係に基づき誠意をもって協議し解決することとします。		変更
新:本則-7 旧:本則-7				
新:本則-7 旧:本則-7	25　準拠法・合意管轄	第２５条【準拠法・合意管轄】		変更
新:本則-7 旧:本則-7	本契約の準拠法は日本法とします。 本契約に関して万一紛争が生じ、やむを得ず訴訟を必要とする場合には、当組合本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。	本契約の準拠法は日本法とします。 本契約に関して万一紛争が生じ、やむを得ず訴訟を必要とする場合には、当組合本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。		
新:本則-7 旧:本則-7				
新:本則-8 旧:本則-8	**第2章　基本サービス**	第２章　基本サービス	(4)体裁・レイアウト変更	変更
旧:本則-8				
新:本則-8 旧:本則-8	26　総合振込・口座振込の事務委託	第２６条【総合振込・口座振込の事務委託】		変更
新:本則-8 旧:本則-8	(1)　契約者は、本サービスを利用した振込事務を当組合に委託します。	1　契約者は、本サービスを利用した振込事務を当組合に委託します。		変更
旧:本則-8		2　口座振込にかかる振込結果について		削除
新:本則-8 旧:本則-8	(2)　当組合は口座振込結果について、振込日当日の当組合所定の時刻から照会できるようにいたします。	当組合は口座振込結果について、以下の時刻から照会できるようにいたします。	(2)口座振込結果の照会時刻修正	変更
旧:本則-8		（１）申込いただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前…振替日当日の当組合所定の時刻		削除
旧:本則-8		（２）申込いただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前以外…振替日の翌営業日の当組合所定の時刻		削除
新:本則-8				

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:本則-8				
新:本則-8 旧:本則-8	27　給与振込・賞与振込の事務委託	**第２７条【給与振込・賞与振込の事務委託】**	(4)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-8 旧:本則-8	(1)　契約者は、契約者の役員および従業員（以下、「受取人」といいます。）に対する報酬・給与・賞与の支給にあたり、当組合に対して、本サービスを利用した振込事務を委託します。	1　契約者は、契約者の役員および従業員（以下、「受取人」といいます。）に対する報酬・給与・賞与の支給にあたり、当組合に対して、本サービスを利用した振込事務を委託します。		変更
新:本則-8 旧:本則-8	(2)　契約者は、当組合に振込を依頼するにあたって、受取人の振込指定口座の確認を事前に行うものとします。確認に際し必要がある場合は、当組合は契約者に協力するものとします。	2　契約者は、当組合に振込を依頼するにあたって、受取人の振込指定口座の確認を事前に行うものとします。確認に際し必要がある場合は、当組合は契約者に協力するものとします。		変更
新:本則-8 旧:本則-8	(3)　受取人に対する振込金の支払開始時期は、振込指定日の当組合所定の時刻からとします。	3　受取人に対する振込金の支払開始時期は、振込指定日の当組合所定の時刻からとします。		変更
新:本則-8 旧:本則-8				
新:本則-8 旧:本則-8	28　総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通	**第２８条【総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通】**		変更
新:本則-8 旧:本則-8	(1)　振込先（口座振込を除きます。）として指定できる取扱店は、当組合本支店および全国銀行内国為替制度の加盟金融機関ならびに系統内国為替制度の取扱金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座（以下、「振込指定口座」といいます。）は当組合所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とします。	1　振込先（口座振込を除く。）として指定できる取扱店は、当組合本支店および全国銀行内国為替制度の加盟金融機関ならびに系統内国為替制度の取扱金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座（以下、「振込指定口座」といいます。）は当組合所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とします。		変更
新:本則-8 旧:本則-8	(2)　当組合は、契約者からデータ伝送された振込依頼明細に基づき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続を行います。	2　当組合は、契約者からデータ伝送された振込依頼明細に基づき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続を行います。		変更
新:本則-8 旧:本則-8	(3)　当組合は、振込指定口座の名義人に対して、入金についての通知は行いません。	3　当組合は、振込指定口座の名義人に対して、入金についての通知は行いません。		変更
新:本則-8 旧:本則-8	(4)　契約者は、振込資金、振込手数料等について、当組合所定の期日までに支払指定口座へ入金するものとします。	4　契約者は、振込資金、振込手数料等について、当組合所定の期日までに支払指定口座へ入金するものとします。		変更
新:本則-8 旧:本則-8	(5)　振込の不能事由等	5　振込の不能事由等		変更
新:本則-8 旧:本則-8	次のいずれかに該当する場合、当組合はその振込依頼はなかったものとして取り扱い	次のいずれかに該当する場合、当組合はその振込依頼はなかったものとして取扱います。		追加

Page	改正後	現行	備考	差異
	ます。			
新:本則-8 旧:本則-8	a 振込資金が、支払指定口座から払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超え、当組合所定の時限までに自動引落しできなかったとき。なお、支払指定口座からの払出しが本サービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が支払指定口座より払い出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払い出すかは当組合の任意とします。	（1）振込資金が、支払指定口座から払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超え、当組合所定の時限までに自動引落できなかったとき。なお、支払指定口座からの払出しが本サービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が支払指定口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当組合の任意とします。		変更
新:本則-8 旧:本則-8	b 契約者から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当組合が所定の手続をとったとき。	（2）契約者から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当組合が所定の手続をとったとき。		変更
新:本則-8 旧:本則-8	c 差押等やむを得ない事情があり、当組合が支払いを不適当と認めたとき。	（3）差押等やむを得ない事情があり、当組合が支払いを不適当と認めたとき。		変更
新:本則-8 旧:本則-9	d 当組合の責めによらない事由により、取引ができなかったとき。	（4）当組合の責によらない事由により、取引ができなかったとき。		変更
新:本則-8 旧:本則-9	(6) 振込資金の返却	6 振込資金の返却		変更
新:本則-8 旧:本則-9	「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当組合はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当組合は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当組合は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。	「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当組合はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当組合は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当組合は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。		
新:本則-9 旧:本則-9	(7) 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除きます。）	7 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除く。）	(4)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-9 旧:本則-9	a 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店において次の訂正の手続により取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次のbに規定する組戻しの手続により取り扱います。	（1）振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店において次の訂正の手続により取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次ヲに規定する組戻しの手続により取り扱います。		変更
新:本則-9 旧:本則-9	(a) 訂正の依頼にあたっては、当組合所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、当該取引を行った支払指定口座にかかる届出の印章（以下、「支払指定口座の届出の印章」 といいます。）により記名押印して提出してください。	① 訂正の依頼にあたっては、当組合所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、当該取引を行った支払指定口座にかかる届出の印章（以下、「支払指定口座の届出の印章」 といいます。）により記名押印して提出してください。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-9 旧:本則-9	(b) 当組合は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。	② 当組合は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。		変更
新:本則-9 旧:本則-9	b 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、振込手数料等相当額は返却しません。	（2）振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、振込手数料等相当額は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。	(3)「振込規定」改正に伴う記載変更	変更
新:本則-9 旧:本則-9	(a) 組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、支払指定口座の届出の印章により記名押印して提出してください。	① 組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、支払指定口座の届出の印章により記名押印して提出してください。	(4)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-9 旧:本則-9	(b) 当組合は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。	② 当組合は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。		変更
新:本則-9 旧:本則-9	(c) 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。	③ 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。自己宛小切手または現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。	(5)その他所要事項の見直し	変更
新:本則-9 旧:本則-9	c 前a、bの場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議を行ってください。	（3）前１号、２号の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議を行ってください。	(4)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-9 旧:本則-9				
新:本則-9 旧:本則-9	29 口座振替の事務委託	**第２９条【口座振替の事務委託】**		変更
新:本則-9 旧:本則-9	(1) 契約者は、当組合に対して、本サービスを利用した口座振替事務を委託します。	1 契約者は、当組合に対して、本サービスを利用した口座振替事務を委託します。		変更
新:本則-9 旧:本則-9	(2) 口座振替の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とします（ただし、契約内容によっては取扱範囲が異なる場合があります。）。	2 口座振替の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とします（ただし、契約内容によっては取扱範囲が異なる場合があります）。		変更
新:本則-9 旧:本則-9	(3) 口座振替依頼書の受理等	3 口座振替依頼書の受理等		変更
新:本則-9 旧:本則-10	a 当組合の取扱店は、貯金者から貯金口座振替の依頼を受けた時は、貯金口座振替依頼書（以下、「依頼書」といいます。）および貯金口座振替申込書（以下、「申込	（1）当組合の取扱店は、貯金者から貯金口座振替の依頼を受けた時は、貯金口座振替依頼書（以下、「依頼書」といいます。）および貯金口座振替申込書（以下、「申込書」といいま		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	書」といいます。）を提出させ、これを承諾した時は申込書を契約者に送付します（その他の貯金口座振替依頼受付サービスでも可）。	す。）を提出させ、これを承諾した時は申込書を契約者に送付します（その他の貯金口座振替依頼受付サービスでも可）。		
新:本則-9 旧:本則-10	b 契約者が貯金者から依頼書および申込書を受理した時は、依頼書を当組合に提出するものとします。当組合は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の不備事項がある時は依頼書にその旨を付記し（または別添資料等により）、契約者に返戻するものとします。	（2）契約者が貯金者から依頼書および申込書を受理した時は、依頼書を当組合に提出するものとします。当組合は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の不備事項がある時は依頼書にその旨を付記し（または別添資料等により）、契約者に返戻するものとします。		変更
新:本則-9 旧:本則-10	c 貯金口座振替に関する契約書に基づき、契約者が届け出し、当組合が承諾した依頼書および申込書については、契約者および貯金者からの申し出がない限り、本サービスを利用した口座振替事務に適用します。	（3）貯金口座振替に関する契約書に基づき、契約者が届け出し、当組合が承諾した依頼書および申込書については、契約者および貯金者からの申し出がない限り、本サービスを利用した口座振替事務に適用します。		変更
新:本則-9 旧:本則-10	d 契約者は、振替日を変更する時は貯金者に対して周知徹底を図るものとし、当組合はこれに関し特別な通知等は行わないものとします。	（4）契約者は、振替日を変更する時は貯金者に対して周知徹底を図るものとし、当組合はこれに関し特別な通知等は行わないものとします。		変更
新:本則-10 旧:本則-10	(4) 口座振替の依頼	4 口座振替の依頼		変更
新:本則-10 旧:本則-10	a 契約者は、貯金者から提出を受けた依頼書および申込書に基づいて当該貯金者あての請求明細を記録したデータを作成し、当組合に対し、本サービスにより口座振替の依頼を行うものとします。	（1）契約者は、貯金者から提出を受けた依頼書および申込書に基づいて当該貯金者宛の請求明細を記録したデータを作成し、当組合に対し、本サービスにより口座振替の依頼を行うものとします。		変更
新:本則-10 旧:本則-10	b 当組合は、記録された請求明細に基づき振替処理を行い、振替結果を次のコードで設定します。	（2）当組合は、記録された請求明細に基づき振替処理を行い、振替結果を次のコードで設定します。		変更
新:本則-10 旧:本則-10	振替済 0 資金不足 1 貯金取引なし 2 貯金者都合による停止 3 口座振替依頼書なし 4 委託者の都合による振替停止 8 その他 9	振替済 0 資金不足 1 貯金取引なし 2 貯金者都合による停止 3 口座振替依頼書なし 4 委託者の都合による振替停止止 8 その他 9	(5)その他所要事項の見直し	削除
旧:本則-10				
新:本則-10 旧:本則-10	c 当組合のオンライン障害等の事情により引落日における振替処理に支障を生じる懸念があるときは、当組合は契約者の協力を得て対策を講じるものとします。	（3）当組合のオンライン障害等の事情により引落日における振替処理に支障を生じる懸念があるときは、当組合は契約者の協力を得て対策を講じるものとします。	(4)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-10 旧:本則-10	(5) 口座振替結果について	5 口座振替結果について		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-10 旧:本則-10	当組合は振替結果について、以下の時刻から照会できるようにいたします。	当組合は振替結果について、以下の時刻から照会できるようにいたします。		削除
新:本則-10 旧:本則-10	a　申込みいただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前…振替日当日の当組合所定の時刻	（1）申込いただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前…振替日当日の当組合所定の時刻		変更
新:本則-10 旧:本則-10	b　申込みいただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前以外…振替日の翌営業日の当組合所定の時刻	（2）申込いただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前以外…振替日の翌営業日の当組合所定の時刻		変更
新:本則-10 旧:本則-10	(6) 振替資金の入金	6　振替資金の入金		変更
新:本則-10 旧:本則-10	当組合は、振替指定日に振替資金を契約者の指定する当組合本支店および全国銀行内国為替制度の加盟金融機関ならびに系統内国為替制度の取扱金融機関の国内本支店の口座に入金するものとします。	当組合は、振替指定日に振替資金を契約者の指定する当組合本支店および全国銀行内国為替制度の加盟金融機関ならびに系統内国為替制度の取扱金融機関の国内本支店の口座に入金するものとします。		
新:本則-10 旧:本則-10	(7) 領収書の送付	7　領収書の送付		変更
新:本則-10 旧:本則-11	当組合は、領収書・振替済通知書等の発行はいたしません。	当組合は、領収書・振替済通知書等の発行はいたしません。		
新:本則-10 旧:本則-11	(8) 貯金者への通知	8　貯金者への通知		変更
新:本則-10 旧:本則-11	当組合は、貯金口座振替に関して貯金者に対する引落し済みの通知および入金の督促等は行わないものとします。	当組合は、貯金口座振替に関して貯金者に対する引落し済みの通知および入金の督促等は行わないものとします。		
新:本則-10 旧:本則-11	(9) 振替不能分の再請求	9　振替不能分の再請求		変更
新:本則-10 旧:本則-11	契約者は、振替不能分の再請求をする時は、再請求分の請求明細を記録したデータを作成し、次回振替請求の際、本サービスにより口座振替の依頼を行うものとします。この場合、再請求分と次回請求分とを同時に請求する時は、その振替について、原則、優先順位をつけないものとします。	契約者は、振替不能分の再請求をする時は、再請求分の請求明細を記録したデータを作成し、次回振替請求の際、本サービスにより口座振替の依頼を行うものとします。 この場合、再請求分と次回請求分とを同時に請求する時は、その振替について、原則、優先順位をつけないものとします。		
新:本則-10 旧:本則-11	(10) 停止通知	１０　停止通知		変更
新:本則-10 旧:本則-11	契約者は、貯金口座振替依頼を停止した時は、その氏名等を当組合に通知するものとします。	契約者は、貯金口座振替依頼を停止した時は、その氏名等を当組合に通知するものとします。		

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-10 旧:本則-11	(11) 解約・変更通知	１１　解約・変更通知		変更
新:本則-10 旧:本則-11	当組合は、貯金者の申し出または当組合の都合により当該貯金者との貯金口座振替を解約または変更した時はその旨通知するものとします。ただし、貯金者が当該指定口座を解約した時は、当組合は契約者に対する通知は行わないものとします。	当組合は、貯金者の申し出または当組合の都合により当該貯金者との貯金口座振替を解約または変更した時はその旨通知するものとします。ただし、貯金者が当該指定口座を解約した時は、当組合は契約者に対する通知は行わないものとします。		
新:本則-11 旧:本則-11				
新:本則-11 旧:本則-11	30　口座番号確認	第３０条【口座番号確認】		変更
新:本則-11 旧:本則-11	(1) 口座番号確認とは、契約者が総合振込データ、給与・賞与振込データ、口座振替データおよび口座振込データの作成にあたって事前に各種データ等に記録される金融機関コード、店舗コード、貯金種目、口座番号および口座名義人の確認を行うサービスです（ただし、データの内容によって確認を行う範囲が異なる場合があります。）。	1　口座番号確認とは、契約者が総合振込データ、給与・賞与振込データ、口座振替データおよび口座振込データの作成にあたって事前に各種データ等に記録される金融機関コード、店舗コード、貯金種目、口座番号および口座名義人の確認を行うサービスです（ただし、データの内容によって確認を行う範囲が異なる場合があります。）。		変更
新:本則-11 旧:本則-11	(2) 口座番号確認の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とし（ただし、データの内容によって取扱店の範囲が異なる場合があります。）、貯金種目は、当組合所定の種目とします。	2　口座番号確認の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とし（ただし、データの内容によって取扱店の範囲が異なる場合があります。）、貯金種目は、当組合所定の種目とします。		変更
新:本則-11 旧:本則-11	(3) 当組合は口座番号確認結果について、口座番号確認依頼日の翌営業日（依頼時刻によっては翌々営業日）の当組合所定の時刻から照会できるようにいたします。	3　当組合は口座番号確認結果について、口座番号確認依頼日の翌営業日（依頼時刻によっては翌々営業日）の当組合所定の時刻から照会できるようにいたします。		変更
新:本則-11 旧:本則-11				
新:本則-11 旧:本則-11	31　口座番号変更	第３１条【口座番号変更】		変更
新:本則-11 旧:本則-11	(1) 口座番号変更とは、当組合の合併・店舗統廃合等に伴い、契約者からの依頼に基づき、金融機関コード、店舗コード、貯金種目、口座番号および口座名義人の一括変更を行うサービスです。	1　口座番号変更とは、当組合の合併・店舗統廃合等に伴い、契約者からの依頼に基づき、金融機関コード、店舗コード、貯金種目、口座番号および口座名義人の一括変更を行うサービスです。		変更
新:本則-11 旧:本則-11	(2) 口座番号変更の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とし、貯金種目は、当組合所定の種目とします。	2　口座番号変更の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とし、貯金種目は、当組合所定の種目とします。		変更
新:本則-11 旧:本則-11	(3) 当組合は口座番号変更結果について、口座番号変更依頼日の翌営業日（依頼時刻によっては翌々営業日）の当組合所定の時刻から照会できるようにいたします。	3　当組合は口座番号変更結果について、口座番号変更依頼日の翌営業日（依頼時刻によっては翌々営業日）の当組合所定の時刻から照会できるようにいたします。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-11 旧:本則-11				
新:本則-12 旧:本則-12	**第3章　通知サービス**	第３章　通知サービス	(4)体裁・レイアウト変更	変更
旧:本則-12				
新:本則-12 旧:本則-12	32　通知対象口座	**第３２条【通知対象口座】**		変更
新:本則-12 旧:本則-12	契約者が通知明細を取得する取引明細等の対象口座は、契約者が当組合に提出する利用申込書に記載のとおりとします。ただし、取引などの異動がなく通知すべき通知明細が存在しない場合、契約者は通知明細の取得ができません。	契約者が通知明細を取得する取引明細等の対象口座および通知日時は、契約者が当組合に提出する利用申込書に記載のとおりとします。ただし、取引などの異動がなく通知すべき通知明細が存在しない場合、契約者は通知明細の取得ができません。	(5)その他所要事項の見直し	削除
新:本則-12 旧:本則-12				
新:本則-12 旧:本則-12	33　データの瑕疵	**第３３条【データの瑕疵】**	(4)体裁・レイアウト変更	変更
新:本則-12 旧:本則-12	当組合が契約者へ通知したデータに瑕疵がある場合は、契約者と当組合において協議のうえ、適切な措置を講じることとします。	当組合が契約者へ通知したデータに瑕疵がある場合は、契約者と当組合において協議のうえ、適切な措置を講じることとします。		削除
新:本則-12 旧:本則-12				
新:本則-12 旧:本則-12	34　金融EDI情報の照会	**第３４条【金融ＥＤＩ情報の照会】**		変更
新:本則-12 旧:本則-12	本通知サービスにより当組合が契約者あてに通知した金融EDI情報については、本通知サービスによる方法に限定し、それ以外では当組合は照会に応じません。	本通知サービスにより当組合が契約者あてに通知した金融ＥＤＩ情報については、本通知サービスによる方法に限定し、それ以外では当組合は照会に応じません。		変更
新:本則-12 旧:本則-12	以　上	以　上		

附則（2025Ｊ革特発第 361 号）

（実施日）

この手続は、2025 年 10 月 1 日から実施する。

ファームバンキング／ホームバンキング利用規定の制定

Page	改正後	現行	備考	差異
新:-1 旧:参考資料-1	**ファームバンキング／ホームバンキング利用規定**	ファームバンキング／ホームバンキング利用規定（ひな形）	他の定型約款と平仄を合わせるもの。	削除
新:-1 旧:参考資料-1				
新:-1 旧:参考資料-1	○○○農業協同組合	○○○農業協同組合		
新:-1 旧:参考資料-1				
新:-1 旧:参考資料-1				
新:-1 旧:参考資料-1	**1_ファームバンキング／ホームバンキング**	第1条_ファームバンキング／ホームバンキング	「定型約款の作成・編集に関するガイドライン」の内容に沿った体裁・レイアウト変更を行うもの。 以下、記載が無い限り同様の理由によるもの。	変更
新:-1 旧:参考資料-1	ファームバンキング／ホームバンキング（以下、「本サービス」といいます。）は、パソコンやファクシミリなど当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）からの依頼に基づき、契約者の口座入出金明細等の情報を通知するサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、振込・振替手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申込みを行い、かつ当組合が当該申込みを承諾した本邦居住の方のみとします。	ファームバンキング／ホームバンキング（以下、「本サービス」といいます。）は、パソコンやファクシミリなど当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）からの依頼に基づき、契約者の口座入出金明細等の情報を通知するサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、振込・振替手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申し込みを行い、かつ当組合が当該申し込みを承諾した本邦居住の方のみとします。		削除
新:-1 旧:参考資料-1	契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。	契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。		
新:-1 旧:参考資料-1				
新:-1 旧:参考資料-1	**2_サービス取扱時間**	第2条_サービス取扱時間_		変更
新:-1 旧:参考資料-1	本サービスの取扱時間は、当組合所定の時間内とし、取扱時間は利用するサービスにより異なる場合があります。	本サービスの取扱時間は、当組合所定の時間内とし、取扱時間は利用するサービスにより異なる場合があります。		
新:-1 旧:参考資料-1				

Page	改正後	現行	備考	差異
新:-1 旧:参考資料-1	**3_利用申込**	第3条　利用申込み		変更
新:-1 旧:参考資料-1	(1)　本サービスの利用の申込みに際しては、当組合制定の書面（以下、「利用申込書」といいます。）により「住所」、「氏名」、「暗証番号」、その他必要事項を届け出てください。	1.　本サービスの利用の申し込みに際しては、当組合制定の書面（以下、「利用申込書」といいます。）により「住所」、「氏名」、「暗証番号」、その他必要事項を届け出てください。		変更
新:-1 旧:参考資料-1				
新:-1 旧:参考資料-1	(2)　本サービスを利用できる口座は、契約者が利用申込書により指定した当組合所定の貯金種類の契約者名義口座（以下、「サービス利用口座」といいます。）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当組合所定の範囲内とします。	2.　本サービスを利用できる口座は、契約者が利用申込書により指定した当組合所定の貯金種類の契約者名義口座（以下、「サービス利用口座」といいます。）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当組合所定の範囲内とします。		変更
新:-1 旧:参考資料-1	なお、本サービスの申込みの際には、サービス利用口座のうち一つの普通貯金口座または当座貯金口座を手数料決済口座として届け出ていただき、手数料決済口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。	なお、本サービスの申し込みの際には、サービス利用口座のうち一つの普通貯金口座または当座貯金口座を手数料決済口座として届け出ていただき、手数料決済口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。		削除
新:-1 旧:参考資料-1				
新:-1 旧:参考資料-1	**4_本人確認**	第4条　本人確認		変更
新:-1 旧:参考資料-1	本サービスでは、端末機器から送信された暗証番号と、当組合に登録されている暗証番号との一致の他、当組合が定める方法により契約者ご本人である旨の確認（以下、「本人確認」といいます。）を行います。	本サービスでは、端末機器から送信された暗証番号と、当組合に登録されている暗証番号との一致の他、当組合が定める方法により契約者ご本人である旨の確認（以下、「本人確認」といいます。）を行います。		
新:-1 旧:参考資料-2	なお、本サービス利用に際して必要な暗証番号、その他本人確認方法の規格、設定方法等は、当組合が定めるものとし、当組合が必要とする場合には、これを変更することができるものとします。	なお、本サービス利用に際して必要な暗証番号、その他本人確認方法の規格、設定方法等は、当組合が定めるものとし、当組合が必要とする場合には、これを変更することができるものとします。		
新:-2 旧:参考資料-2				
新:-2 旧:参考資料-2	**5_取引の依頼・依頼内容の確認等**	第5条　取引の依頼・依頼内容の確認等		変更
新:-2 旧:参考資料-2	(1)　本サービスの取引の依頼は、「4_本人確認」を経た後、取引に必要な事項を当組合の指定する操作方法により行ってください。	1.　本サービスの取引の依頼は、第4条の本人確認手続を経た後、取引に必要な事項を当組合の指定する操作方法により行ってください。		変更
新:-2 旧:参考資料-2				
新:-2 旧:参考資料-2	(2)　当組合が本サービスの取引の依頼を受けた場合、端末機器を通じて契約者に依頼内容を確認していただきます。その内容が正しい場合、当組合の指定する操作方法により、確認した旨を当組合に伝達してください。当組合が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定し	2.　当組合が本サービスの取引の依頼を受けた場合、契約者に依頼内容を端末機器を通じて確認しますので、その内容が正しい時には、当組合の指定する操作方法により、確認した旨を当組合に伝達してください。当組合が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したもの	読みやすさの改善のため	変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	たものとして、契約者の有効な意思による、かつ依頼内容が真正なものとみなし取り扱います。また、依頼した取引については、本規定において特に定めのない限り、取消し、変更等はできないものとします。	として、契約者の有効な意思により、かつ依頼内容が真正なものとみなし取り扱います。また、依頼した取引については、本規定において特に定めのない限り、取消、変更等はできないものとします。		
新:-2 旧:参考資料-2				
新:-2 旧:参考資料-2	(3) 取引の依頼事項・内容および取引の完了結果については、当組合が指定する方法（受付完了確認画面、依頼内容の照会機能、通帳等）により、契約者の責任において必ず確認してください。	3. 取引の依頼事項・内容および取引の完了結果については、当組合が指定する方法（受付完了確認画面、依頼内容の照会機能、通帳等）により、契約者の責任において必ず確認してください。		変更
新:-2 旧:参考資料-2	なお、内容に不明な点がある場合等は、当組合にご確認ください。	なお、内容に不明な点がある場合等は、当組合にご確認ください。		
新:-2 旧:参考資料-2				
新:-2 旧:参考資料-2	(4) 以下の事由等により、契約者から依頼された取引が処理できなかった場合には、当該取引が行われなかったことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。	4. 以下の事由等により、契約者から依頼された取引が処理できなかった場合には、当該取引が行われなかったことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。		変更
新:-2 旧:参考資料-2	a 振込・振替手続の処理時において、振込金額と振込手数料の合計金額、振替金額または払込手続の処理時において、払込金額が支払元の貯金口座（以下、「支払指定口座」といいます。）の支払可能残高（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。	(1) 振込・振替手続の処理時において、振込金額と振込手数料の合計金額、振替金額または払込手続の処理時において、払込金額が支払元の貯金口座（以下、「支払指定口座」といいます。）の支払可能残高（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。		変更
新:-2 旧:参考資料-2				
新:-2 旧:参考資料-2	b 振替手続において入金先の貯金口座が解約済みのとき。	(2) 振替手続において入金先の貯金口座が解約済みのとき。		変更
新:-2 旧:参考資料-2				
新:-2 旧:参考資料-2	c 支払指定口座に対し契約者から支払停止もしくは解約の届出があり、それに基づき当組合が手続きを行ったとき。	(3) 支払指定口座に対し契約者から支払停止もしくは解約の届出があり、それに基づき当組合が手続を行ったとき。		変更
新:-2 旧:参考資料-2				
新:-2 旧:参考資料-2	d 当組合の任意に定める回数を超えて暗証番号を誤って端末機器に入力したとき。	(4) 当組合の任意に定める回数を超えて暗証番号を誤って端末機器に入力したとき。		変更
新:-2 旧:参考資料-2				削除
新:-2 旧:参考資料-2	e 差押えその他相当の事由が発生したとき。	(5) 差押その他相当の事由が発生したとき。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:-2				
新:-2 旧:参考資料-3	(5) サービス利用口座について同日に複数の引落し（本サービス以外の引落しを含みます。）をする場合には、 その総額が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき、そのいずれを引き落とすかは当組合の任意とします。また、万一、これにより損害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません。	5. サービス利用口座について同日に複数の引き落とし（本サービス以外の引き落としを含みます。）をする場合には、 その総額が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき、その何れを引き落とすかは当組合の任意とします。また、万一、これにより損害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません。		変更
新:-2 旧:参考資料-3				
新:-3 旧:参考資料-3	**6 通知サービス**	第6条 通知サービス		変更
新:-3 旧:参考資料-3				
新:-3 旧:参考資料-3	通知サービスとは、契約に基づき、契約者が当組合あて利用申込書により届け出たサービス利用口座に対する振込、取立て、自動引落および入出金明細をサービス利用者の端末に自動通知するサービスをいいます。	通知サービスとは、契約に基づき、契約者が当組合あて利用申込書により届け出たサービス利用口座に対する振込、取立、自動引落および入出金明細をサービス利用者の端末に自動通知するサービスをいいます。		追加
新:-3 旧:参考資料-3				
新:-3 旧:参考資料-3	**7 照会サービス**	第7条 照会サービス		変更
新:-3 旧:参考資料-3	(1) 照会サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、あらかじめ指定されたサービス利用口座について、その残高や入出金明細など各種情報を提供するサービスをいいます。	1. 照会サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、あらかじめ指定されたサービス利用口座について、その残高や入出金明細など各種情報を提供するサービスをいいます。		変更
新:-3 旧:参考資料-3		-		削除
新:-3 旧:参考資料-3	(2) 照会サービスの利用時間および提供する各種情報の基準・範囲等は、当組合が別途定めた内容に基づくこととします。なお、当組合が別途定めた内容を変更する場合は、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	2. 照会サービスの利用時間および提供する各種情報の基準・範囲等は、当組合が別途定めた内容に基づくこととします。なお、当組合が別途定めた内容を変更する場合は、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。		変更
新:-3 旧:参考資料-3				
新:-3 旧:参考資料-3	(3) 当組合が提供した情報は、その残高・入出金明細を証明するものではありません。受入証券類の不渡りなど相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、変更または取消しをすることがあります。また、こうした変更・取消しのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	3. 当組合が提供した情報は、その残高・入出金明細を証明するものではありません。受入証券類の不渡など相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、変更または取消をすることがあります。また、こうした変更・取消のために生じた損害については、当組合は責任を負いません。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:-3 旧:参考資料-3				
新:-3 旧:参考資料-3	**8 振込・振替サービス**	第8条 振込・振替サービス		変更
新:-3 旧:参考資料-3	(1) 振込・振替サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者が指定した営業日（以下、「振込・振替指定日」といいます。）に、あらかじめ指定されたサービス利用口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額を引き落とし、契約者が指定した当組合または当組合以外の金融機関の国内本支店の貯（預）金口座（以下、「入金指定口座」といいます。）へ入金することができるサービスをいいます。	1. 振込・振替サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者が指定した営業日（以下、「振込・振替指定日」といいます。）に、あらかじめ指定されたサービス利用口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額を引き落とし、契約者が指定した当組合または当組合以外の金融機関の国内本支店の貯（預）金口座（以下、「入金指定口座」といいます。）へ入金することができるサービスをいいます。		変更
新:-3 旧:参考資料-3	なお、当組合以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取扱いできない場合があります。	なお、当組合以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取り扱いできない場合があります。		削除
新:-3				
新:-3 旧:参考資料-4	(2) 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。	2. 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。		変更
新:-3 旧:参考資料-4	a 支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属し、かつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。	(1) 支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属し、かつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。		変更
新:-3 旧:参考資料-4				
新:-3 旧:参考資料-4	b 支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属していない場合、または支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属する場合であっても、その名義が異なる場合は、「振込」として取り扱い、当組合所定の振込手数料を支払指定口座からお支払いいただきます。	(2) 支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属していない場合、または支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属する場合であっても、その名義が異なる場合は、「振込」として取り扱い、当組合所定の振込手数料を支払指定口座からお支払いいただきます。		変更
新:-3 旧:参考資料-4				削除
旧:参考資料-4	c 振込・振替指定日は、当組合の指定する操作方法により指定してください。この場合、指定日は当組合所定の期間からお選びいただきます。	(3) 振込・振替指定日は、当組合の指定する操作方法により指定してください。この場合、指定日は当組合所定の期間からお選びいただきます。		変更
新:-4 旧:参考資料-4	なお、この期間を変更する場合は、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	なお、この期間を変更する場合は、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。		削除
新:-4 旧:参考資料-4				
旧:参考資料-4	d 振込・振替サービスにおける1日当たりの上限金額は当組合所定の金額の範囲内、かつ契約者が指定・登録した金額とします。	(4) 振込・振替サービスにおける1日当たりの上限金額は当組合所定の金額の範囲内、かつ契約者が指定・登録した金額とします。		変更
新:-4 旧:参考資料-4	なお、この上限金額を変更する場合は、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、	なお、この上限金額を変更する場合は、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、		

Page	改正後	現行	備考	差異
	公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。		
新:-4 旧:参考資料-4				
新:-4 旧:参考資料-4	e 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合の指定する操作方法により、取消しができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下、「訂正」といいます。）または取りやめ（以下、「組戻し」といいます。）は、原則として取扱いできません。ただし、当組合がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当組合の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。	(5) 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合の指定する操作方法により、取消ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下、「訂正」といいます。）または取りやめ（以下、「組戻し」といいます。）は、原則として取り扱いできません。ただし、当組合がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当組合の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。		変更
旧:参考資料-4		なお、組戻しを行う場合には、当組合所定の組戻手数料が別途必要となります。	振込規定の改正に平仄を合わせるもの。	削除
新:-4 旧:参考資料-4				
新:-4 旧:参考資料-4	f 前号の組戻手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。	(6) 前号の組戻し手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。		変更
旧:参考資料-4		なお、組戻しができなかった場合には、組戻手数料は返却します。	振込規定の改正に平仄を合わせるもの。	削除
新:-4 旧:参考資料-4				
新:-4 旧:参考資料-5	**9 取引内容の記録等**	第9条 取引内容の記録等		変更
新:-4 旧:参考資料-5	契約者の依頼内容・取引内容はすべて当組合において記録し、相当期間保存・管理するものとします。また、万一、これらの内容について契約者と当組合との間で疑義が生じたときは、当組合の電磁的記録等の内容を正当なものとして取り扱います。	契約者の依頼内容・取引内容はすべて当組合において記録し、相当期間保存・管理するものとします。また、万一、これらの内容について契約者と当組合との間で疑義が生じたときは、当組合の電磁的記録等の内容を正当なものとして取り扱います。		削除
新:-4 旧:参考資料-5				
新:-4 旧:参考資料-5	**10 サービス利用手数料等**	第10条 サービス利用手数料等		変更
新:-4 旧:参考資料-5	(1) 本サービスの利用に当たっては、当組合所定の利用手数料およびこれに伴う消費税を当組合所定の日に手数料決済口座から引き落とします。 なお、本サービスの契約期間中に解約される場合であっても、当組合は既に受け入れた利用手数料を返却しません。	1. 本サービスの利用に当たっては、当組合所定の利用手数料およびこれに伴う消費税を当組合所定の日に手数料決済口座から引き落とします。 なお、本サービスの契約期間中に解約される場合であっても、当組合は既に受け入れた利用手数料を返却しません。		変更
新:-4				

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:参考資料-5				
新:-4 旧:参考資料-5	(2) 本サービスによる振込に当たっては、「8 振込・振替サービス」における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。	2. 本サービスによる振込に当たっては、第8条における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。		変更
新:-4 旧:参考資料-5				
新:-4 旧:参考資料-5	(3) 本サービスにかかる利用手数料、振込・振替金、および振込手数料の引落しは、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取り扱います。	3. 本サービスにかかる利用手数料、振込・振替金、および振込手数料の引き落としは、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取り扱います。		変更
新:-5 旧:参考資料-5				
新:-5 旧:参考資料-5	(4) 当組合は、利用手数料を変更する場合、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 また、これ以外の本サービスに関する諸手数料についても、改定あるいは新設する場合は同様の対応とします。	4. 当組合は、利用手数料を変更する場合、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 また、これ以外の本サービスに関する諸手数料についても、改定あるいは新設する場合は同様の対応とします。		変更
新:-5 旧:参考資料-5				
新:-5 旧:参考資料-5	**11 暗証番号、セキュリティ等**	第11条 暗証番号、セキュリティ等		変更
新:-5 旧:参考資料-5	(1) 暗証番号は、重要な情報です。暗証番号は、生年月日や電話番号、連続する文字数列の指定を避けたうえで、当組合の定める方法に基づき指定してください。また、暗証番号については、第三者に知られないよう契約者の責任において厳重に管理するとともに、契約者以外の方に使用されることがないようにも厳重に管理してください。管理が不十分であったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。 なお、当組合から契約者に暗証番号を直接尋ねることはありません。	1. 暗証番号は、重要な情報です。暗証番号は、生年月日や電話番号、連続する文字数列の指定を避けたうえで、当組合の定める方法に基づき指定してください。また、暗証番号については、第三者に知られないよう契約者の責任において厳重に管理するとともに、契約者以外の方に使用されることがないようにも厳重に管理してください。管理が不十分であったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。 なお、当組合から契約者に暗証番号を直接尋ねることはありません。		変更
新:-5 旧:参考資料-5				
新:-5 旧:参考資料-6	(2) 本サービスの利用について当組合に登録された暗証番号と異なる暗証番号が連続して入力され、当組合の任意に定める回数に達した場合には、その暗証番号は無効となります。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。暗証番号を再設定する場合には、当組合所定の手続きを行ってください。	2. 本サービスの利用について当組合に登録された暗証番号と異なる暗証番号が連続して入力され、当組合の任意に定める回数に達した場合には、その暗証番号は無効となります。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。暗証番号を再設定する場合には、当組合所定の手続を行ってください。		変更
新:-5 旧:参考資料-6				

Page	改正後	現行	備考	差異
新:-5 旧:参考資料-6	**12 解約等**	第12条 解約等		変更
新:-5 旧:参考資料-6	(1) この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当組合に対する解約の通知は当組合制定の書面によることとし、当該解約は当組合の解約手続が完了した日から有効とします。また、当組合に対する解約の通知を受けてから解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当組合が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。	1. この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当組合に対する解約の通知は当組合制定の書面によることとし、当該解約は当組合の解約手続が完了した日から有効とします。また、当組合に対する解約の通知を受けてから解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当組合が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。		変更
新:-5 旧:参考資料-6				
新:-5 旧:参考資料-6	(2) 当組合が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合において、その通知が受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。	2. 当組合が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合において、その通知が受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。		変更
新:-5 旧:参考資料-6				
新:-5 旧:参考資料-6	(3) 手数料決済口座が解約された場合は、この契約は解約されたものとします。	3. 手数料決済口座が解約された場合は、この契約は解約されたものとします。		変更
新:-5 旧:参考資料-6				
新:-5 旧:参考資料-6	(4) サービス利用口座が解約された場合は、その口座におけるサービス利用を除きこの契約は有効とします。	4. サービス利用口座が解約された場合は、その口座におけるサービス利用を除きこの契約は有効とします。		変更
新:-6 旧:参考資料-6				
新:-6 旧:参考資料-6	(5) 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当組合は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。	5. 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当組合は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。		変更
新:-6 旧:参考資料-6	a 支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。	(1) 支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。		変更
新:-6 旧:参考資料-6				
新:-6 旧:参考資料-6	b 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。	(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。		変更
新:-6				

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:参考資料-6				
新:-6 旧:参考資料-6	c 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当組合において契約者の所在が不明となり、当組合の契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。	(3) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当組合において契約者の所在が不明となり、当組合の契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。		変更
新:-6 旧:参考資料-6				削除
新:-6 旧:参考資料-6	d 1年以上の長期にわたり本サービスの利用がなかったとき。	(4) 1年以上の長期にわたり本サービスの利用がなかったとき。		変更
新:-6				
新:-6 旧:参考資料-7	e 相続の開始があったとき。	(5) 相続の開始があったとき。		変更
新:-6 旧:参考資料-7				
新:-6 旧:参考資料-7	f 当組合に支払うべき本規定における各種手数料が支払われなかったとき。	(6) 当組合に支払うべき本規定における各種手数料が支払われなかったとき。		変更
新:-6 旧:参考資料-7				削除
新:-6 旧:参考資料-7	g 契約者が本邦の居住者でなくなったとき。	(7) 契約者が本邦の居住者でなくなったとき。		変更
新:-6 旧:参考資料-7				
新:-6 旧:参考資料-7	h 利用規定および取引約定に違反したと当組合が認めたとき。	(8) 本サービスを利用して法令等に反する不正行為を図ったとき。		変更
新:-6 旧:参考資料-7				
新:-6 旧:参考資料-7	i 次のいずれかに該当したことが判明した場合			追加
新:6	(a) 暴力団			追加
新:6	(b) 暴力団員			追加
新:6	(c) 暴力団準構成員			追加
新:6	(d) 暴力団関係企業			追加
新:6	(e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等			追加
新:6	(f) その他(a)～(e)に準ずる者			追加

Page	改正後	現行	備考	差異
新:6				
新:6	j 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合			追加
新:6	(a) 暴力的な要求			追加
新:6	(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為			追加
新:6	(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為			追加
新:6	(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為			追加
新:7	(e) その他前各号に準ずる行為			追加
新:7	(f) 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認める行為			追加
新:7				
新:7	k 法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含む)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると判断した場合			追加
新:7				
新:7	l 契約者が当組合に届け出た事項の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると判断した場合			追加
新:7				
新:7	m 契約者が当組合に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限らない)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると判断した場合			追加
新:7				
新:7	n 当組合が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合			追加
新:7				
新:7 旧:7	o その他解約することを必要とする相当の事由が生じたとき。	(9) その他解約することを必要とする相当の事由が生じたとき。		変更
新:7 旧:7				
新:7	**13 移管**	第 13 条 移管		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:参考資料-7				
新:7 旧:参考資料-7	(1) サービス利用口座を契約者の都合で移管する場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、別途移管にかかる手続きを行っていただく必要があります。	1. サービス利用口座を契約者の都合で移管する場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、別途移管にかかる手続を行っていただく必要があります。		変更
新:7 旧:参考資料-7				
新:7 旧:参考資料-7	(2) サービス利用口座が店舗統廃合等、当組合の都合により移管された場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、契約者に連絡のうえ、別途変更等の手続きを行っていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。	2. サービス利用口座が店舗統廃合等、当組合の都合により移管された場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、契約者に連絡のうえ、別途変更等の手続を行っていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。		変更
新:7 旧:参考資料-7				
新:7 旧:参考資料-7	**14 免責事項**	第 14 条 免責事項		変更
新:7 旧:参考資料-7	(1) 当組合および金融機関等の共同システムの運営体が相当のシステム安全策を講じたにもかかわらず	1. 当組合および金融機関等の共同システムの運営体が相当のシステム安全策を講じたにもかかわらず		変更
新:-7 旧:参考資料-7	a システム、端末機器、通信回線等の障害により、本サービスの取扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害	(1) システム、端末機器、通信回線等の障害により、本サービスの取り扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害		変更
新:-8 旧:参考資料-7				削除
新:-8 旧:参考資料-7	b 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経過において盗聴・改ざん等がなされたことにより、パスワード等を含む契約者情報や取引情報等が漏洩したために生じた損害	(2) 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経過において盗聴・改ざん等がなされたことにより、パスワード等を含む契約者情報や取引情報等が漏洩したために生じた損害		変更
新:-8 旧:参考資料-7	については当組合は責任を負いません。当組合からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当組合に受付の有無等を確認してください。	については当組合は責任を負いません。当組合からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取り扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当組合に受付けの有無等を確認してください。		削除
新:-8 旧:参考資料-7				
新:-8 旧:参考資料-8	(2) システム変更、災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	2. システム変更、災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取り扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害については、当組合は責任を負いません。		変更
新:-8 旧:参考資料-8				
新:-8	(3) 当組合が「4 本人確認」に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフト	3. 当組合が第 4 条に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:参考資料-8	ウェア、端末機器、暗証番号等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、個人の契約者は後記「15 本サービスの不正使用による振込等」による補てんの請求をすることができます。	端末機器、暗証番号等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、個人の契約者は後記第15条による補てんの請求をすることができます。		
新:-8 旧:参考資料-8				
新:-8 旧:参考資料-8	(4) 本サービスに使用する端末機器、通信媒体が正常に稼動する環境については、契約者の責任において確保してください。当組合は、本規定により端末機器が正常に稼動することについて保証・確約するものではありません。万一、端末機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、これにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。	4. 本サービスに使用する端末機器、通信媒体が正常に稼動する環境については、契約者の責任において確保してください。当組合は、本規定により端末機器が正常に稼動することについて保証・確約するものではありません。万一、端末機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、これにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。		変更
新:-8 旧:参考資料-8				
新:-8 旧:参考資料-8	(5) 利用申込書等に押印された印鑑の印影と届出の印鑑の印影とを、当組合が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたときは、これらの書類につき偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	5. 利用申込書等に押印された印鑑の印影と届出の印鑑の印影とを、当組合が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いしたときは、これらの書類につき偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。		変更
新:-8 旧:参考資料-8				
新:-8 旧:参考資料-8	(6) その他当組合以外の金融機関等の責に帰すべき事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。	6. その他当組合以外の金融機関等の責に帰すべき事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。		変更
新:-8 旧:参考資料-8				
新:-8 旧:参考資料-8	(7) 契約者が本規定により取り扱わなかったことによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	7. 契約者が本規定により取り扱わなかったことによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。		変更
新:-8 旧:参考資料-8				
新:-9 旧:参考資料-8	**15 本サービスの不正使用による振込等**	第15条 本サービスの不正使用による振込等		変更
新:-9 旧:参考資料-8				
新:-9	(1) 個人の契約者のご利用の場合、盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等（以	1. 個人の契約者のご利用の場合、盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等（以下、		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:参考資料-8	下、「不正な振込等」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、個人の契約者は当組合に対して不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。	「不正な振込等」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、個人の契約者は当組合に対して不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。		
新:-9 旧:参考資料-8				
新:-9 旧:参考資料-9	a 不正な振込等に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること。	(1) 不正な振込等に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること。		変更
新:-9 旧:参考資料-9				
新:-9 旧:参考資料-9	b 当組合の調査に対し、契約者から十分な説明が行われていること。	(2) 当組合の調査に対し、契約者から十分な説明が行われていること。		変更
新:-9 旧:参考資料-9				
新:-9 旧:参考資料-9	c 警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを当組合に示していること。	(3) 警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを当組合に示していること。		変更
新:-9 旧:参考資料-9				
新:-9 旧:参考資料-9	(2) 前項の請求がなされた場合、不正な振込等が契約者の故意または重過失による場合を除き、当組合は当組合へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額を補てんするものとします。ただし、不正な振込等が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、不正な振込等にかかる損害が契約者の過失に起因する場合は、当組合は被害状況等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。	2. 前項の請求がなされた場合、不正な振込等が契約者の故意または重過失による場合を除き、当組合は当組合へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額を補てんするものとします。ただし、不正な振込等が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、不正な振込等にかかる損害が契約者の過失に起因する場合は、当組合は被害状況等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。		変更
新:-9 旧:参考資料-9				
新:-9 旧:参考資料-9	(3) 前記(1)・(2)の規定は前記(1)にかかる当組合への通知が、暗証番号等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日）から 2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	3. 前記 1・2 の規定は前記 1 にかかる当組合への通知が、暗証番号等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日）から 2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。		変更
新:-9 旧:参考資料-9				
新:-9 旧:参考資料-9	(4) 前記(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補てんの責任を	4. 前記 1 の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補てんの責任を負		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	負いません。	いません。		
新:-9 旧:参考資料-9				
新:-9 旧:参考資料-9	a 不正な振込等が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合	(1) 不正な振込等が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合		変更
新:-9 旧:参考資料-9	(a) 不正な振込等にかかる損害が契約者の重大な過失に起因する場合	a 不正な振込等にかかる損害が契約者の重大な過失に起因する場合		変更
新:-9 旧:参考資料-9	(b) 契約者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家政婦等）によって行われた場合	b 契約者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家政婦等）によって行われた場合		変更
新:-9 旧:参考資料-9	(c) 契約者が被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合	c 契約者が被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合		変更
新:-10 旧:参考資料-9				
新:-10 旧:参考資料-9	b 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して暗証番号等が盗取された場合	(2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して暗証番号等が盗取された場合		変更
新:-10 旧:参考資料-9				
新:-10 旧:参考資料-10	(5) 当組合が前記(2)に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金（以下、「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。	5. 当組合が前記２に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金（以下、「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。		変更
新:-10 旧:参考資料-10				
新:-10 旧:参考資料-10	(6) 当組合が前記(2)により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。	6. 当組合が前記２により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。		変更
新:-10 旧:参考資料-10				
新:-10 旧:参考資料-10	(7) 当組合が前記(2)により補てんを行ったときは、当組合は当該補てんを行った金額の限度において、盗取された暗証番号等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。	7. 当組合が前記２により補てんを行ったときは、当組合は当該補てんを行った金額の限度において、盗取された暗証番号等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。		変更
新:-10 旧:参考資料-10				

Page	改正後	現行	備考	差異
新:-10 旧:参考資料-10	**16_届出事項の変更等**	第16条_届出事項の変更等_		変更
新:-10 旧:参考資料-10	サービス利用口座を含む本サービスに関する印章、住所、氏名、電話番号、その他の届出事項に変更があったときは、当組合の定める方法（本規定および各種貯金規定ならびにそれら以外の規定で定める方法）に従い直ちに当組合に届け出てください。この届出は、当組合の変更処理が完了した後に有効となります。	サービス利用口座を含む本サービスに関する印章、住所、氏名、電話番号、その他の届出事項に変更があったときは、当組合の定める方法（本規定および各種貯金規定ならびにそれら以外の規定で定める方法）に従い直ちに当組合に届け出てください。この届出は、当組合の変更処理が完了した後に有効となります。_		削除
新:-10 旧:参考資料-10				
新:-10 旧:参考資料-10	**17_サービスの休止**	第17条_サービスの休止_		変更
新:-10 旧:参考資料-10	当組合は、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関する契約者への告知については、当組合任意の方法によることとします。	当組合は、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関する契約者への告知については、当組合任意の方法によることとします。		
新:-10 旧:参考資料-10				
新:-10 旧:参考資料-10	**18_サービスの廃止**	第18条_サービスの廃止_		変更
新:-10 旧:参考資料-10	当組合は、本サービスで実施しているサービスの一部または全部について廃止する場合、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。	当組合は、本サービスで実施しているサービスの一部または全部について廃止する場合、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。		
新:-10 旧:参考資料-10				
新:-10 旧:参考資料-11	**19_本規定の変更**	第19条_本規定の変更_		変更
新:-10 旧:参考資料-11	(1)_当組合は、「18_サービスの廃止」に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当組合の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定款約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	1._当組合は、第18条に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当組合の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定款約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		変更
新:-11 旧:参考資料-11				
新:-11 旧:参考資料-11	(2)_前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	2._前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:-11 旧:参考資料-11				
新:-11 旧:参考資料-11	**20_リスクの承諾**	第20条_リスクの承諾		変更
新:-11 旧:参考資料-11	本サービスの機能は、当組合所定のセキュリティ手段、盗聴等の不正利用等のリスク対策、および本人確認をしておりますので、これらについて十分理解し、リスクの内容に承諾を行ったうえで本サービスの利用を行うものとします。	本サービスの機能は、当組合所定のセキュリティ手段、盗聴等の不正利用等のリスク対策、および本人確認をしておりますので、これらについて十分理解し、リスクの内容に承諾を行ったうえで本サービスの利用を行うものとします。		
新:-11 旧:参考資料-11				
新:-11 旧:参考資料-11	**21_関係規定の適用・準用**	第21条_関係規定の適用・準用_		変更
新:-11 旧:参考資料-11	(1) この規定に定めのない事項については、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等関係する各規定により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。	1. この規定に定めのない事項については、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等関係する各規定により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。		変更
新:-11 旧:参考資料-11				
新:-11 旧:参考資料-11	(2) 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。	2. 振込取引に関する振込通知の発信後の取り扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。		変更
新:-11 旧:参考資料-11				
新:-11 旧:参考資料-11	**22_契約期間**	第22条_契約期間_		変更
新:-11 旧:参考資料-11	この契約の当初契約期間は、開始日（「ファームバンキング／ホームバンキング利用申込書」に記載の開始年月日）から1年後の応当日が属する月の月末日までとし、契約期間満了までに契約者または当組合から特段の申出のない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。	この契約の当初契約期間は、開始日（「ファームバンキング／ホームバンキング利用申込書」に記載の開始年月日）から1年後の応当日が属する月の月末日までとし、契約期間満了までに契約者または当組合から特段の申出のない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。		
新:-11 旧:参考資料-11				
新:-11 旧:参考資料-11	**23_譲渡、質入れ等の禁止**	第23条_譲渡、質入れ等の禁止_		変更
新:-11 旧:参考資料-11	本サービスに基づく契約者の権利は、第三者への貸与を含め譲渡、質入れ等はできません。	本サービスに基づく契約者の権利は、第三者への貸与を含め譲渡、質入れ等はできません。		

Page	改正後	現行	備考	差異
新:-11 旧:参考資料-11				
新:-11 旧:参考資料-12	**24 準拠法・合意管轄**	第24条 準拠法・合意管轄		変更
新:-11 旧:参考資料-12	本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する管轄裁判所とします。	本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する管轄裁判所とします。		

附則（2025J 革特発第 421 号）

（実施日）

この規定は、2025 年 10 月 1 日から実施する。

振込規定の一部改正について

（下線部分は改正部分を示す。）

改正	現行
１．（適用範囲） ～　（省略） 10．（通知・照会の連絡先） 11．（手数料） （１）（省略） （２）依頼内容の変更および組戻しの受付にあたっては、当組合所定の手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。また、依頼どおりの処理ができなかったときも、訂正組戻手数料は返却しません。 （３）組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、前項の組戻手数料は返却しません。 （４） ～（省略） （６） 12．（災害等による免責） ～　（省略） 15．（規定の変更等） 以上 （2025年10月１日現在）	１．（適用範囲） ～　（省略） 10．（通知・照会の連絡先） 11．（手数料） （１）（省略） （２）組戻しの受付にあたっては、当組合所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。 （３）組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却しません。 （４） ～（省略） （６） 12．（災害等による免責） ～　（省略） 15．（規定の変更等） 以上 （2020年４月１日現在）

付則

この規定は、令和７年８月１９日に改正し、令和７年１０月１日から実施する。